

10月6日（火）

出席委員

委員長 あくつ 広 王 君
副委員長 湯 澤 一 貴 君
同 渡 部 茂 君
委員 おくの 晋 治 君
同 くにば 雄 大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西 村 直 子 君
同 小 芝 新 君
同 せ お 麻 里 君
同 松 澤 和 昌 君
同 のだて 稔 史 君
同 横 山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田 中 さやか 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 石 田 ちひろ 君
同 安 藤 たい作 君
同 高 橋 しんじ 君

委員 須 貝 行 宏 君
同 つ る 伸一郎 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 鈴 木 博 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木 村 けんご 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 あ べ 祐美子 君
同 西 本 たか子 君
同 藤 原 正 則 君
同 このの 孝 子 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

渡 辺 裕 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

子ども未来部長
柏 原 敦 君

子ども育成課長
廣 田 富美恵 君

児童相談所移管担当課長
加 島 美 弥 子 君

子ども家庭支援センター長
崎 村 剛 光 君

子育て応援課長
三ッ橋 悦 子 君

保 育 課 長
立 木 征 泰 君

保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

福祉計画課長（特別定額給付金担当課長兼務）
寺 嶋 清 君

高 齢 者 福 祉 課 長
宮 尾 裕 介 君

高齢者地域支援課長
菅 野 令 子 君

障 害 者 福 祉 課 長
松 山 香 里 君

障害者施策推進担当課長
築 山 憩 君

生 活 福 祉 課 長
櫻 木 太 郎 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

国保医療年金課長
池 田 剛 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 課 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

学 務 課 長
篠 田 英 夫 君

区議会事務局長

米田 博 君

○午前10時00分開会

○あくつ委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○篠田学務課長　それでは私からは、昨日に引き続きまして、学校における新型コロナウイルス感染症の感染についてご報告させていただきます。

昨日、5日の委員会でご報告させていただいた学校とは別の学校の中学生1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。この生徒は、同居する家族の感染に伴いましてPCR検査を実施したところ、陽性が判明したものでございます。保健所によれば、この生徒に関わる生徒・教職員に濃厚接触者はいないということ、また症状のある者も見られないということではあるのですが、こちらの学校では合同授業ということで、複数の学級で一緒に授業をするといった形の取り組みもしてきているということがございますので、念のため、この生徒が在籍する学級の生徒全員と、同じ学年の一部の生徒と教員に対しまして、これから区の保健所がPCR検査を実施することといたします。こちらの検査結果が判明するのが8日の木曜日の予定でございまして、本日6日から8日までの3日間、こちらの生徒の在籍する学年の結局全ての学級に検査の対象者がいるということで、全ての学級をお休みするという事で、学年の閉鎖を行うということでございます。こちらの学校の校内では、引き続き消毒を徹底するとともに、保護者に対しましては生徒の健康観察に注意するよう呼びかけるといったところで対応してまいります。

○あくつ委員長　それでは、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和元年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び令和元年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算歳出のうち第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　おはようございます。

それでは、よろしく願いいたします。一般会計第3款民生費からご説明申し上げます。決算書の214ページをお願いします。

第3款民生費は、左から2列目の計に並びまして、予算現額889億1,179万8,133円、その3列右になりますが、支出済額は848億4,281万8,284円で、執行率は95.4%、対前年度76億4,827万4,981円、9.9%の増であります。増の主なものは、区内私立保育園経費、品川児童学園運営費などであります。

1項社会福祉費の支出済額は264億9,614万7,704円で、執行率は97%であります。

1目福祉計画費では、支え愛・ほっとステーション事業、民生委員活動経費、成年後見制度経費などを支出いたしました。

おめくりいただき216ページにまいりまして、下段にございます、2目高齢者福祉費では、介護予防支援ケアマネジメント等事業、認知症高齢者支援事業や戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事などを行いました。

3枚おめくりいただきまして、222ページにまいります。3目高齢者地域支援費では、高齢者社会参加促進事業や東品川シルバーセンター改修工事などを行いました。

次の224ページにまいりまして、下段にございます、4目障害者福祉費では、障害児者福祉施設の運営、障害児者総合支援施設建設などを行いました。

続きまして、236ページをお願いいたします。5目国保医療年金費は、国民年金事務費などがございます。

下段にまいりまして、2項児童福祉費の支出済額は452億1,601万8,839円で、執行率は94.5%であります。

1目子ども育成費では、すまいるスクールの運営、児童相談所移管推進事業などを行いました。

3枚おめくりいただきまして、242ページにまいります。2目子ども家庭支援費では、児童手当等の給付や子ども食堂開設・運営支援などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、246ページにまいります。3目児童保育費では、保育園や幼保一体施設などの運営や、八潮地区保育園の改築などを行いました。

続きまして、254ページをお願いいたします。下段にございます、4目保育支援費では、私立保育園や私立幼稚園の経費の支出やオアシスルーム・ポップンルームの運営などを行いました。

続きまして、262ページをお願いいたします。3項生活保護費の支出済額は131億3,065万1,741円で、執行率は95.5%、主なものは生活扶助費や医療扶助費であります。

民生費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、394ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計のご説明を致します。

歳入第1款国民健康保険料は、予算現額96億3,992万6,000円、4列右にまいりまして、収入済額は95億9,020万8,996円で、収入率は99.5%、対前年度3億30万8,518円、3%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が95億8,237万3,238円、2目退職被保険者等国民健康保険料が783万5,758円であります。

次の396ページにまいりまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額11万1,000円、収入済額は11万5,800円で、収入率は104.3%、これは保険料納付証明等手数料386件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額1,000円、収入済額は3,186万4,000円であります。

次の398ページにまいりまして、第4款都支出金は、予算現額232億5万4,000円、収入済額は228億5,760万5,289円で、収入率は98.5%であります。

第5款繰入金は、予算現額34億3,161万9,000円、収入済額は34億3,161万8,578円で、収入率は100%、一般会計からの繰入金であります。

次に400ページにまいりまして、第6款繰越金は、予算現額5億6,154万5,000円、収入済額は5億6,154万5,762円で、収入率は100%であります。

第7款諸収入は、予算現額5,627万3,000円、収入済額は5,309万5,940円で、収入率は94.4%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は5,874円で、一般被保険者加算金であります。

2項雑入の収入済額は5,309万66円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と、次の402ページにございます、3目一般被保険者返納金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、406ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額8億2,814万円、支出済額は7億9,495万3,200円で、執行率は96%、システム運用及び改修費などを支出いたしました。

次の408ページにまいりまして、中段にございます第2款保険給付費は、予算現額230億640万6,000円、支出済額は224億2,761万2,025円で、執行率は97.5%であります。

1項療養諸費の支出済額は195億6,737万531円であります。2枚おめくりいただきまして、412ページにまいります。2項高額療養費の支出済額は26億6,943万1,612円で、主なものは一般被保険者高額療養費4万6,697件分であります。

3項移送費の支出済額は21万2,045円で、一般被保険者移送費であります。

次の414ページにまいりまして、中段にございます4項出産育児諸費の支出済額は1億3,727万1,696円で、出産育児一時金318件分の経費であります。

5項葬祭費の支出済額は2,898万円で、414件分であります。

次の416ページにまいりまして、6項結核・精神医療給付金の支出済額は2,434万6,141円で、2万1,297件分であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額123億521万4,000円で、支出済額は123億521万2,209円で、執行率は100%であります。

1項医療給付費分の支出済額は87億5,580万2,729円であります。

2項後期高齢者支援金等分の支出済額は25億7,914万7,638円であります。

次の418ページにまいりまして、中段にございます3項介護納付金分の支出済額は9億7,026万1,842円であります。

第4款保健事業費は、予算現額3億3,992万5,000円、支出済額は3億498万1,269円で、執行率は89.7%であります。

1項特定健康診査等事業費の支出済額は2億9,311万8,320円で、特定健康診査1万9,141人分であります。

次の420ページにまいりまして、中段にございます2項保健事業費の支出済額は1,186万2,949円であります。

第5款諸支出金は、予算現額2億984万4,000円、支出済額は2億108万9,431円で、執行率は95.8%であります。

2枚おめくりいただきまして424ページにまいります。第6款予備費には、支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は以上でございます。

恐れ入りますが2枚おめくりいただきまして、428ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明いたします。

歳入第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額42億9,030万8,000円、収入済額は42億8,546万200円で、収入率は99.9%です。

第2款使用料及び手数料は、予算現額7,000円、収入済額は900円であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額2,063万2,000円、収入済額は1,501万1,480円で、収入率は72.8%であります。

次の430ページにまいりまして、中段にございます第4款繰入金は、予算現額41億4,520

万8,000円、収入済額は41億2,520万8,000円で、収入率は99.5%、一般会計からの繰入れであります。

第5款繰越金は、予算現額5,643万1,000円、収入済額は5,643万1,089円で、収入率は100%であります。

次の432ページにまいりまして、第6款諸収入は、予算現額2億3,266万円、収入済額は2億2,508万8,122円で、収入率は96.7%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

次の434ページにまいりまして、歳出をご説明いたします。第1款総務費は、予算現額2億1,182万9,000円、支出済額は1億8,439万1,973円で、執行率は87%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億5,739万400円で、システム運用及び改修経費などであります。

2項徴収費の支出済額は2,700万1,933円であります。

次の436ページにまいりまして、中段にございます第2款分担金及び負担金は、予算現額80億5,918万6,000円、支出済額は80億5,375万6,220円で、執行率は99.9%であります。

次の438ページにまいりまして、第3款保健事業費は、予算現額2億7,900万1,000円、支出済額は2億2,727万5,022円で、執行率は81.5%であります。ここでは健康診査費1万6,633人分などを支出いたしました。

第4款保険給付費は、予算現額1億6,800万円、支出済額は1億4,714万円で、執行率は87.6%、葬祭費2,102件分などを支出いたしました。

次の440ページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額723万円、支出済額は492万1,000円で、執行率は68.1%、過誤納保険料の還付金などであります。

第6款予備費には支出済額はございません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただきまして、446ページをお願いいたします。最後に介護保険特別会計をご説明いたします。

歳入第1款保険料は、予算現額55億3,632万2,000円、収入済額は54億7,300万3,585円で、収入率は98.9%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は5,400円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額54億4,585万9,000円、収入済額は55億3,444万8,665円で、収入率は101.6%であります。

1項国庫負担金の収入済額は41億2,144万3,000円であります。

次の448ページにまいりまして、2項国庫補助金の収入済額は14億1,300万5,665円であります。

次の450ページにまいりまして、下段にございます第4款支払基金交付金は、予算現額65億2,847万2,000円、収入済額は64億1,104万6,665円で、収入率は98.2%であります。

次の452ページにまいりまして、中段にございます第5款都支出金は、予算現額36億6,909万2,000円、収入済額は33億8,631万2,402円で、収入率は92.3%であります。

1 項都負担金の収入済額は3 1 億4, 4 6 7 万3, 0 0 0 円、介護給付費負担金であります。

2 項都補助金の収入済額は2 億4, 1 6 3 万9, 4 0 2 円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業交付金であります。

次の4 5 4 ページにまいりまして、下段にございます第6 款財産収入は、予算現額7 万4, 0 0 0 円、収入済額は7 万3, 5 4 6 円で、収入率は9 9. 4 %、介護給付費等準備基金利子であります。

次の4 5 6 ページにまいりまして、第7 款繰入金は、予算現額4 1 億5, 8 9 7 万9, 0 0 0 円、収入済額は4 0 億7, 6 2 0 万4, 6 8 0 円で、収入率は9 8 %、一般会計と基金からの繰入金であります。

次の4 5 8 ページにまいりまして、第8 款繰越金は、予算現額2 億6, 6 7 9 万6, 0 0 0 円、収入済額は2 億6, 6 7 9 万6, 2 1 0 円で、収入率は1 0 0 %であります。

第9 款諸収入は、予算現額1, 4 1 7 万9, 0 0 0 円、収入済額は1, 4 8 4 万6, 3 8 3 円で、収入率は1 0 4. 7 %、主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2 枚おめぐりいただきまして、4 6 2 ページの歳出を説明いたします。

第1 款総務費は、予算現額6 億6, 4 6 9 万8, 0 0 0 円、支出済額は6 億3, 1 0 5 万8, 3 4 7 円で、執行率は9 4. 9 %であります。

1 項総務管理費の支出済額は3 億5, 5 7 9 万8, 5 7 7 円で、システム経費などを支出いたしました。

次の4 6 4 ページにまいりまして、2 項徴収費の支出済額は4, 1 1 7 万6, 2 8 4 円であります。

3 項介護認定審査会費の支出済額は2 億2, 3 6 3 万9, 1 3 2 円であります。

次の4 6 6 ページにまいりまして、中段にございます4 項趣旨普及費の支出済額は3 4 0 万9, 8 0 0 円であります。

5 項介護保険制度推進委員会費の支出済額は6 5 6 万5, 1 6 0 円であります。

次の4 6 8 ページにまいりまして、6 項地域密着型サービス事業者指定等事務費の支出済額は4 6 万9, 3 9 4 円であります。

第2 款保険給付費は、予算現額2 3 1 億2, 9 4 0 万円、支出済額は2 2 7 億9, 2 1 5 万6, 5 0 9 円で、執行率は9 8. 5 %であります。

1 項居宅介護サービス等諸費の支出済額は1 4 3 億9, 5 5 4 万5, 2 7 6 円であります。

次の4 7 0 ページにまいりまして、下段にございます2 項施設介護サービス費の支出済額は6 0 億9, 8 9 4 万5, 9 8 6 円であります。

次の4 7 2 ページにまいりまして、3 項介護予防サービス等諸費の支出済額は9 億3, 2 7 8 万5, 1 0 8 円であります。

次の4 7 4 ページにまいりまして、4 項その他諸費の支出済額は2, 5 0 3 万4, 8 7 8 円であります。

5 項高額介護サービス等費の支出済額は8 億3, 9 7 9 万6, 8 5 7 円であります。

6 項特定入所者介護サービス等費の支出済額は4 億8, 8 1 5 万7, 6 8 4 円であります。

次の4 7 6 ページにまいりまして、7 項特別給付費の支出済額は1, 1 8 9 万7 2 0 円であります。

第3 款地域支援事業費は、予算現額1 6 億7, 0 1 3 万7, 0 0 0 円、支出済額は1 5 億6, 9 6 7 万3 3 2 円で、執行率は9 4 %であります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は1 0 億3 0 2 万9, 4 4 5 円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

次の4 7 8 ページにまいりまして、2 項一般介護予防事業費の支出済額は1 億3, 1 3 9 万9, 6 1 9

円であります。

3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は4億3,265万7,894円であります。

2枚おめくりいただきまして、482ページの下段にございます、4項その他諸費の支出済額は258万3,374円であります。

第4款基金積立金は、予算現額3,340万8,000円、支出済額は3,340万7,524円で、執行率は100%であります。

次の484ページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額1億213万1,000円、支出済額は1億185万8,763円で、執行率は99.7%であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

〇あくつ委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在30名の方の通告を頂いております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

〇芹澤委員 私からは、221ページ、品川介護福祉専門学校運営助成、247ページ、ひとり親家庭支援事業、229ページ、障害者の就労移行支援等の項目で、順不同でお伺いしていきます。

まず初めに、ひとり親家庭支援事業についてお伺いしていきたいと思います。今年度から東京都、ひとり親家庭の養育費の保証というものに乗り出したと伺っています。この制度の資料によれば、本来の受給率から2割程度しか養育費の受給ができていなくて、ひとり親の貧困問題の大きな足かせになっているという話があり、東京都の制度では、市区町村、ここで言えば品川区と、民間の企業が連携して、ひとり親家庭の方々から申請を頂き、養育費の保証をしていくという資料が出てきました。品川区として、今までひとり親家庭の支援というのは様々やってきましたけれども、養育費というところについてはまだ議論の最中なのかなと思っています。我々の会派からも、養育費不払いの問題について、何とか品川区で解消できないかというような要望も出ささせていただいておりますけれど、今の品川区の養育費の保証などの考え方について、まずお聞かせください。

〇三ッ橋子育て応援課長 養育費に関します品川区の考え方でございます。今現在は、委員ご指摘のように、東京都の制度なども勉強し、またほかの区の状況、例えば港区ですと面会コーディネートなどを新しくしているという状況は把握しているところでございます。区といたしましては、やはり養育費は生活費にも密着しているという部分を大きく思っておりますので、様々検討していきたいと思っております。

〇芹澤委員 前向きな答えだと思っております。今お話があったとおり、明石市から始まり、様々、自治体が養育費の支援について前向きに取組み始めてきて、だんだんほかの自治体の情報というのも集まってきたのかと思っております。品川区も、ひとり親家庭の支援というのは結構新しいこともやっていて、例えばしあわせ食卓事業であったり、あれは大変すばらしい事業だと思っております。ただ、やはり予算の中では回数や量に限りが出てくる中で、ある意味、本来もらえるべき養育費の保証をしていくというのは、ひとり親家庭の方々からすれば非常に大きな支えになるのかと思っていますので、積極的に取組んでいただければと思います。

続いて、障害者の就労移行支援等についてお伺いいたします。区の働き方改革の中で、昨日も少しお話ししましたテレワークというものを、今、進めてまいりました。厚生労働省の資料によれば、テレワークと障害者雇用というのは非常に親和性が高く、障害者雇用の間口を広げるツールとして使われ

ていると。それで、障害者テレワーク事例集というものも厚生労働省の中で出していますけれども、昨日、ICTの基本戦略策定についても前向きなご答弁があったと理解していますが、今後、各部署でテレワークを導入する、検討される動きがあると思っていますけれども、その中で一緒に、障害者雇用をどうやってICTとひもづけて増やしていくのかというのは、考えていただければと思いますけれども、そこについてご見解をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 障害者就労の中でテレワークが使えないかというようなご提案だったかと思います。テレワークにつきましては、やはり障害特性等々、個人の特性により、非常に適している面がございます。また、新たな生活様式あるいは働き方改革、世の中の流れを踏まえまして、今後、テレワーク等の研究をしてまいります。

○芹澤委員 行政のICT化という大きな機運の中で、併せて、乗じてといいますか、障害者の雇用というものの、機運をどんどん高めていく必要があると思っています。これは、行政だけではなくて民間にも、やはり障害者雇用の機運を広げていく必要があると思っています。

それで、コロナ禍の中でテレワーク支援というものを区も進めてまいりましたが、大変好評だったと伺っております。それで、今後の方向性の話になりますが、障害者雇用と例えばテレワーク。今お話しいただいたように、障害者の方々も様々な障害がありますけれども、障害者雇用とテレワークというものを合体させた支援策というものもご検討いただければと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 障害者雇用とテレワークについてのお尋ねでございます。現在、コロナ禍の中、就労移行支援事業所が、通所できずにテレワークでの訓練というものを自宅で行っている。様々な工夫がされております。そういった中で、知見や経験を積み重ねて、就労移行支援事業所の連絡会がございますので、その中で皆さんで論議をしながら、よりよい支援という形で積み重ねていければと思っています。

○芹澤委員 ICT化の流れの中で、私もいつもICTの話を各委員会ですべていただいていますけれども、ICTというのは基本的に、我々が便利になるという世界もそうですけれども、障害をお持ちの方々が障害を乗り越えるツールになるのがICTだと思っていて、目が見えない、耳が聞こえない、足が不自由な方々が、ICTを通じて一般の職場で一緒に働けるという環境をつくれるのが、ICT化だと思っていますので、これはぜひ各部署で、テレワークだけにとどまらずに、ICTを使った障害者雇用というのは可能性を模索していただければと思います。

最後に品川介護福祉専門学校についてお伺いたします。昨年度になりますけれども、予算特別委員会だったと思いますが、介護福祉専門学校の募集がなかなか定数に満たないという中で、私から、外国人材の活用について、石田委員からは営業職を雇ったほうがいいのではないかというようなお話をさせていただきました。まず、その検討状況に進捗があればお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 私から、介護福祉専門学校の人材に関するお尋ねに答えさせていただきます。

今委員からお話がありましたように、介護福祉専門学校の今年度、令和2年度の入学者数は18人ということで、確かに苦戦している状況にはございます。ただ、一方で、学校におきましては、各種のホームページをリニューアルしたり、あとパンフレットの刷新、それから動画投稿サイトYouTube等で学校の紹介動画を作成するなど、日々定員の充足に向けて努力をさせていただいているところでございます。

一方で、委員からご提案のありました外国人材、それから営業職の導入につきましては、結論から申し上げますと、まだ実現には至っていないというところでございますが、これからも様々なPRを施策

の一環として、導入に向けて検討を進めてまいりたいというところでございます。

○芹澤委員 今、人数のお話を頂きました。少し厳しいお話をすれば、40人の定数だったと理解していますので、その中で半分に満たないというのは、なかなか、しかもそのような状況が続いているので、少し危機感を持って大きな改革をしていく必要があるのかと思っています。その中で、今お話しいただいたように、パンフレットを作成していただいたりホームページを作ったりというような施策は理解しますけれども、大きな転換として、この人数を充足させるための施策を展開していただければと思います。

引き続き伺っていきますけれども、コロナ禍の中で、各学校は休校したわけでありまして、介護福祉専門学校に関しては、どのような対応を取られたのでしょうか。お聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 コロナ禍を受けまして、介護福祉専門学校も、感染の拡大防止という観点から、やはり通常とは違う学校運営を余儀なくされた部分がございます。ですので、例えば入学式といったものも、一部、時期をずらしたり形を変えたりせざるを得ないところがございます。一方で、授業の質はしっかりと確保する必要がありますので、オンライン授業を取入れたり、あるいは通常だった2学年一緒にやっていた授業を、カリキュラムを工夫することによって、学年を別々に行うといった工夫をさせていただきながら、通常のやり方を変えながら、何とか工夫して運営を進めているところでございます。

○芹澤委員 今、厳しいお話もさせていただきましたけれども、事業者は大変、介護福祉専門学校の卒業生に対して、本当に喉から手が出るほどいい人材だということも理解していますので、引き続きぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

以上です。

○あくつ委員長 次に、せお委員。

○せお委員 261ページ、私立幼稚園費、次に235ページ、戸越ルーム、あと障害者訓練センター運営費についてお聞きします。

まずは私立幼稚園費です。決算にあります私立幼稚園協会補助金、私立幼稚園振興費等補助金などは、品川区独自の補助金と認識しております。まずはこれらの補助金が出されるようになった経緯とといいますか、目的も含めて教えてください。

○若生保育支援課長 私立幼稚園協会補助金、それから私立幼稚園振興費等補助金というところで、目的、経緯としましては、品川区の私立幼稚園協会補助金に関しては、幼稚園相互の提携・協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充・強化を図り、もって幼児教育の公正に寄与することを目的としているものでございます。

それから、私立幼稚園振興費等の補助ですけれども、こちらにつきましても、運営において必要とする経費の一部を助成することにより、幼稚園の経営の安定と、保護者にかかる経費の負担軽減を図るといったことを目的として、これは、経緯としましては、昭和40年から実施しているものでございます。

○せお委員 まず背景として、私立幼稚園は財政状況が少し厳しくて人材が足りないという状況がありますが、一方で3歳から幼稚園に通わせたいという保護者の思いがあることも理解しています。ただ、特別な配慮が必要なお子さんを、入園時に定員割れしているのにお断りしたり、在園しているお子さんでも途中で障害などが判明したら退園するように促したりということが度々起きています。この私立幼稚園振興費等補助金の中に、特別な支援が必要なお子さんが在園している場合に補助が出るという、私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金が含まれていると認識しておりますが、その補助金はどのように

園が申請するのか、申請方法と、あと、何園利用していて園児何名分かをまずお聞かせください。

○若生保育支援課長 私立幼稚園経費のうちの心身障害児教育事業費補助金のお尋ねでございますが、まずこちらの申請方法につきましては、私立幼稚園各園の中で、障害をお持ちのお子様の入園を受け入れた場合に、この補助金の様式、こちらに区の様式をご提出いただいて、それに基づいて区が審査を行いまして、補助金、これは区では1人あたり年間30万円ということで支給させていただいているものでございます。

支給の園数でございますけれども、現在、私立幼稚園18園のうち8園が、この補助金を受給しているところでございます。

○せお委員 この心身障害児教育事業費補助金なのですが、合理的配慮のできる金額を検討していただきたいと思っていますが、現状、障害児1人を受入れると、どの程度の補助が必要なのかなどの調査をした上での試算というのは出ていますでしょうか。あと、先ほど8園とご答弁がありましたが、心身障害児教育事業費補助金があることを幼稚園はご存じなのでしょうか。園への周知はされているのか、そちらも併せてお聞かせください。

○若生保育支援課長 こちらの補助金でございますけれども、この補助金の金額についての調査、試算をしているのかというところでございますけれども、こちらの補助金に関しましては、区が支給している補助金以外に、東京都の私学助成での補助金も支給されてございます。そういったところで、区独自で障害児の費用が幾らかかるのかというところの調査は特段行っていないところではございますけれども、そういった都の補助も合わせた上で、適正なというか、こちらでも補助を上乘せして行っているということで、障害児の受入れを進めていただければということで進めているものでございます。

それから周知に関しましては、毎年度、こちらの補助金のご案内を、区から各園に通知させていただいて、周知しているところでございます。

○せお委員 保育園に通う条件が整っていない保護者で、障害児をお持ちの方にとっては、どこかで早く地域の一員になりたいという思いがあります。そして、多様な子供たちが同じ場で一緒に過ごすことは、どのお子さんにもとても重要で、今後の共生社会に向けて大きな影響を与えます。私立幼稚園はそれができる場所だと思っています。やはり前提として、品川区民の大切なお金を園にお渡ししているのであれば、品川区のどのお子さんも入園できる、退園させられない私立幼稚園であってほしいです。そこで、品川区が私立幼稚園を定期的に状況調査し、もしも不適切なことがあれば助言・指導などをするといった対策を取るべきかと考えますが、見解を伺います。

○若生保育支援課長 私立幼稚園に関しての各種補助金を区で支給させていただいています。当然、区の税金が原資となっているものでございますので、区としても適正に支払われているかどうかというのは、事後の報告をもらって確認しているところでございます。そういった不適切な事例がもしあった場合には、当然、区でも指導してまいりますけれども、現状そういった事例は見られていないところでございます。

○せお委員 幼稚園を退園させられた保護者には、自分たちのことは言わないでほしいという方もいらっしゃると思います。自分の子供が社会から隔離されてショックを受けて、お子さんの見られ方、将来のことなどを考えて、静かにしたいと考えるご家族が多くて、共生社会は実現されていないのが現状です。品川区の今までの知見をもって調査していただけると現状を把握しやすいと思いますので、ぜひ調査をお願いいたします。

次に移ります。235ページ、戸越ルームです。今年の予算特別委員会において戸越ルームの活用

ついて質問した際に、医療的ケア児の交流の場やご家族の相談の場になるとご答弁がありまして、先日の厚生委員会でも報告がありました。医療的ケア児やそのご家族の居場所は非常に少なく、さらに医療的ケア児の多くの知見をお持ちのフローレンスに参加していただくとのことで、とても楽しみにしております。こちらの事業概要ですが、インクルーシブな遊び場の提供、医療的ケア児親子の交流の場の提供、相談とありまして、それぞれ大切な事業だと思います。

そこで質問なのですが、設計に関してです。どのようなレイアウトといいますか、部屋の配置なのでしょうか。そして、インクルーシブな環境で一緒に遊べる場というのは、具体的にはどのような場所なのでしょうか。お聞かせください。

○松山障害者福祉課長 戸越ルームの場所についてのご質問でございます。まずインクルーシブの場所についてでございますけれども、もともと戸越ルームにつきましては、旧戸越ひまわり保育園があった場所でございます。大きな遊戯室が2室ございまして、インクルーシブについてはそのうちのどちらかで行うことを想定しております。レイアウトについてですけれども、今のレイアウトを大幅に変更するというのではなく、内装を工夫しながら、医療的ケアが必要なお子さんに対応できるようバリアフリー化をする予定でございます。

○せお委員 部屋の配置をお聞きしたのは、医療的ケア児の保護者はレスパイトの機会がほとんどないということです。事業概要の2番目に親子の交流とあります。親子で一緒にというのももちろん必要なのですが、保護者だけで交流する場もとても大切です。私もそうで、息子がもう6歳になりますが、そうなった今でも、同じ境遇の方々と同じ時間を共有するということは、気持ちが落ち着いて、またこれからも頑張ろうと思える大切な時間です。子どもが幾つになっても、ライフステージによって、不安や悩みは変わります。それを同じ境遇の方々と同じ共有したいという思いです。そこで、保護者だけで過ごす時間をつくれるように、戸越ルーム内に医療的ケア児の一時保育の場をつくるか、あとは別の場所に、今は1カ所しかないと認識しておりますが、保護者のレスパイトのための医療的ケア児一時保育の場をどこかにつくる。あとは、自宅に居宅訪問保育として来ていただく。要は、戸越ルームで保護者だけで話せる時間をつくれる事業の検討などがされているかお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 戸越ルームの運営についてのお尋ねでございます。まず戸越ルームにつきましては、職員体制を常時複数体制と考えております。例えば、お子さんの保育にあたるのは保育士が、保護者の相談は看護師がといった形で工夫することはできるということで、事業者と協議を進めているところでございます。また、レスパイト及び在宅支援についてのご質問ですが、レスパイトにつきましては、現在の戸越ルームが適切なのか、あるいは場所の確保等は別にしたほうがいいのか等々、様々な方法はありますけれども、安心して医療的ケアに対応できる事業者と今後も連携しながら進めていきたいと思っております。

また、在宅支援についてでございますが、コロナ禍でもあるために、事業者からはオンライン相談のご提案を頂いております。運営事業者は他区におきましても自宅へ訪問する事業の実績がございます。品川区におきまして今回の在宅支援の展開が可能なかどうか、今後、利用者のお声を聞きながら、運営事業者と共に検討を進めてまいります。

○せお委員 今回の戸越ルームの活用は本当に喜ばしいことですので、ニーズに応えられる内容をぎりぎりまで検討していただきたいと要望いたします。

次に、障害者訓練センターに移ります。障害者の雇用に関しては、今まで法定雇用率に換算されるのが週20時間以上の労働であって、これは障害者にとってかなりハードルが高いというお話を以前から

伺ってきました。この障害者訓練センターに伺った際も、訓練センターで２年間という決められた時間の中で、週２０時間以上の労働といった長時間、安定して働けるようになる方は少ないというお話がありました。そこで、超短時間雇用という働き方が注目されています。これは東京大学の先端科学技術研究センターの近藤武夫先生が提唱したもので、週１５分以上の雇用によって障害者就労の拡大が期待できるというものです。私も近藤先生にお話を伺いましたが、障害者が自分らしく生きることができて、同時に障害がある方もない方も相互理解ができ、共に過ごし、暮らしていける、すばらしい取り組みだと感じました。自立イコール、生活が保障されるお給料をもらうというのは、少し違うと思います。どこかに所属することで社会的アイデンティティを得る。それで十分ですし、このモデルのルールとして障害者へは職務遂行に本質的に必要なこと以外は求めないということがあるそうで、そういったことで、障害者にも企業にもメリットが生まれます。双方にメリットという点で、具体的には、企業側で、忙しい従業員の業務の中で、ほかの人にも任せられるような業務を切り出すことで業務の効率化が図られる。障害者側は、障害特性に合わせて、自分に合った業務だけできるということが挙げられます。今年の予算特別委員会のご答弁でも、短時間就労といった新たな手法も含めて雇用を進めるとありました。

そこでお聞きしますが、近藤先生が掲げる超短時間雇用というモデルを導入して、障害者雇用の促進に力を入れていただきたいのですが、障害者雇用の今後について品川区の見解を伺います。また、まだこのモデルが導入されない理由もお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 超短時間雇用についての今後の展開についてのお尋ねでございます。

委員ご提案のとおり、働きたいけれども長時間働けないという障害者の特性や状況によって、就労の機会がつかれない方がいらっしゃいます。そのため、超短時間雇用というのは、障害者雇用を突破する大きな手法の一つであると認識はしております。そのために、超短時間雇用を進めております川崎市の会議に参加させていただきました。会議の中では、東京大学の近藤先生の講義をお伺いし、また企業と事業者が一堂に会しまして、仕事の切り出しと利用者のマッチングということが行われており、勉強させていただきました。そういった企業や事業者との連携というのが今後一番必要なものだと思っております。

○せお委員 超短時間雇用というモデルは、川崎市、神戸市、渋谷区で導入されています。日本で初めてこのモデルを導入した川崎市ですが、先ほどもご答弁がありましたが、まず市内に就労援助センターが３カ所あって、そちらに所属している障害者の方を紹介したり情報提供したりする。それで、企業側で募集したい職種が決まれば、市が委託している民間事業者にもマッチングしてもらう。それで企業との調整を図るといった方法を取っています。もし品川区で超短時間雇用というモデルを導入するとしたら、このようなシステムがスムーズにいくかと思うのですが、このシステムについて品川区ではどのように考えているかお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 超短時間雇用のモデルについての考えでございます。実際、私も川崎市の会議に参加させていただきまして、東京大学の近藤先生ともお話をさせていただきました。実は、本年度ですけれども、近藤先生に、品川区地域自立支援協議会の副会長を務めていただいております。今、近藤先生に相談をしながら、ご助言を頂きまして、障害者就労全般について研究をしている段階でございます。今後、連携が図れるところがあれば、ぜひ積極的に図っていきたいと思っております。

○せお委員 川崎市を見に行かれたということで、ぜひ参考にさせていただいて進めていただきたいと思います。

さらに、超短時間雇用を進めていくにあたって、障害の当事者やご家族のニーズというのは把握され

ていますでしょうか。あと、障害がない方、特に雇用する企業側へ、多様な人と共に過ごすということへの普及啓発といったものはどのように行っていくのか、その2点についてお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 障害者の方とご家族のニーズということでございますけれども、やはり皆様、特別支援学校を卒業された後は一般企業に就職したいというのが大きな流れの目標になっております。また、企業についても、引き続き、一旦就職したとしても、また就労継続をしながら生活を維持していきたいというのが大きくございます。また、それは基礎調査においてもデータとして出ているものでございます。

次に、企業側への周知についてでございます。企業に対しましては、現段階では、障害者就労支援センターのげんき品川が、複数の企業と連絡会を持ち、周知を行っている段階でございますが、まだ区内全体のシステムというところまではなっておりませんので、今後とも連携先というものを、区側でも、区の内外を問わず増やして行って、重層的な仕組みをつくってまいりたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 261ページ、オアシスルーム・ポップンルームの運営、217ページ、成年後見センター運営助成ということで伺ってまいります。

在宅子育て支援ということで伺います。今、せお委員から、障害者の方の保護者の方の居場所も大事であるという話がありました。コロナ禍の影響で、誰もが先行きの見えない不安、そして仕事・収入の減の中で生活への不安を抱えている中で、どういう方にとっても生活と離れたところで息抜きをする居場所というのは大事だと思います。まず在宅子育て支援ということですが、今後の品川区の年少人口の予測が、将来人口推計で見ると、2036年にピークを迎える予測となっております。今後、品川区においては、まだ年少人口が増えるという予測がされております。子育て支援の取組みが大変に重要です。子育てに関して平成30年12月に実施したニーズ調査では、在宅で子育てをしたいと答えた方は、5年前の調査に比べ、約10ポイント減の21.6%との結果が出ました。働きながら子育てをしたいという方が多くなっているとの結果であります。しかし、今回のコロナ禍の影響を受けまして、働き方ということに大きく、影響、変化がありました。外出自粛のためにリモートワークが進み、自宅には夫がいるものの一日仕事をしている状況、また子供には関わらず、自宅でのリモートのために家族には、「ちょっと静かにしていてね」という、我慢を強いている状況。何かの支援が欲しいとの声があります。コロナ禍の影響を受けて、在宅でリモートをする環境が整っていない中で、在宅ワーク、仕事をしなければいけないという変化がありました。これに関してはまた別の款で取り上げてまいります。

現在、品川区の子育て支援では、チャイルドステーションとしての保育園や、25の児童センター、オアシスルーム、ポップンルーム、ゆうゆうプラザなど、様々展開していただいております。それらに加えて、またより一層、地域に、ふらっと立ち寄れる居場所が随所にあることで、子育て支援につながると思います。歳入の審議の際に、区内の子育て支援活動をしている団体と、情報共有の場を持っていく方向とのご答弁がありました。具体的な状況を詳しくお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 在宅子育て支援のご質問かと思います。現在、地域の活動と行政がよい距離感でどう取組めるか、また区としてどういう後方支援が必要かということを考えていきたいと思っております。まず手始めといたしましては、現在、子育て支援をしている方々のお声を聞きまして、活動に興味がある方の横のつながりを持ちたいということと、行政との意見交換をしたいというご意見を頂きましたので、ただいま11月に品川区で、親子が集まる場所づくりに興味がある方を公募しまして、この指止まれる形で集め、児童センター等で活動している行政の職員との意見交換の場をまず初めに

持って進めていきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

○新妻委員 地域でいろいろな団体の方が、子育てということで様々展開していただいております。また、そういう集まる場、集える場があるということなど、周知もされていることと思いますが、より一層、子育てに関わっている方々が、品川区ではこういうことを展開しているということを知るところの周知も、しっかりと取組みをお願いしたいと思います。コロナ禍でなかなかイベント等も中止になっていまして、本当に籠もってしまっている方も多くいらっしゃると思いますので、少しでもそういう集いの場があれば行ってみたいという方もたくさんいらっしゃると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、オアシスルームについて伺います。オアシスルーム、度重ねて、地域、品川区全体への展開を求めてまいりました。八潮・勝島地域への設置を求め続けておりますが、なかなか実現いたしません。勝島地域は若い世代が本当に多いです。また八潮団地は、団地という特性の中、都営住宅もあり、様々な形態の住宅がある中で悩みを抱えていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。そういう方がちょっと行けるような、子供を預けるところの、設置が急務だと思っております。設置状況をお知らせください。また併せて、これまで利用率や安全性に課題がありました、ものづくり創造センター内のオアシスルームの利用状況をお知らせいただきたいと思います。

○若生保育支援課長 委員ご案内のオアシスルームは、区としましても、区内の全エリアに広げていきたいという思いを持ってございまして、ご指摘の八潮・勝島地区については、空白になってしまっている状況が続いているということで、引き続き検討しているところでございますが、オアシスルームの性質上、やはり保育施設というところでございますので、立地条件として安全性や利便性といったところに一定の制約がある状況で、適地がなかなか見つからない状況というところが、現在、引き続きございます。ただ、これは全く候補がないわけではなく、具体的に検討は進めているところでございます。現時点では、なかなかこちらのオアシスルームについて開設するということの具体的なお話ができるものではございませんけれども、引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

それから、ものづくり創造センター内のオアシスルームの利用率につきましては、低い状態が続いていたものでございますが、令和元年度の実績に関しましては、利用率といいますか、利用数も若干改善してございます。ものづくり創造センターの年間の利用者延べ数は、全オアシスルームの中でも、平均の値をちょっと超えてきまして、開設から数年たって、周知が行き届いた、この場所が浸透したということで、利用者が伸びたのではないかと考えております。

○新妻委員 分かりました。引き続き取組みをお願いいたします。

ものづくり創造センター内のオアシスルームの状況も確認できました。ありがとうございます。

続いて、成年後見センター運営助成から、現在こちらで行っていただいております任意後見制度「あんしんの3点セット」の利用状況を伺いたいと思います。いつから始まって、これまでの延べ利用数をそれぞれお伺いしたいと思います。

○寺嶋福祉計画課長 社会福祉協議会が実施しております「あんしんの3点セット」、任意後見契約の件でございますが、開始は成年後見センターの開設当初からということで、平成14年からの開始になっております。利用状況といたしましては、「あんしんの3点セット」の契約は、令和元年度末で149件の契約があると報告を受けております。

○新妻委員 それぞれのサービスの中で、任意後見契約、あんしんサービス契約、公正証書遺言作成支援とありますが、これはそれぞれで契約ができるのか、もしそれぞれの契約ができるのであれば詳細

も教えていただければと思います。

○寺嶋福祉計画課長 基本的に３点セットということなので、３つセットで契約ということになりますけれども、例えば公正証書遺言の作成等につきましては、時期等々もございまして、契約後すぐに作るものでもないということなので、その部分につきましては、公正証書遺言を作成した方は、契約者のうち現在５９件と聞いております。

○新妻委員 分かりました。最近、ご相談の中で立て続けに、孤独死に関わることや、死んだ後のお墓のことなどでご相談を受けました。お墓に関しては、遠くにいる親戚よりも近くの知人に全てを託したいというお声です。受けられた知人の方も、私に何ができるのか、何をしたいのか、そういうふう悩んでご相談を頂きましたが、品川区にもアドバイスを受けたところ、双方にご理解いただけるいい形で進めることができました。今回の「あんしんの３点セット」、平成１４年からということです。民生委員をはじめ、また社会福祉協議会も、年１回のエンディングノート等の作成の研修も進めていると言われておりますが、今後何かもう少し知らせていけるためのことがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○寺嶋福祉計画課長 今、来年度に向けて、成年後見制度の利用促進計画というものの作成が始まるところでございます。その中で、ＰＲにつきましてもしっかり検討を進めていきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 ２４３ページ、奨学金貸付事業、後半は待機児童対策について伺います。

まずは奨学金です。自ら貸与型の奨学金を借りて学んでいる区内在住の大学生の方から、区の給付型奨学金を大学生まで広げてほしいという請願が署名つきで出されまして、さきの文教委員会で審査が行われました。その際も紹介したのですが、私も請願者の方からお話を伺いましたし、街頭で署名を集めているところも見に行かせていただいたのですが、その大学生の方の訴えに、通行人が次々と自ら署名をしに集まっておりました。自分も子供が大学に通っていたという方や、そのときは大変だったという方ですとか、あるいはこれから子供が大きくなるような子育て世代の方だったり、やはり高過ぎる学費の実態に、皆、共通して、世代を超えて悩んでいたりと、問題だと思っていることがよく分かりました。ましてや、コロナ禍の下、学生支援の必要性はさらに増していると思います。歳入のとき、のだて委員も質問したのですが、引き続き、大学生の給付型奨学金実施に踏み出すよう求めて質問したいと思います。

伺います。品川区奨学金貸付条例には、この事業の目的についてこう書いています。「修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け」云々とありますけれども、大学の高過ぎる学費というのは、世界的に見ても突出していますけれども、それにより苦しんでいる、経済的理由による修学等の困難さは、むしろ大学生ほど大きいのではないかと思います。なのに、なぜこの事業の対象から外れているのか、条例の目的との関係で説明いただければと思います。

○三ツ橋子育て応援課長 委員ご紹介の品川区奨学金貸付条例の目的でございまして、こちらに関しましては、「修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的とする。」としております。品川区では対象が、品川区に住所を有し、高等学校、高等専門学校、そして専修学校（高等課程）に在学中の方もしくは入学を許可された方とその保護者となっております。これを踏まえて、品川区といたしましては、昭和３５年から実施しております奨学金制度について、平成３０年度か

ら返還免除制度を実施しております。返還免除というものを実施したというのが、区として本当に大きな試みでございました。こちらに関しては、返還免除制度という名のとおり、本来、返還されて区の財政になるべきものが免除されるというものでございます。これは、区として相当の判断をもって実施しているところでございます。したがって、今、委員にご紹介いただきましたように、大学生もコロナ禍で大変だという、区としても状況は把握しておりますけれども、今は、平成30年度からの返還免除制度を検証する段階と捉えております。

○安藤委員 要するに、高校生への給付制度を始めたばかりだからということだと思うのですが、どうしてそれで、まさに今困っている大学生が待たなくてはいけないのか。高校生と大学生を対立させる必要はないと思います。高校生にやっていることが、大学生にやらない理由になぜなるのか、伺いたいと思います。

○三ッ橋子育て応援課長 大学生までにさらに拡大するためには、非常に多くの検証が必要となっております。まずは、今、この高校生の返還免除制度に関して検証している段階であり、大学生までの拡大は、現在のところ実施いたすことは考えておりません。

○安藤委員 一方、隣の港区なのですけれども、第3回定例会に、大学等の奨学金条例の改正案を提出しました。私は、委員会資料を取り寄せたのですが、港区では、これまでも大学への進学予定者も対象だったのですが、貸与制だったのです。これを今回、給付型制度を創設し、対象もさらに広げ、新型コロナウイルス感染症による経済苦に苦しむ大学生というのも追加した。その上、区内の福祉や医療系事業所、中小企業に5年以上勤務した場合は返還免除の規定も設けたと。金額は、所得に応じ、1人年間47.3万円から94.7万円を、人数も160人程度を想定し、予算を組んでいます。品川区は15人ですから桁が違うのです。品川区は、奨学金の貸付利子、基金の利子だけで運用しているので、15人と非常に少ないことに比べると、大変手厚いと思うのですが、率直に言って、随分、学生支援に対する姿勢、熱意が違うと思います。

その港区の制度の基本は、昨年から国が始めた給付型奨学金に上乘せ・横出しという形になっています。例えば、両親・子供2人のモデル世帯で私立大学に通う学生の場合、年収380万円を超えると国の対象外になるのですが、港区は今回の横出しにより、年収480万円未満まで、給付支援の対象が広がることになります。制度設計にあたってもよく研究されているようで、港区は17歳の子を有する、検証と言いましたが、研究と言いました。港区は、17歳の子を有する世帯が区内に何世帯あり、そこに世帯年収380万円未満とそれ以上で差がある大学進学率を掛けて、実際の大学進学見込み人数を割り出し、結果、区内における国の制度の対象となる学生等は何%になるのか、国の支援で足りるのか、足りないのかというのを、自分で研究して試算、検証しているのです。その上で独自の制度をつくったと。

文教委員会でも、先ほどの決算特別委員会でも、区は、大学まで拡大しない理由について、国がもう始めていますとか、あるいは平成30年度から大きな改革に踏み出したばかりで日もたっていないので検証が必要だと言いますが、伺いますが、国の制度があるから区の支援が必要ないと言っているのでしょうか。コロナ禍でこれだけ区内学生が苦しんでいる中、国の無償化、給付金・奨学金の対象になる学生はどれぐらいいるのか、それで足りるのかどうかとか、あるいは全体の何%ぐらいが対象になっているのか。少なくとも港区のようにつかんだ上でないと、国の制度もありますし、いろいろなところにも貸していますから、それは理由にならないのではないのでしょうか。伺いたいと思います。そして、港区のような検証こそ必要だと思いますが、いかがでしょうか。なぜやらないのでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 委員ご紹介のように、大学生を対象とした奨学金制度でございますが、国が授業料減免や奨学金拡大を行う高等教育無償化法案を閣議決定しておりますし、東京都や大学をはじめ、様々な事業者が奨学金制度を設けておりますので、区といたしましては大学までの奨学金を創設する考えはございません。

○安藤委員 非常に機械的な答弁だと私は思います。先ほど紹介しましたように、検証と言うのだったら、区内の学生がどういう状況にあるということはもちろんつかんでいただきたいですし、今紹介したような制度で、品川区内の学生がきちんと救済されるのか、支援が受けられるのかということをきちんとつかむことが必要だと思います。ぜひその検証が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 先ほど申し上げましたように、高校生の返還免除制度、平成30年度から実施しておりますものを、まずは検証してまいります。

○安藤委員 先ほど私が紹介しましたような検証も含めてやっていただきたい。早急にやっていただきたい。今苦しんでいる大学生は、4年間、まさに今、苦しんでいるわけです。その検証をもちろん早くやっていただきたいのですけれど、その間に、その学生の学ぶ権利あるいは将来などに大きく関わってきます。ぜひ早急に、検証ももちろん必要ですが、給付型奨学金を大学生まで拡大するよう求めて次の質問に移りたいと思います。

次に待機児童なのですが、このところ、区は、待機児童数が、昨年4月が12人、今年も13人になっているのだということをもって、実質的な待機児童は解消したなどとの認識を示し、議会の一部もそれを追認する場面が見られます。区の見解でも、待機児童が13人いるのに実質的に0ということ自体、冷たいと思いますけれども、問題はそれだけではありません。区が国基準に倣い発表している待機児童数が、不承諾数から保育園に入れない様々なケースを除外し、実態を反映したものになっていない。言わば虚構の数字を基に、待機児童は実質的に解消と言うのは、私は間違いだと思います。

委員長の許可を得てiPadに資料のデータを入れましたので表示したいと思うのですが、これは、国が自治体からの報告を受け、毎年発表している調査結果を基本に、担当課から聞き取って、私が作成したものです。一番右が、区が発表する待機児童数になります。黄色の部分は、国が待機児童に含めなくてよいという項目で、これらの合計が右から5番目の(A)というところですよ。これが合計になります。これに隣の転園希望者を足した数を、不承諾数から引くと、12人とか13人になるということなのです。しかし、黄色の除外項目の中に、「これを外すの？」というような項目が幾つかあるので、1つだけ伺いたいのですが、「求職活動を休止している者」。黄色の右から2番目です。これは具体的にどういう定義なのでしょう。また、これを国が待機児童に含めないとして品川区も同調していることに合理性はあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○立木保育課長 待機児童の定義の中の「求職活動を休止している者」に関しましては、入園の申込みの際に、求職をしているという証明の書類をつけていただきます。ハローワークに通っている等の書類になりますが、こちらのご提出を頂けなかった方、また4月入園は申込みをされましたが5月以降の申込みをされなかった方ということで定義されているものでございます。こちらは国が定義しているものでございます。区もそれに従いやっておりますので、そういった形になってございます。

○安藤委員 これは、私も事前に文書でやり取りして見解を聞いているのですけれど、こういうことなのです。求職活動中であることを事由にというか、理由に申し込んだのが、4月1日時点で求職活動を行っておらず保育の必要性が認められない状況にあることが確認できる場合、これは除いていいと国が言っていますということを言われたのですけれど、これは要するに、保育園に入れなくて仕事を諦め

たという方そのものではないかと思うのです。これを除外するというのは全く合理性がないと私は思います。さらに、下段の2020年4月の数字で言うと、ほかに、「認可外保育園利用者で保育料助成を受けている者」4名、「定期保育事業の利用者」86名、これは認可園に入れなかったから、やむなくこうした選択をしていることは明らかですし、また「特定の保育園等のみ希望している者」の「うち1園のみ希望者」の方以外。1園だけの方もいますけれど1園のみ希望者以外の方が285人もいるのですが、これは育休延長を会社に認めてもらうために申し込んでいないことは明らかで、通える範囲の保育園に入れなかった方々だと想像できます。

伺いたいと思いますけれど、さきの「求職活動を休止している者」92人も加えて、これらの合計は467人になるのです。少なくともこれらは待機児童として捉えるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。1点目です。

2点目は、毎年の文教委員会で、待機児童等が報告されているのですが、不承諾数と待機児童数だけでなく、こういう内訳についても発表することを求めますけれども、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 不承諾数から、待機児童から除く数については、国の基準に基づいて適正に算出しているものでございます。

○立木保育課長 内訳の公表に関しましては、解説つきで国の定義がされているものでございます。数値が独り歩きますと混乱するということもございますので、区としては、より分かりやすく、利用調整基準や入園内定者の最下指数を公表しておりまして、そちらのほうが利用者にとりまして有用だという形で公表しているところでございます。

○あくつ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、219ページ、認知症高齢者支援事業と、267ページ、生活困窮者自立支援事業、暮らし・しごと応援センターについて、265ページ、生活保護費についてお伺いいたします。

まず認知症高齢者支援事業なのですが、高齢者の方で新型コロナウイルス感染症の感染を恐れ、感染予防のため、あまり外出せず家や施設の中でひきこもりがちになってしまうケースが多いかと思われます。そうしたことで高齢者が認知症になる、症状が悪化するといった研究成果や専門医の見解が示されております。

そこで本区において、高齢者の方で、今回の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして認知症になってしまったという方は増えているのか。また、既に認知症の方の症状が悪化したということは増えているのか。状況とご認識を教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 コロナ禍を受けまして、区内の認知症の方がひきこもりになりがちでというところでございますけれども、はっきりとした確たるデータを取っているわけではないのですが、印象としては、少なくとも横ばいか、あるいは若干そういった方が増える傾向にあるというところは、各方面から話を伺っているところでございます。それにつきましては、これまで以上にきめ細かなサービス提供、例えばケアマネジャーによるサービス提供といったものがより重要になってくようかというところでございます。

○筒井委員 分かりました。今のところ横ばいか、やや増えているかぐらいの認識だということですが、やはりこれから新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長引くと、微増がもう少し増えていくのかと。また、今、認知症ではない人になってしまう可能性もありますので、今、幾つか対策のようなことをおっしゃられましたけれども、そうした認知症患者の増加や悪化を防ぐ対策というのは、具体的に今何かお考えなのでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症に対する取組みは、私どもでいろいろ展開させていただいているところでございます。事業によっては、コロナ禍の影響を受けて、これまでやっていたことが、なかなかその形どおりに難しいもの、あるいは影響を受けずにできるものと多々ございます。残念ながら、コロナ禍前のやり方がなかなか難しいというものにつきましては、例えば直接、対面によらずにできることはないかですとか、あるいは開催のやり方を工夫することによって、少しでも新型コロナウイルス感染症の影響を、全く受けないというのはなかなか難しいと思うのですが、少しでもその影響を受けにくくするような考え方を持って取組ませていただいております。

○筒井委員 普通の人でも、本当に精神的に参ってしまうような状況でもありますので、ぜひ高齢者の方を特に注意深く見守っていただきたいと思います。

続いて、暮らし・しごと応援センターについて伺いますけれども、これまで国や都、品川区では、雇用の維持・確保の重要な受皿として、持続化給付金や雇用調整助成金、貸付融資などで、企業や事業者向けの支援を行ってきたかと思います。しかし、そのような支援を受けても、いよいよ持ちこたえられず、この年末にかけて多くの企業・事業者の倒産・廃業や事業の縮小が行われるだろうとも言われております。それに伴い、雇用の受皿がなくなるため、年末年始にかけて多くの失業者が出るだろうと言われております。こうした急増するであろう失業者、生活に困った人に対して、暮らし・しごと応援センターがしっかりと対応できるかどうか非常に重要な問題になると思います。まず、現時点で既にご相談者が増えてきていると伺っておりますが、現在の対応状況をお聞かせください。また、前年度と比べてどの程度ご相談者が増えているのかお聞かせください。

○櫻木生活福祉課長 暮らし・しごと応援センターの状況でございます。今年度、令和2年4月から8月においては、住居確保給付金を中心とする相談が6,235件でございます。前年度につきましては、おおむね3,000件程度だということでございます。

○筒井委員 もう既に、現時点で前年度の倍あたりになっているということだと思っておりますけれども、非常にすごいスピード、ペースで増えているということです。今後、年末年始にさらに急増すると見込まれる失業者の方、生活困窮者の方がご相談に来られた場合、支援の人員確保など、しっかりと対応できる体制は取れるのでしょうか。また、8月時点での完全失業率は3.0%、有効求人倍率は1.04倍であり、再就職先が見つからない、働きたくても働き先がない、雇用の受皿がないという状況ですが、そうした状況の中、どのような支援を行っていくおつもりでしょうか。2点伺います。

○櫻木生活福祉課長 大変申し訳ございません。1点訂正がございます。昨年度の相談実績が正確には4,766件でした。訂正いたします。

体制につきましては、現在、特に今年度の4月・5月で相談が急増したことがありますので、主に生活福祉課内での応援体制を取っております。現在のところは相談が若干落ち着いてきているのですが、また急増した場合については生活福祉課内で、ケースワーカーの応援を中心としたバックアップ体制を取ってまいりたいと思います。今後の支援という点につきましては、これまでの相談等で経験を蓄積しているところと、あとは相談体制を、対応できる相談員数を増やしていくということで、仮に急増した場合においても十分にご相談に応じられるような体制を取ってまいりたいと思っております。

○筒井委員 体制のほうは分かりました。具体的な支援策。これは非常に厳しい状況かと思うのですが、どのように具体的な支援を行っていくのかをお聞かせください。

○櫻木生活福祉課長 暮らし・しごと応援センターで直接ご支援できる内容としましては、住居確保給付金として、職を失われた等で住居を失う恐れのある方に対して、一定の要件を満たされる方に家賃

相当額を給付するという支援を引き続き行っていきます。また、職を失われた方については、就業センター等と連携して、相談いただいた方に関して、そちらをご紹介、ご案内するなど対応してまいりたいと思っております。

○筒井委員 分かりました。しっかりご対応をよろしくお願いいたします。

続いて生活保護費に移りますけれども、今後、どうしてもそうした就労支援も成果が出ず、生活保護を受けられる方が増えてくるのかと考えておりますけれども、この生活保護は外国人の方も受給しているかと思っておりますけれども、その人数と国籍別の内訳を教えてください。また、受給できる外国人は誰でもよいのか、もしくは在住者や永住者など特別な資格を有することが必要なのかも教えてください。

○櫻木生活福祉課長 現在の外国人の受給者ですが、令和2年9月末現在で143名となっております。国籍としましては、アジア系の方が89名で、残りはそのほかという形になっております。要件としましては、永住者、定住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者等、特別永住者、難民認定を受けた方ということが要件となっております。

○筒井委員 分かりました。外国人の生活保護の受給に法的根拠もしくは法律上の根拠というのはあるのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 外国人の受給につきましては、生活保護法の適用ではございませんで、行政等の通達等に基づく行政措置として、事業として実施しているということでございます。

○筒井委員 これはそうでありまして、平成26年、2014年7月18日の最高裁判決にも、生活保護法の適用対象に外国人は含まれないと。それで、今おっしゃられたように、行政措置による事実上の保護になるということです。それにとどまるということでございます。この事実上の保護の根拠が、昭和29年、1954年の厚生省の通知でございます。生活保護において、日本人は法律上の保護を受けられる。一方で外国人は事実上の保護ということになっております。根拠は66年前の通知のまま。これは非常に、法的安定性、行政執行の安定性から言って問題ではないかと考えております。大阪市での中国人による集団申請の事件、そうした悪用事例もありますし、瀕死の場合など緊急性が高い場合を除き、そうした外国人の方の生活保護といった生存権保障は、第一義的にはその外国人の保有国籍国が負担すべきものかと考えております。

これにつきまして、とりわけ品川区議会ではまだなかったのですけれども、私が確認する限り、埼玉県議会と葛飾区議会でありまして、埼玉県議会埼玉県議会議員の方が同様の質問をしたとき、埼玉県の答弁としては、やはり本来、最低生活を営む権利は日本国籍を有する者に限られると考えると。それで、生活に困窮した外国人を救済する必要がある場合には、生活保護の準用ではなく別の制度により行うべきと。それで、埼玉県では平成22年から毎年、国に対し、生活保護の準用ではなく異なる制度として国において対応するよう要望しているところで、今後とも国に対し、外国人に対する生活保護法準用の取扱いの見直しを強く求めてまいりますと。それで葛飾区の、区議会議員に対する区の答弁は、第一義的には、その者の属する国家が負うべきということになっております。このように、日本人が、外国に行ったら日本と同様の生存権保障制度を受けられるのかといった相互主義の有無などを考慮して、法的安定性、行政執行の安定性が保てる、日本国民が納得する法整備を行うべきと、現状の見直しをしていただきたいと国に求めるべきだと私は考えるのですけれども、区のご見解はいかがでしょう。

○櫻木生活福祉課長 外国人の受給に関しては、様々な議論等があるのは承知しております。生活保護に関しましては、第一号法定受託事務ということで、一義的には国の指針・方針・法律にのっとり

行っていくところでございますので、現時点ではそのような対応をしまいたいと思っております。

○筒井委員 ただ、先ほどから繰り返し述べていますとおり、やはり第一義的には外国人の保有国籍国が負担すべき話であって、根拠がずっと昭和29年、1954年の厚生省通知のままというのが非常に、今後外国人の方をどう保護するのか、やり方はともかく不安定ではないかと考えております。今後、コロナ禍で生活保護目当てに外国から日本に押し寄せるおそれもありますし、そうすると現場となる自治体が、結局、その裁量で判断しなければいけないということで、すごく負担になるかと考えております。そもそも最高裁判所判決の2014年からもう既に6年がたっておりまして、国がこの問題を放置しているまま、66年前の厚生省通知のまま、それに頼って運用というのは非常におかしなことだと思いますので、品川区としてもしっかりと、葛飾区や埼玉県に倣って、国に対して問題提起というものを行っていただきたいのですけれども、それについてご見解はいかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 委員ご指摘のような点も含めて、国において様々な議論があることは承知しております。そのような議論も踏まえて、国の議論の方向を確認しつつ対応をしまいたいと思っております。

○筒井委員 現場の職員も大変かと思っておりますが、少しいびつな状況かと思っておりますので、引き続き私も注視して、この問題を追っていきたいと思います。ぜひ品川区も国の動向もしくはご自身の見解を固めていただいて、ご対応をよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○あくつ委員長 次に、田中委員。

○田中委員 247ページ、2項児童福祉費、3目児童保育費、251ページ、のびしなプロフェッショナルスクール、254ページ、4目保育支援費、243ページ、児童相談所移管推進事業、239ページ、しながわネウボラネットワーク事業について伺います。

歳入でも、保育の質の確保・向上に向けて質疑を行いました。その観点から引き続き質問します。今回は、東京都保育士等キャリアアップ補助金を受けていない公設民営区立保育園について質問します。区が都のキャリアアップ補助金制度に倣って公設民営事業者に財務情報を求め、区のホームページで公表したことは評価します。歳入の質疑では、私立認可保育園の財務情報等で人件費割合と保育従事職員人件費割合で差があることを指摘しました。区は、公設民営保育園の保育従事職員人件費割合の差を確認しているのでしょうか。その結果をどう評価しているのか伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 公設民営保育園のキャリアアップ補助金に対する財務情報の公表についてのご質問かと思われます。財務情報の公表につきましては、東京都のキャリアアップ補助金で公表している形式に合わせまして、公表しています公設民営保育園については、東京都のキャリアアップ補助金の対象にはなりませんけれども、区で独自に補助しております。ただし財務情報の公表につきましては、見やすいような形で、東京都の様式と合わせて公表している次第でございます。

人件費割合につきましては、東京都の財務情報等の公表においても公表されておきませんので、区も財務情報の公表につきましては、同様に特にホームページ等で公開しているところではございません。

○あくつ委員長 田中委員、もう一度、そのところを質問していただいていいですか。

○田中委員 すみません。保育従事職員人件費割合を確認しているかどうかです。

○吉田保育施設調整担当課長 大変失礼いたしました。公設民営保育園の保育従事職員人件費割合については確認しておりません。

○田中委員 保育従事職員人件費割合を確認していないということで残念でした。区は認識がなく、

事業者には保育従事職員人件費割合を聞いてほしいということだったので、生活者ネットワークは直接事業者に伺いました。その結果、区のホームページで人件費割合 56.3%と公表されている園は、保育従事職員人件費割合にすると 50.2%です。もう一園は、ホームページだと 43.3%で、保育従事職員人件費割合だと 62.2%になります。ほかの私立認可園とは異なり、保育従事職員人件費割合は高いと思いますが、厚生労働省が想定している 8割には届いていません。先ほどのご答弁の中にもありましたが、事業者は東京都のキャリアアップ補助金の書式をそのまま使用して財務情報等の提出をしています。そのため、保育従事職員人件費割合も記入して区に提出しているので、ぜひ確認していただきたいと思います。区内保育園全体で、保育従事職員が長く勤められる環境を整備することで、保育の質の向上につながると考えます。本来ならば区のホームページで保育従事職員人件費割合まで公表し、誰もが点検できる状況が望ましいのですが、まず一步として、区に保育従事職員人件費割合の認識を持っていただきたいと思います。それで、財務情報の確認は、保育の質の確保のために重要だと考えますが、見解を伺います。

次にいきます。認可保育園について伺います。他自治体で、ある保育事業者が新型コロナウイルス感染症による休園・登園自粛中に、保育士への休業補償制度を利用し不正を行ったと報道されました。問題は、この事業者が品川区内でも病児保育を含んだ保育園を運営していることです。報道後、品川区が事業者に対して、区内保育園の状況を確認したことは評価します。確認した結果を改めてお知らせください。

○若生保育支援課長 ご指摘の事業者に対しましては、6月にそういった記事というかマスコミの報道があったものですから、私どものほうで事業者をお呼びしまして確認を取ったところでございます。その結果ですけれども、事業者から、これは他区の事例ではあったのですが、国の通知に基づいて対応してきましたというところと、国が通知の中で若干解釈を変更してきた部分がございまして、国が最終的に6月に出した通知は、コロナ禍においても従業員の、これは常勤・非常勤・派遣・パート等を問わず、通常の賃金を支払うように、実態は働いていなくても通常の賃金を支払うようにという通知が出てきましたので、それに基づいて事業者は適正に給与支出を行う。できていないところは、これから行いますというようなことで確認を取ったところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 東京都のキャリアアップ補助金に基づいて公表しているところでありますので、今後も公表している資料につきましては、その様式に合わせて対応していくところでございます。

○田中委員 公設民営園の保育従事職員人件費割合に認識を持っていただきたいということですので、どうぞお願いします。

それで、私立保育園です。他区での事件について、その後、区民や園関係者から当該事業者が運営する区内園についての情報提供がありました。内容は、問題になった事業者と保育園園長との会話です。緊急事態宣言中に、保育士の収入確保のために、国から特例措置として出た補助金を保育士のために適正に使いたいとする園長と、なるべく保育士をシフトに入れず、それを利益として確保したい事業者との音声記録です。この記録は、当事者から、区への情報提供に使ってよいと許可を得たものです。会話の中で当該事業者が、2,000万円の利益を出しているという品川区の園を例に挙げ、そこでもシフトを減らしているのだから、同じようにするようにと強要する発言をしています。本来、保育園運営は、国等の補助金を適正に運用していてもほとんど利益は出ないはずですが、区として、2,000万円の利益という事業者の発言についてどのように受止めているのでしょうか。また、この情報を受けた後、区

はどのような調査を行ったのか伺います。

○若生保育支援課長 ご指摘のありました件ですけれども、こちらはその法人の内部のやり取りというところでございますので、私どもとしましては、そういった音声データは入手しているところではございませんので、事実としてどうかというところは確認できていないものでございます。

○田中委員 記録については、音声と音声を文字に起こしたものが区へ情報提供されています。内閣府の「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」では、事業における不正の早期発見について寄せられた意見に関して、関係者からの聞き取りや現地訪問等を行い、事実確認をすること、事案の緊急性や重大性を踏まえ、通告なしの監査を行うこと、同一事案の発生可能性が高い場合などは、市区町村と都と情報共有を行うことが示されています。今回の情報提供から、事業者には事実確認をする必要があり、都や他自治体と情報共有する必要があったと生活者ネットワークは考えますが、いかがでしょうか。

○立木保育課長 指導検査に関しましては保育課が担当しておりますので、お答えいたします。こちら、指導検査に関しましては定期的に入っております、こちらのいわゆる法人関係の書類・会計部門のチェックといったこともやっております。特段、問題は見受けられないという形で済んでおります。

また、先ほどチェックをする、聞き取りをするということでしたが、所管より法人にはきちんと聞き取り調査をしていると聞いてございます。

○田中委員 区の指導検査実施要綱の基本方針では、経営適正化の観点を踏まえて実施すること、法令等に違反または運営が著しく適性を欠いているために、施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるとあります。この事業者は、歳入の際にも触れましたが、保育衛生費などを一切記述しておらず、生活者ネットワークが電話で問合わせたところ、答えられないとした事業者です。歳入のときに、区は、空欄だからといって一概に運営について適性を欠いているとは言えないという答弁でしたが、保健衛生費などの空欄に対して区が事業者に問合せをしたり、ここの事業者は保育従事職員人件費割合がとても低いのです。その低さを指摘して理由を聞いたりしていれば、区の指導検査実施要綱の基本方針の運営の適正を欠いている状態であるということ、ある程度、伺えたのではないかと考えます。区としての監督責任をどのようにお考えか伺います。また、この基本方針では、法令等に違反していることを前提としていますが、運営が疑わしいときに調査・検査をしてこそ法令違反が分かるのではないのでしょうか。伺います。

○立木保育課長 保健衛生費に関しての答弁は、法人で一括購入して園に配布しているというケースも考えられますので、一概にそれが不正を行っているということには捉えられないというお答えだったと思います。

それから、個別監査等、例えば命に重大な危険がある等におきましては、すぐさま対応してございます。区としてやるべきことを検査として行っているところでございます。

○田中委員 保健衛生費などの財務情報等の公表が何のためにされているのかといったことは、財務情報等の中で不正というのかおかしなところがあったら指摘し、そして保育の質を高めていくためですよね。ですので、保育課としてきちんとチェックしていなければならなかったと思います。それで、区内園でも補助金の不適切な運営がされているのではないかと情報提供があった際に、流用等を疑って、区としてすばやく調査・追及すべきだったと考えます。また、保育関係者から、当該事業者の区内園で虐待事案があったことについても区に報告していると聞いています。先ほどの私立幼稚園での質疑の中で

も、補助金等の区のチェックを求められていました。問題意識はこの保育園でも一緒です。ですので、ぜひ確認してほしいと思います。区の責任は重大ではないかと改めて見解を伺います。

○立木保育課長 区が検査権限を持ってございます。指導権限は非常に強いものでございます。これは、法人運営にも非常に影響が大きいものでございます。したがって、ルールにのっとりまして、厳正・公正に実施しているところでございます。

○田中委員 品川区の保育の質を追求する姿勢というのがとてもよく分かりました。

次にいきます。のびしなプロフェッショナルスクールです。2019年から、のびしなプロフェッショナルスクールが実施され、研修状況など資料を提供して頂きました。保育の質の向上のために様々行われていると確認しましたが、認可園からは、研修に積極的に参加したくても、その分の保育士を補填することが難しいと意見が寄せられています。研修への参加を促すためにも、研修時に減ってしまう保育士の補填について区がフォローすべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、今年度の5歳児、年長についてです。新型コロナウイルス感染症の影響から、小学校に上がるジョイント期に必要な体験ができていないと不安の声が寄せられています。例年の体験ができない今年度の5歳児に対して、学校との連携などをどのようにフォローし、小学校につなげていくのか、教育委員会や学校と協議などを行っていれば、その状況についてもお知らせください。

○立木保育課長 2点、ご質問を頂きました。

私立保育園の方も対象にした、のびしなプロフェッショナルスクールの研修は、昨年度、7回ほど実施しております。全体の数が51回ございますので、そのうちの7回は参加していただいて、延べ318人ほど参加していただいているところでございます。参加する場合の人的補償に関しましては、私立保育園公定価格の中に、研修参加の際の人的補償というものが含まれております。こちらには、年間に保育士1人あたり3日分、補償されておりますので、そちらで対応できていると考えております。

それから、保幼小のジョイント事業でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の関係で、やはり子供同士の交流など、しばらく、半年ぐらひは学校にお邪魔することも控えていたという状況でございます。ただ、そういった中でも、小学校へのスムーズな連携というところでは、感染防止に留意しながら、例えば、5歳児は朝の会をやる。それから教室形式に座って話を聞く。それから、学校の職員・教員の方と保育園の職員・保育士が、いろいろ情報交換等、勉強会等、やっている。それぞれ学校と園とで工夫してやっているところです。今後、新型コロナウイルス感染症の様子を見ながらになりますが、園児と学校にお邪魔させていただいて、学校の例えば就学に向けての経験や知識を蓄積してもらうというような形を、今、探しているところでございます。

○田中委員 研修についてです。保育士の補填について対応ができているというご答弁だったのですが、現場からはやはり足りないという声が聞こえてくるので、ぜひ区がフォローすべきと考えます。

次の質問にいきます。児童相談所です。区立児童相談所の実施設計委託費が計上されています。9月3日の工事計画説明会に出席し、進行状況が見えてきました。一時保護所部分については非公開であるのは理解しますが、子供の安全を考えたときに不安を感じる部分があったので説明いただきたいと思います。

施設内は、子供を返してほしい保護者と、その子供が接することがない設計となっているのか、動線が気になっています。子供が窮地に陥るような造りでないことを具体的に確認させてください。例えば、一時保護所が上階となっていますが、取り返しに来た保護者が勝手に上階に上がれない設計になっているのでしょうか。伺います。

そして、関連して、国の今年度予算で、子どもの権利擁護に係る実証モデル事業が計上されています。子どもの権利表明を受止める体制構築に向けて、国も動き出しています。2019年の決算特別委員会で、生活者ネットワークは子どもの権利擁護の仕組みを求め、担当課長は仕組みを考えていきたいと答弁をされました。現在の検討状況や設置に向けた取組みについてお知らせください。

○加島児童相談所移管担当課長 まず、子どもを返してほしい保護者と子どもとの動線に交わりがあるかどうかというお尋ねについてですが、こちらについては、設計上、そのようなことがないよう配慮をしております。あわせまして、子どもの権利に関する検討状況でございますが、まず児童相談所においては、子どもの最善の利益に資することを目的に行われるものですので、一時保護した子どもをはじめ、施設入所、里親委託等の措置をした子どもに係る権利擁護の取組みについて、今後検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員 児童相談所の建設について伺います。今回、基本設計と実施設計を請負った建設事業者についてです。特別区議会議員講演会で、自治体の設計資料を確認すると、児童相談所の実態をつかめていない設計になってしまっている事例があるという講師の話がありました。今回、品川区立児童相談所の基本設計・実施設計を請負った建設事業者は、専門性がある事業者であるのか、現在の建設設計案は児童相談所に適した設計となっているのか、確認したいと思います。また、区としても児童相談所に適した設計となっているのか判断すると思いますが、こういった知見を基に判断するのか伺います。開設はまだ先ですが、区立児童相談所の職員、会計年度任用職員の配置を検討しているのであればお知らせください。

○加島児童相談所移管担当課長 まず設計事業者の件についてですが、こちらは基本設計の前段階にプロポーザルを行っており、公募型で実施しております。設計実績、企画提案能力、児童相談所・一時保護所の業務理解などの面から審査を行い、最も優れた提案を行った業者を選定し、契約を締結いたしました。また、職員、のこうした児童相談所に関する知見の蓄積についてですが、これまで視察やアドバイザー会議等において有識者から意見聴取をしておりますので、そういったものを職員は活用しながら、設計事業者と切磋琢磨して今回、図面を仕上げてまいった次第でございます。

それから職員の配置につきましては、こちらは現在、常勤を中心に検討を行っておりますが、必要に応じて会計年度任用職員等の雇用も考えてまいりたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、261ページ、認可外居宅訪問型保育、これに絡んで243ページ、奨学金貸付事業について、223ページ、高齢者社会参加促進事業について、間に合わないかもしれませんが267ページ、進学支援給付金について伺いたいと思います。

まず、認可外居宅訪問型保育についてですけれども、今年から東京都が実施するベビーシッター利用支援事業の活用が始まりました。一方、今年、マッチングサービスでしたけれども、ベビーシッターが相次いで性犯罪で逮捕されるというようなことが起こっております。それで、加藤前厚生労働大臣も、都道府県が保育士認証を交付する保育士などとは違い、ベビーシッターは居宅訪問型保育事業の届出を行えば活動が可能になってしまう。そのため、犯罪履歴の有無で活動を停止させることができないといった趣旨の発言をし、問題点は指摘しているところです。一方で、東京都の事業について、区は6月の定例会の答弁で、「本事業の責任の所在につきましては一義的には事業者にあるものの、最終的には運営主体の東京都が行うものと認識しております」と答弁されております。ですが、危険にさらされるのは、品川区の場合であれば、やはり区民ということになりますし、そもそも本事業、東京都の事業は、

認可保育所等に入園できなかった児童を対象にしているわけですから、結局のところ、保育所の定員枠を用意できない区の責任も極めて大きいと考えます。どうすれば区民が安全にベビーシッター事業を利用できるのか、区としても対策を講ずべきと考えますが、ご見解を伺います。

○若生保育支援課長 ご指摘のベビーシッター利用支援事業でございますけれども、ご指摘いただきましたとおり、本年度から東京都の事業者連携型というスキームを区としても利用して事業を行っているところでございます。この中で、先日来、報道等もございました、マッチングサービスの件、報道にあったような事例につきましては、都の事業とは別形態の事業になっておりまして、東京都がベビーシッター事業を行うにあたって、事業者から、都の基準を満たした上で登録している。こういった形態になってございまして、単なるマッチングサービスによって派遣するというようなものとは別形態になってございます。そういった意味で、東京都のほうの基準は、必要な研修を受けるですとか、必要な資格といったものも審査している部分でございまして、そういったところで適切な審査が行われた上で、質の確保というのは一定行われていると認識してございます。

○松本委員 そのマッチングサービスであったことというのは、もちろん重々承知しているところでございますが、ただやはり、繰り返しになりますけれども、これは区民の生命・安全というところが問題なので、東京都任せでいいのかというところがあると思います。それだけだったら、やはり区としては無責任になるのではないかと思います。

いろいろな考え方があるとは思いますが、今日は試行的に独自事業を展開することも一案ではないかというところで、少し申し上げたいと思います。例えば、区在住の学生と連携してみてもどうかと考えるのです。先ほども安藤委員から、大学生向けに区独自の返還免除型奨学金を設立してほしいという請願についての質疑がずっとあったわけですが、これは私も名を連ねておりますが、残念ながら委員会では不採択ということになりました。やはりいろいろと区も考えるところはあるのだと思いますけれども、ここで返還免除型の奨学金と、地域貢献事業、あるいはベビーシッター事業などを連結させるというアイデアも、これはアイデアですが、あるのではないかと私は考えています。

ベビーシッター事業が、なぜ性犯罪につながっていくかというところ、あるいはどう防ぐかというところですが、そもそも性犯罪の意識、意欲がある人をどう排除するのかというところが一番重要なところだと思うのですが、やはり真意を見抜くというのは、なかなか難しいところだと思います。

そこで、性犯罪の意識を持って子どもに近づくということが、第一の目的ではない。目的ではないという人を活用する方法がないか、目的がない人を活用するというのを、我々も検討していかないといけないのではないかと考えています。長々になっておりますけれども、例えば返還免除型奨学金の返還免除事由に地域貢献を設定すると。これはほかの自治体でも、例えば消防団で活動している人については奨学金の返還免除をやっていくというようなところもありますし、先ほど港区の例もありました。それで、この地域貢献の点で言ったら本委員会でも、昨日、例えば町会のウェブサイトの担い手不足などの議論が上がっていました。担い手不足だと言うのですけれども、ではどうやって若い人たちの登用していくのかというインセンティブのところなかなか弱いところで、このインセンティブというところで、例えば奨学金の返還免除といったものを使っていく。それで、地域貢献というものを例えば返還免除の事由に挙げていく。それで、その地域貢献の1つのメニューとして、地域での有償ベビーシッター活動を挙げていく。それで利用者からの評価を折ごとにしていけば、奨学生、大学生たちも真剣に取り組むのではないかと思いますし、やはりベビーシッターは顔が見えないというのが結構怖いところなので、地域で育った、地域で育ててきたような学生を対象にするということで、顔も見えやすいのではないかと

と思うのです。それで、もちろんこれは研修をしっかりやらないといけないと思うのですが、こう言うと、これはあくまでアイデアベースですけれども、こういったいろいろな方策で、区としても独自にベビーシッターの事業を考えていくべきではないかと考えますが、ご見解を伺います。

○若生保育支援課長 ベビーシッターの性犯罪ということで社会問題になっているということは認識してございます。こちらは先ほど申し上げましたが、都のスキームを利用している事業でございますが、委員ご案内の地域の人材といったところの地域貢献ともつなげていく。そういった視点でも、こういった方策が適しているか、有効かというところは、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 かなり無理やりな提案になりましたけれども、本当に区民の安全ですので、ぜひ引き続きご検討をお願いできればと思います。

続きまして、高齢者社会参加促進事業なのですが、これは新型コロナウイルス感染症下において、各種事業が中止されているところとなっています。年齢が高い方のほうが重症化しやすい感染症というのは皆さんご承知おきのとおりかと思うのですが、少しく気になったのが、いきいきカラオケ広場です。この区のウェブサイト上の最終更新日が今年の4月で、記載で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送またはファクスでお申し込みくださいとなっています。お申し込みくださいとなっているので、多分、事業は継続されていると思うのですが、この事業は区内在住の60歳以上の方で構成された5人以上のグループで登録カードを発行して、登録カードで予約すると登録特典料金で協力店のカラオケを利用できるというものかと思います。グループでのカラオケが想定されていることかと思いますが、報道等で、昼カラオケでクラスターが発生したというものも出ておりまして、カラオケというのはかなり配慮が必要なものだと思います。そういった中で、重症化リスクの高いシニア世代のグループでのカラオケを勧めている本事業なのですが、これは継続している理由と、感染症対策という意味で区としてはどういう方策を取られているのか、お願いいたします。

○菅野高齢者地域支援課長 いきいきカラオケ広場の質問についてお答えいたします。こちら、民間施設の協力によりまして、割引料金で利用できる事業となっております。都が休業要請を緩和しまして、カラオケ店では6月中旬以降、再開させていただいておりまして、区としましては、こちらに登録された方が参加することは自由なのですが、今のところ利用がないような状態です。グループの実施ということは、やはり人との交流といったことが大事ということで、グループでの利用を優先として対象者を登録していただくような事業となっております。

○松本委員 利用者がいないというところで分かりました。どういうふうにシニア世代の皆さんの交流を促進するかというところは、これまでのやり方とは違うところを考えないといけなくて、例えばカラオケも自宅でZ o o mなどを使いながらやるというような、いろいろな方策がありますので、ぜひ引き続き、新しい事業も含めて検討していただければと思います。

以上です。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩します。

○午後0時06分休憩

○午後1時10分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西村委員。

○西村委員 早速、始めさせていただきます。239ページ、地域子育て支援拠点事業費、家庭あんしんセンター運営費、児童センター運営費、間に合えば関連して在宅子育て支援について伺えたらと思います。順不同で伺ってまいります。

まずは、区内の子育て支援施設につきまして、改めて確認させていただきます。以前にも質問させていただきました、平塚にある家庭あんしんセンターの中に子育て支援センターがあります。また、地域子育て支援センターは、平塚橋ゆうゆうプラザ、フラッと広場、ぷりすくーる西五反田、3カ所ございます。そして、子育て支援センターとは別に子ども家庭支援センター、いわゆる子家センが二葉にでき、虐待などの相談は、こちらでも子育て支援センターでもよいということで理解は合っていますでしょうか。改めて、今申し上げた施設について教えてください。

○崎村子ども家庭支援センター長 今、委員からご紹介がありました、子育て支援センターですけれども、今年度から、虐待相談、養育困難の相談について、新設しました子ども家庭支援センターで一元的に受理対応しておりまして、現在、子育て支援センターでは、子育て相談、また子育て短期支援事業として、ショートステイ、トワイライトステイなどの事業を実施しているところでございます。

○廣田子ども育成課長 その他施設については、委員ご案内のとおりでございます。

○西村委員 失礼いたしました。虐待の部分と、より細かく対応しているというところは理解しておりますが、児童センター、オアシスルームなどはどのような場所、施設なのか、区民の方の認知も広がっている印象です。そのほかの、今申し上げた子育て世代の方向けの施設を、区民の方により分かりやすく整理していただきたいと思います。家庭あんしんセンターの中に、母子施設と子育て支援センターの両方があり、相談は子ども家庭支援センターにも、どちらにしてもいい。虐待に関しては子ども家庭支援センターということですので、やはり分かりづらく、こうして確認させていただいている中でも少々混乱してまいります。まずは呼び名、相談できる施設はどこなのか、施設内容が分かるようにご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○崎村子ども家庭支援センター長 子育て支援センター、また家庭あんしんセンター等々、いろいろな呼び名があって、相談拠点として複数あるということは承知しております。今年度、課として子ども家庭支援センターを新設いたしまして、区立児童相談所の開設を見据えて虐待相談等の相談機能を一元化したところでございます。名称等につきましては、今後の区立児童相談所の開設を見据えて、相談機能の在り方とともに検討してまいりたいと考えております。

○西村委員 なかなか、どこに相談したらいいのか分からないという区民の方の声も届いております。子どもがほかのご家庭に助けを求めてくるなど、コロナ禍に私にも数件問合せがありました。虐待なのかどうか分からない場合、母親が子育てがづらい場合、どこに問合わせてよいのか聞かれることが度々あります。警察に問合わせればいいのか、児童相談所なのか、子ども家庭支援センターなのか、その辺りもなかなか周知が難しいところだとは思いますが、より分かりやすく工夫をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。保育園に預けていない乳幼児親子の居場所がないというのは、度々、様々な区議会議員からも言われておりますが、子どもがお友達と出会う機会がない、交流がないということに関しまして、発達への影響、母子の孤立を心配しております。ゆうゆうプラザ、子育て交流サロン、ネウボラ相談など、コロナ禍において乳幼児親子が行ける各施設、相談機関の対応、区に届いている子育て世代の親子の声と併せてお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 乳幼児親子の方々につきましては、特にコロナ禍におきまして孤立している、

ご主人が家にいるので電話では相談ができないというようなお声を頂いておりまして、3月・4月については全部中止していましたが、6月以降につきましては、児童センターを始めとして乳幼児親子をいの一に受け入れるという形を、定員を設けながらですけれども行っておりまして、少しずつ皆さん戻ってこられて、ほっとしているというようなお声を聞いているところでございます。

○西村委員 ネウボラ相談の電話に関しては、家族がいると家の中でなかなか話せないという声は私にも届いておりました。少しずつ戻ってきているということで、まだ不安な方もいらっしゃると思うのですが、そのようなお声を聞けて安心しております。

例えばゆうゆうプラザの利用なのですが、こちらは現状、高齢者の方が優先になっているのではないかと思います。今後、高齢者の方を優先、いつのタイミングに子育て世帯がまた戻ってこられるのかというのは難しい判断ではございますが、ほかの方法での乳幼児親子の支援を早急にご検討いただきたいと思いますが、現状、ご検討されていることがあればお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 現在のところ、ゆうゆうプラザについては高齢者優先ということで、使うことができない状態になってございます。現在は、地域センターの中の集会所や町会の会館などをお借りしましてやっているところです。今、調整中なのですが、町会会館で子育て交流サロンをやらないかというお声がけがあるので、そういう資源を今後生かしていきたいと考えてございます。

○西村委員 ぜひ資源を生かしていただきたいと思います。また、ベビーカーを引いている親子には街角の掲示板も有効ですので、情勢とともに変わる子育て世代の変化にぜひとも対応していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、先ほどの電話の相談、ネウボラにもなかなか自宅できないという方の場合なのですが、区のホームページのトップ画面でも、都の虐待LINE相談のご案内が定期的にあがってきます。LINEなら、深夜帯でも、子供が寝ているときでも、家族が起きていても相談しやすく、このLINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」に相談が来た場合、例えば子ども家庭支援センターなどどのような連携しているのでしょうか。教えていただける範囲で教えてください。

○崎村子ども家庭支援センター長 今、委員からご紹介がありました、東京都のLINE相談ですけれども、これは東京都の本局で対応しているものでございまして、その相談の中で、例えば重篤なケース、虐待が疑われるようなケースにつきましては、児童相談所に連絡が行くようになっております。特に子ども家庭支援センターに連絡が来るといことはございません。

○西村委員 また、細かく地域のことを把握しておりますのは、在宅子育ての支援をしてくださっている団体や個人の方であったりもしますので、うまく連携しているといいと思ひまして質問させていただきました。

次の質問に移らせていただきます。児童センターの利用なのですが、今後の利用について伺ってまいります。児童センターのスタッフの方々による独自の取組みがコロナ禍にあったかと思ひます。例えば夏場の暑い頃、私が子供と公園にいましたら、近くの児童センターの方が声をかけてくださりまして、自宅でできる遊びのプリントを配ってくださり、大変感動しました。子どもたちがほぼ来られなかったこのコロナ禍の間にどのような業務をしてくださっていたのでしょうか。また、これから冬場に入中でいつになったら安心して通えるのかという母親たちの不安の声も聞こえてきます。来館を控える傾向が続くと、孤立化することも心配ですので、オンラインでの交流会など、今後のサービスの展開・変化があればお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 休館中の取組みといたしましては、これまで親子のひろば等に登録していた

方々に、少し気になるようなご家庭については、児童センターから様子伺いのお電話をさせていただく等、取組んでおりました。また、ゆめちゃんねると称しまして、しながわパパママ応援アプリから児童センターの職員が、子ども向け、親子向けの動画を、週に2本ぐらいずつ配信しておりました。また、9月・10月からは、各館で親子のひろばを、定員を設けて少数の人数で、感染予防に気をつけながら来られるように工夫しているところでございます。オンラインにつきましては、双方向ということについて課題があるのですけれども、今後については取組んでいきたいと考えてございます。

○西村委員 今、児童センターに、人数を制限しながら少しずつ戻ってこられているということですが、子どもたちはどれぐらい戻ってきているのでしょうか。教えてください。

○廣田子ども育成課長 館によってばらつきがあるのですけれども、通常時の半分ぐらいは利用されているという状況でございます。

○西村委員 大変なさなかではあるのですけれども、少しずつ戻ってきているという声を聞けるだけでもほっとしますので、引き続き安全に配慮していただきながらお願いしたいと思います。

先ほど少し触れさせていただきました在宅子育て支援に関してなのですが、歳入の際にも、11月に地域団体との情報交換を行うとご答弁がありました。実際にコロナ禍でなかなか外に出られない、おうちの中にいるというお声を聞いたのは、やはり幼稚園にも保育園にも行っていない母子だったように思います。引き続き、各担当、横断しながら連携していただいて、声を拾っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○あくつ委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、219ページ、認知症高齢者支援事業、221ページ、福祉人材確保・定着事業について質問いたします。

私事になりますが、先月、介護職員初任者研修の資格を取得してまいりました。当事者の方のお話、また介護職員とのお話もとても勉強になりますが、実際に実習し学ぶことこそ、介護における重要なことが見えてくるのではないかと思います。この資格は身体介護をする上で必要な資格で、介護という言葉の深さ、自分らしく生きる喜び、介護職員の思いを改めて感じました。障害や認知症に対するイメージも大きく変わり、知るということこそとても大切なことであります。

そこで、昨年的一般質問でも質問しましたが、認知症サポーター養成講座についてお聞きいたします。品川区では認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家庭に対して温かい目で見守る応援団として認知症サポーター養成講座を開催しております。私も今年度、受講する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響でかなわず、内容が分かりません。この認知症サポーター養成講座の内容はどのようなもので、講師の方はどのような人がやっているのか教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーター養成講座に関するお尋ねでございます。

認知症サポーター養成講座は、認知症になってもその人らしく地域で暮らし続けるために、認知症の正しい理解者、応援者であるサポーターを養成しようということで、これを養成することにより、本人やご家族を地域で支えることができる、その仕組みの一つとして説明させていただいているところでございます。講座は、基本的に在宅介護支援センターに委託させていただいております関係で、講師の方は主にそちらのケアマネジャーたちをお願いしているところでございます。

○松澤委員 認知症の方や当事者の方が講師として参加したお話、私もいろいろ聞いてまいりました。大切なことは、講師がみんな違うことを伝えるのではなくて、ここが重要だというポイントを絞ること

ではないかと感じました。認知症の方ができないことを探すのではなく、できることを探すといった視点であったり、その人の生きてきた歴史や人生への思い、自分で決定するという支援。要介護状態の方を、治らない患者ではなく、自分なりの人生、生活を一生懸命に生きる人であり、その人を生活の主人公としての立場から理解し、それを側面から支える介護職員の気持ちなど、それぞれの思いを伝えていただきたいと思っております。講師は一般に、認知症養成講座の講師資格を持ったキャラバン・メイトが行っているという認識がありました。大田区では主に地域包括支援センターの職員が行っています。こうした中、品川区では、在宅介護支援センターのケアマネジャーに対して、そういった認識を広げる意味で、講師に対してどういったお願いをしているのでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症サポーター養成講座の主な講師役となりますケアマネジャーに対しては、区で標準教材を用意させていただいております。こちらを使っていただくことによって、様々な場所、違う講師が違う会場で、いろいろな場面でご講義を頂くようになるのですが、内容に偏りや違いが出ないように、そういったところで標準教材を用いることで工夫をさせていただいております。テーマは大きく2つございます。1つは、やはり認知症とはということから基礎知識をしっかりと学んでいただくということ。それから、認知症サポーター養成講座を受けた方々が、受け終わった後に地域で、どのようなサポート、支援ができるか。こういったことを2つの大きなテーマとして教材に使用させていただいているところでございます。

○松澤委員 認知症サポーターが今後どのような支援をという部分で、認知症サポーターの方々に、それ以降、行政から、これをやってくださいというものがなかったり、地域からもお声がないという話があるのです。そういった部分で、品川区から、受講したら終わりではなくて、サポーターの方たちと何か一緒にやれるような取組みというお考えはありますでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 例えば、先ほど委員からお話がありましたように、キャラバン・メイトの養成研修。これはまさに、講座を受けた方が、今度は自分が講師になる。このような制度になっております。例えばサポーターの方の1つの役目として、サポーターの講座が終わったら、次はキャラバン・メイトになっていただく。このようなことも1つ、策としてあるのではないかと考えております。

○松澤委員 品川区では、アルツハイマー月間に合わせまして、3階の廊下で、認知症の理解を深めるパネルを展示し、認知症支援のイメージカラーであるオレンジの色の花を「みんなの談義所しながわ」の方々と植栽するなど、認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりに多大なるお力添えを賜り、大変感謝しております。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、品川区における介護事業施設、これを品川区で発行している「ハートページ」で調べたところ、そこに記載があるだけで約350の事業所の掲載がありました。この数字はあくまでも「ハートページ」に登録してある事業所の数であり、もっとたくさんの施設があるかと思います。そこで、これだけある民間施設ですが、品川区では全体の稼働率や職員の人員状況を把握していますでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 今、委員からお話がありましたように、一口に介護サービスを提供する施設、事業所といっても本当に様々ございます。区立のもの、民立のもの、たくさんございます。必ずしも、逐一、個々の事業所全ての状況を事細かに把握していない部分は確かにございますが、そうはいいまでも、区で毎年必ずサービスの種類ごとに事業者にお集まりいただいて、情報共有、情報交換、意見交換といったものを設けさせていただいているところでございます。

○松澤委員 現在、特別養護老人ホームには300人から500人ほどの待機者がいらっしゃいます。実際には重複者がいるので正確な数字とは言えません。もしかしたら、入所できる施設もあれば、人が

足りない施設もあるかもしれません。そういった部分で、品川区高齢者福祉課を中心に、6カ所で地区を分け、相談窓口をやっております。やはりここでしっかりと把握して、地域包括部分では必要になることであって、要は、もっといろいろなところに、「こういう制度がありますよ」とか、「小規模多機能型だったら、実はここは入れるんですよ」といった、区民の知らないサービスをもっと教えられるのではないかなと思うのですけれども、待機者を減らす道という部分でご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 今、委員からご提案いただきましたように、施設の状況、それから例えば定員の充足状況ですとか、しっかりとそういったものの把握に努めるということはとても大事なことだと思っております。ですので、ふだんからも、ケアマネジャーが高齢者の方と個別に接するときに、逐一、例えば、この方はこういう施設・サービスが適しているのではないかなという相談の中で、ケアマネジャーが、すぐその場で空きの状況を確認させていただいたり、常にその方にとって何が一番ベストなサービス提供なのかといった視点は、今後とも持っていきたいと思っております。

○松澤委員 引き続き、いろいろとご努力をよろしくお願いします。

次に、福祉人材確保について少し質問させてください。午前中、芹澤委員からも質問がありました。品川介護福祉専門学校、人数が足りていないという話でしたが、これは、全国で唯一、地域で活躍する福祉人材の育成を目指して社会福祉協議会が設置している専門学校です。この品川介護福祉専門学校は、要は介護職員が少ないからそのために設立したのか、介護福祉士を充実させたいために設立したのか。その部分だけ少し教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校に関するお尋ねでございます。品川介護福祉専門学校は、どちらかというと、今、委員がお話いただいた後者のほうに近い、介護人材を安定的に区内の施設に供給したいということからスタートしたものだと認識しております。

○松澤委員 今、いろいろと人材不足の中、大変すばらしい制度だと思っております。なかなか定員が充足できないという部分で、いろいろな努力をさせていただいていると思いますが、これからの介護の世界に対して人材というのは多大な財産になりますので、引き続き今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○あくつ委員長 次に、つる委員。

○つる委員 239ページ、産後家事育児支援、241ページ、入退室システム導入経費、231ページ、福祉タクシー・自動車燃料費助成、261ページ、オアシスルーム・ポップンルームの運営について伺ってきたいと思います。

まず産後家事育児支援ですが、今年の予算特別委員会、それから過日の一般質問でも活用を提案させていただいた、とうきょうママパパ応援事業であります。実施に向けての検討をして頂けるというご答弁をそれぞれ頂戴しております。今日は民生費の款ですので、そのうちの移動経費補助や多胎ピアサポート事業は衛生費の款だと理解しています。

まず、ドゥーラの時間枠の拡大、それから多胎児家庭サポーターとしてドゥーラの活用ができるというところでご答弁を頂いているところでありますが、東京都で用意されている時間が、今、品川区で実施していただいているよりかなり拡大されて、国でも支給対象となる月齢というか年が6カ月から1年に拡大されたり、品川区では今、助成時間が20時間から60時間、多胎児については40時間から180時間、1時間あたり2,000円助成していただいているけれども、東京都では2,700円出していただく。こういうふうに、大きく拡大しているところであります。あえて言えば、今年度から利

用することもできたわけでありますが、いろいろな整備が必要だということで、次年度、期待しておりますけれども、確実に次年度、そして東京都が示しているまさにフルスペックでの実施かどうかの確認をお願いします。

○崎村子ども家庭支援センター長 今、委員にご紹介いただきましたように、現在、区が実施しております産後家事育児支援と比べまして、都の補助事業につきましては、助成金額や助成時間が大幅に拡充された内容となっております。こちらの補助金についても10分の10、都から補助が出るということで伺っておりますので、そちらの制度をそのまま活用する形で、区では検討を進めているところでございます。

○つる委員 ぜひ拡充を十分にさせていただいて、周知も含めてしっかりと図っていただきたいと思います。

また、家事育児サポーターとして産後ドゥーラを活用するというご答弁も頂いております。その人材育成の仕組みについては、2016年にも提案させていただいたということでお伝えさせていただいているところでありますが、まさにドゥーラ協会との連携になると思います。今現在、品川区がドゥーラの活用ということで区民の方への情報提供というところでは、マッチングサイトに登録されている方、それから個人事業主としてホームページ上で紹介されている71名がいらっしゃいます。そのうち品川区在住の方が10名になるかと思うのですが、そうした部分では地域特性をよく分かっていただいている方というところでは、人材育成については当然、区民の方が対象となっていくと理解しております。

ドゥーラのホームページを見ますと、受講料が36万3,000円、研修料が5万5,000円で、合計41万8,000円が資格取得までにかかるかと理解してまいして、東京都では人材育成に活用できる年額が546万円ということで示されているかと思えます。区として人材育成をやっていただくにあたって、1年間、年間で大体何名ぐらい育成の想定をされているのかも教えてください。

○崎村子ども家庭支援センター長 先ほどご紹介がありましたように、今、産後ドゥーラで登録されている区民の方というのは10名弱といったところで、今後、産後家事育児支援を拡充していくにあたりましては、産後ドゥーラの方をやはり増やさなければいけないと認識しております。助成につきましては、確かに資格取得について大体42万円ほどかかるといったところがございしますので、その約半額ぐらい補助できないかというところで東京都と調整しているところでございます。人数につきましては、先ほど委員にご紹介いただきましたように、補助の金額が1市区町村あたり550万円ほど支給されるといったところでございますので、その枠の中で活用できる部分を考えているところでございます。

○つる委員 ぜひ、今現在示されている中で、あと残り4年度まで活用できるということなので、1年度、1年度でしっかりと、区内在住の方が、また区民にそうしたサービスを提供できる体制の拡充、しっかりできるように、体制整備を来年度に向けて取っていただきたいと思います。

次に、入退室システム導入経費について伺っていききたいと思います。これは、すまっぴであります。これも2018年の決算特別委員会で、子供たちの登下校、すまいるスクールでの入退室を管理でき、保護者に発信される仕組みをということで提案させていただいたものが、次年度末から試験運用、今年度から本格運用されているわけでありますが、ただ、新型コロナウイルス感染症の影響ですまいるスクールそのものの利用状況がいろいろあった中ではありますけれども、まず、今現在のすまっぴの運用状況等を教えてください。

○廣田子ども育成課長 すまっぴ、すまいるスクール入退室管理システムのご質問でございます。2月より稼働を開始しまして、登録数が6万2,959件で、登録率98.3%ということで、おおむね

登録は頂いているところでございます。多くある機能の中で、入退室時間情報の配信、保護者へリアルタイムでお知らせする機能、連絡メールの配信で、コロナ禍においてはかなり活用された機能が稼働しているところでございます。その他、アンケート機能については、学校が休業に入る際に試行的ながら本番を行ったところでございます。

今後につきまして、もっと機能があるのですけれども、コロナ禍で試行できなかったのも、引き続き検証を行いまして、機能の拡大を図ろうとしているところでございます。

○つる委員 98.3%の方、これはすまいるスクールの登録者の中での、パーセンテージと理解しました。

まさに最初の年度というところで、いろいろ試行的なところもありますし、今、この非常時の中で、なかなか本来ある機能が十分に使えていないというのは非常に悩ましいところでありますけれども、すまっぴで入退室管理をすることで、保護者側も、ある意味、いい意味で心の余裕を持って、自分の子供たちへの対応というか、自分のご予定の調整もできているというところで、非常に子どもにとっても安心ですし、親にとっても安心の仕組みをつくっていただいたということで、ぜひ内容についても拡充していただきたいと思いますし、また款は違いますけれども、2018年のときには、すまいるスクールに加えて登下校時にもという提案を一応させていただいている中では、端末の経費といったところもいろいろ課題ではありますけれど、これは教育費で伺っていきたいと思いますが、その中で、事項別明細書を確認させていただくと、子どもたちが端末にかざすすまいるチップなのですが、これが平成31年度の事項別明細書を見ると、多分これはロット数の関係だと思うのですが、1万6,000枚発注で、1個あたりの単価が195円、今年度が3,200枚の発注で単価が320円、1.6倍、金額が違うわけではありますが、これは発注単価の違いで価格がそういうふうになっているのかという説明を頂きたいのと、それから保守費については、1カ所1万円ぐらいかというところと、毎月の利用料については1カ所あたり1万2,502円ぐらいなのかというところを教えてください。

○廣田子ども育成課長 ICチップにつきましては、まとめて購入し、単価については割り返して出しているだけですので、ロット数ということです。

保守につきましては、1カ所幾らという形では出ていないのですけれども、全箇所通信料で、月10万円を12月、システム利用料で月50万円を12月ということで、手元には全体の数字のみで、1カ所ごとで割り返してなくて申し訳ございません。

○つる委員 最後、少し声が小さくなってしまって分からなかったのですが、37カ所で、単純に割ると1万円ぐらいなのかと、それこそ割り返してみたのですけれど、そこは分かりました。

それと、今年度のところになってしまうのですが、すまっぴの操作説明会というところで4回実施する予定、もう行ったと思うのですが、8万円となっているのですけれど、この内訳を教えてください。

○廣田子ども育成課長 研修につきましては、まだこれから機能が拡充していくので、そこで行っていく予定になっているのですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で、今そんなに進んでいないのですが、あと研修で講師が来る開催費用になってございます。

○つる委員 また最後のほう、末尾がちょっとよく分からなかったのですけれど、結構かかるのだというところの部分なのです。内容がどうなのかというところだった。そこは確認でした。

いずれにしても、機能を充実させて、現場のスタッフの方も、子供たちに聞かれたときにしっかりと説明ができるように、保護者からの問合せがあってもすぐに即答できるような体制が必要なのかと思いますので、よろしくお願いいたします。また、すまっぴは今年度からなので、いろいろ保護者、また子

どもたちからの声もしっかりと受止めていただいて、さらに拡充、また学校等への拡大等も、すまいるスクール側から言えるような形で、いいものだということで拡充できたらいいのかと思います。

次にいきます。福祉タクシー・自動車燃料費助成についてなのですが、これは視覚障害の団体の方が、「品川区、それから各会派の皆さんにも様々お声を届けました」と私も伺っているところではありますが、この中で、福祉タクシーの利用券なのですが、今現在、品川区は年間で、1冊3,500円を12冊支給されていて、その1冊の中身が、500円券が6枚と100円券が5枚と伺っております。分かる範囲で近隣のところを確認させていただくと、まちまちだ、いろいろだ、100円券が多いところもあるという理解で、これは団体の方々からのお声だと、100円券の利用率が高いのですという声がありまして、逆に区の皆さんからは、いや、同じぐらいなのですよというご指摘があるのですが、これはやはり実際に利用している方々の声のほうが強いだろうという一般的な理解の中で、500円券と100円券、これをいろいろ深めてみたときに、タクシー事業者が換金する際の手数料などいろいろあると思うのですが、これは分かる範囲で調べた中では、世田谷区が換金率というか手数料が5%であるぐらいで、あとは大体3%前後がアベレージであるのです。そうすると、ほかの自治体の担当の方にも聞いたら、タクシー事業者からは、「いや、500円券のほうを多くしてもらいたいんだ」という声は特にありません。逆に団体からは、「細かい100円券が多いほうが、今、初乗りなどいろいろ変化してきて、使い勝手がいいんですよ」という声を受けて、いろいろ都度、変化させていますということなのです。だから、そういうことを考えると、タクシー事業者にとっても別に特典、収益などという部分でも大きな支障はないのだろうという理解と、また実際の利用者の利便性という意味では、100円券を多くしていただくということがいいのではないかと私は思うのですけれども、その辺りの見解と、ぜひ実施についてご見解をお示しください。

○松山障害者福祉課長 福祉タクシー券の券種の配分についてのご質問でございます。交付事務を委託しております事業者、社会福祉協議会ですけれども、そこから、あるいは区に届いているお声の、やはり1つとしては、委員ご指摘のとおり、初乗りの関係で500円より300円を発行してほしいというお声があります。また逆に、100円券が多くなりますと枚数が重なるということで、高齢者等が分かりにくいといったお声もありまして、今のところ、私どもに入っているお声というのは、どちらが多いということではございません。そのため、今後ともご意見を伺ってまいりまして、確かに23区の中で様々それぞれの区の実情に合わせてございますので、実情に合った利便性を高めていきたいと思っております。

○つる委員 今ちょっと思ったのですが、タクシー券ということで、券面、いわゆる商品券的な、サイズはいろいろあると思うのですが、今、それこそキャッシュレスとか、カードとかプリペイド的なものとか、そういうものの支給のほうが、むしろ逆に使いやすい、そしてポイントもたまるとか、そうした考え方もあるのではないかと思いますので、その辺は、団体、それから事業者と十分協議していただいて、そういった活用の在り方もあるのではないかと思います。いずれにしても、利用者目線に立った福祉サービスの提供ということが大事かと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

残った時間で、これは何度か確認させていただいている、品川区第三庁舎にあるオアシスルームについてなのですが、駐車場の利用の考え方と同じで、ぜひ無料化に向けた検討をしていただきたいと思います。年度を1つ超えたので、今現在の検討状況を教えてください。

○若生保育支援課長 第三庁舎のオアシスルームの検討状況でございます。課題の洗い出し等を行いまして、やはりシステムの問題ですとか、改修が必要になるとか、あとは何をもって、行政目的で利用

したかという確認を取るか。そういった課題が今、確認できたところでございます。今後、具体的な検討に向けて引き続き考えてまいりたいと思います。

○あくつ委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 223ページ、健康づくり・生きがい活動事業と、高齢者外出習慣化事業、順不同になりますけれども、247ページ、ひとり親家庭支援事業の学習支援ボランティア事業、子どもの未来応援事業、未来を拓く学習支援、243ページ、最後にこれは時間がありましたら奨学金貸付事業の債権回収業務等委託です。

コロナ禍によって外出自粛が続き、特に高齢者にとって懸念されているのが、ひきこもりがちになって人と接する機会が減り、精神面・健康面ともに健全さが失われてしまうことです。こちら、健康づくり・生きがい活動事業について伺います。先ほど松本委員との答弁の中で、いきいきカラオケ広場は、カラオケボックスでクラスターが発生した事例があるということで、現在は利用申込者がいないと。続きまして、いきいき健康マージャン広場。マージャンはやはり点棒や牌といったものの共有であったり、マージャン卓は密が避けられないといったところもあります。その他、シルバーダンスパーティーも、これは直接、手と手が触れ合う、そういった社交ダンスですね。あとは、人気の輪投げ大会やグラウンドゴルフ大会の、現在、3月以降の実績であるとか、今後の利用の見通しをお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 それではご質問の、高齢者の健康づくり・生きがい活動事業についてご説明させていただきたいと思います。

まず高齢者作品展ですが、毎年1月に実施しております。今年度も同様に、こちらの作品展は実施する予定で考えております。次に高齢者グラウンドゴルフ大会です。こちらは、去る9月29日に西大井広場公園にて、参加者を例年の半分としまして、96名の参加になったのですが、実施させていただいたところです。次に高齢者輪投げ大会です。こちらは11月12日に総合体育館で実施を予定しておりますが、かなりの人数が集まるものですので、参加人数を半分にするために、例年は午前と午後で一日中なのですが、2部制としまして、午前の部・午後の部ということで実施しようと思っております。次のシルバーダンスパーティーにつきましては、11月に予定しておりましたが、先ほど委員にもお話ししていただきましたが、ソーシャルディスタンスを確保できないということで中止させていただいたところです。次のいきいき健康マージャン広場につきましては、現在、登録者が約800名いらっしゃいます。民間施設や区有施設で、登録者の方が参加費を支払ってマージャンを楽しむ事業なのですが、やはり3密を避けることが難しいことや、民間施設がコロナ禍の中、閉店したり移転してしまったことなどから、再開に向けて実施の方法を検討している最中というところになっております。そして、先ほど話しましたが、いきいきカラオケ広場につきましては、民間施設の協力により割引料金で利用できる事業なのですが、いまだに参加の実績はないという状況になっております。

区としては、コロナ禍が続く中、感染対策を講じることができて実施できるイベント等については実施していく予定であります。ただし、高齢者ということを考慮しまして慎重に検討しなくてはならない部分が多いところなのですけれども、今後の感染状況を見つめつつ、実施できるものは実施していくということで考えていきたいと思っております。

○くにはば委員 やはり、高齢者のほうがなかなかリスクが高いということで、その他の事業よりも、さらにリスクが高いから慎重にならざるを得ない。そういった部分で、すごく楽しみにしていられっような高齢者の方は、それぞれ人気の事業なので、たくさんいられっようなと思います。機を見計らって、そちらの事業を再開できることを祈っております。

続きまして、ひとり親家庭学習支援事業の、ぐんぐんスクールについて伺います。これは、ひとり親家庭の子向けの放課後学習支援ですけれども、こちらは区内で教育委員会が実施している同様の品川コミュニティ・スクール、品川地域未来塾があります。品川地域未来塾のほうでは、ＩＣＴ機器やＡＩプログラムを活用して、放課後学習支援事業をしているのですけれども、ひとり親家庭の子たちに対して、この活用の予定はないのでしょうか。

○三ツ橋子育て応援課長　ぐんぐんスクールにつきましては、現在のところ、ＮＰＯ法人キッズドアに委託しておりまして、こちらはひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別学習などを実施しているところでございます。特にＩＣＴの部分につきましては、今のところは実施してっておりません。また、対面が一番大事だと考えておりますので、今のところはしておりません。

○くにば委員　私が１つ思った部分が、ひとり親家庭の子たちのみを集めて行う事業ということで、これが行政や親にとって、そうしたほうがメリットがあるなどということはあるとは思いますが、これが子どもたちにとって何かメリットがあるのか。子どもたちの目線に立ってメリットがあるか、教えてください。

○三ツ橋子育て応援課長　やはり子どもたち、ひとり親家庭の子どもというのは、非常に繊細な部分があると捉えております。したがって、いろいろなご両親がいらっしゃる方、またひとり親の方、それぞれ様々な考え方があるとは思いますが、所得の部分など、やはり切実に思われているところがあると捉えております。

○くにば委員　今おっしゃった形で、所得が一般の家庭より少ないというのはデータとしてあると思います。ただ、やはり様々なご家庭で各々問題や課題は抱えていて、ひとり親のご家庭だけではないかと。例えば精神的になかなか脆弱な部分があるとか問題があるという部分に関しても、そうなのかと思います。それで私も、ひとり親家庭で、あとは周りの様々なひとり親家庭の子どもたちを見ていると、特段問題はないというか。結局、ひとり親家庭だから特別視してほしいという方もいらっしゃると思いますし、その他、逆に、特段、特別視してほしいくない。普通の人と同じように扱ってほしいといった、様々ないると思うのですけれども、個人的な感覚では後者のほうが多い。普通の生活をして普通に生きてみたいという方が多いのではないかと考えています。ただ、ひとり親家庭の子という属性の子のみが属しているコミュニティに参加してしまうことによって、改めて、自分がひとり親家庭の子なのだと、周りの人たちを見て認識してしまうことの機会にもなるかと思います。そういった形で、そういった属性の子たちを集めるだけではなくて、先ほど申し上げた地域未来塾のように、一般的な皆さんが集まるところで勉強するほうが、子どもの育成にとっていいのではないかと考える部分があるのですが、そこについてのご見解をお願いします。

○三ツ橋子育て応援課長　こちらは、そのご家庭ご家庭がどこに選択肢を置くかということが大きいと思います。区民の皆様にとっていろいろな選択肢があっていると思っております。その中で、ぐんぐんスクールはひとり親家庭という部分でございまして、また委員ご指摘の地域未来塾というのは幅広いと捉えております。

○くにば委員　少し割愛していきます。未来を拓く学習支援。これは、しながわドリームサポートなのですけれども、これについて利用者が、平成３０年度６人、令和元年度５人と、活用している生徒がとても少ないです。これは、対象がひとり親家庭、さらには生活保護家庭ですか、その辺のみに範囲が限定されておりまして、せっかくすばらしい制度なので、もう少し枠を広げて、所得制限という部分で、

一定の所得を下回る世帯の子でしたら誰でも利用できるような制度にするといった検討というのはなさるのでしょうか。

○三ツ橋子育て応援課長 ドリームサポート事業でございますけれども、こちらは、生活困窮者であるとか、またひとり親世帯から、ぐんぐんスクールを利用されている方を中心にご案内しているところでございますので、委員のご提案も踏まえながら様々なことを検討していきたいと思っております。

○くにはば委員 最後に1点だけ端的に触れます。債権回収業務等委託のほうで、これは2015年の議事録で確認したところ、シルバー人材センターの方に委託をしていると。それで、委託した理由が、かつての仕事がNHK集金人だったという答弁がありました。債権回収業務にNHK集金人が適しているかどうかというのは区のご判断だと思いますけれども、私、一般質問でもろもろ問題について提起しましたので、そこについて、普通の職業の方でもいいのではないかと、そこは強く要望しまして終わります。

○あくつ委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 217ページ、入院中の紙おむつ代助成事業、そして219ページ、紙おむつ支給について伺います。

紙おむつ代に関する区の事業について、私は2年前の決算特別委員会でも質問しました。しかし、最近また近所の別の方から、紙おむつ代が本当に負担になって困っているというご相談を受けまして、この問題に苦しんでいる方が多いのだということを再認識しましたので、あえて再び質問したいと思えます。より使いやすい制度への改善を求めまして質問させていただきます。

まず最初、入院中の紙おむつ代助成事業のことです。まず1つ問題になるのが、入院中の紙おむつ代の支給は、65歳以上の品川区民の方で、介護保険料段階が第4段階以下の方、そして30日以上入院をしている方ということです。決算では、平成27年度から始まりまして、平成27年度の決算が225万円、平成28年度が329万円、平成29年度が436万円、そして平成30年度には541万円と増え、令和元年度には若干減って515万円という決算になっております。当初の2倍近くにまでなり、少し落ち着いてきたのかなという感じの額になっております。

そういう中で、私が2年前にも、また今日どうしても問題にしたいのが、世帯全員が区民税非課税でないと、この助成を受けられないということなのです。2年前に、伺ったお話として出したお話が、庭仕事をしてはしごから落ちて、頭をブロックの角にぶつけて植物状態になってしまい、何年も入院されていた方のお話でした。この方は、月十数万円の年金で暮らしていらっしゃって、非課税ではなかったのです。ところが、入院で月々20万円程度の費用がかかりまして、結局年金では足りず、わずかな貯金を取り崩して入院のための不足分を出し、かつ残された奥さんの生活費に充てていたと。何年もそういう生活が続きますので、奥さんは非常に不安でしようがなかったというお話でした。この方は残念ながら、2年前の段階で亡くなっていた方のお話なのですけれども。それで、2年前の決算特別委員会では、とにかく一般財源を投入している事業ということで、どこかで線を引かざるを得ないのだということで、こういう方にはおむつ代の助成は出せないのだというご答弁でした。しかし、例えばお隣の港区では、こういう非課税では線を引いていないわけです。だから、もしこの方が港区に住んでいれば、おむつ代の助成は受けられた。ところが品川区では、非課税で線を引いていますから、品川区では受けられなかった。現にこの方は受けられなかったわけです。まず伺います。何で非課税で線を引くのか。この点を伺います。

○宮尾高齢者福祉課長 入院中の紙おむつ代助成事業の対象要件に関するお尋ねかと思います。こち

らは、在宅での生活を支援する、それと地域福祉といった観点から、社会福祉協議会の自主事業として実施しておりまして、それに対して区が事業費の助成を行っているという事業でございます。こちらの事業につきましては、入院時において、患者、それから利用者の方の治療費その他もろもろの費用の負担が増加する中、特に低所得の方につきまして、その負担が過重になるという考えから、一定の要件をつけさせていただいて助成を行っているというものでございます。

○おくの委員 そうすると、この方は要するに助成を受けられなかったということで、低所得ではなかったということになるわけですね。自分の貯金を取り崩して入院費を出したり食べなければいけないという状態が低所得でないとは、とても言えないわけです。

それで、やはり病氣療養、この方はけがですけれども、病氣やけがをなさった方には、なるべく病氣やけがの治療・療養に集中していただきたいわけです。それで治していただきたい。ところが、病氣やけがをしたがために、自分の生活、病氣やけが以外の経済的なものにも苦しむを得ない、心配せざるを得ない。そういう羽目になるわけです。だから、それを少しでも補うために、例えば、本当にささやかではあるけれども、紙おむつ代の助成というものがあるわけですね。それが、この方のような局面では、非課税要件があるがために機能しないわけです。しかも、病氣やけがというのは、ある特定の人がなるのではなくて、私だって課長だって、誰になるか分からない。ここにいる誰にとっても、明日は我が身なわけです。だから、誰か特定の人に特別の利益を与えるような話ではないわけです。そういう意味で、変な線引きというか、やはり非課税というような要件は外して、なるべく多くの方がこういう制度の恩恵を受けられるようにすべきではないでしょうか。しかも、先ほど申し上げましたように、今現在、決算で出ている額は500万円という額なわけです。十分に工夫ができる予算だと思うのです。いかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 まず冒頭に、先ほどの答弁を1点訂正させていただきます。先ほど、入院中の紙おむつ代助成事業は社会福祉協議会の自主事業で、区がそこに対して補助をしていると申し上げましたが、こちらは、実際にやっているのは社会福祉協議会なのですが、あくまでも事業としては区の事業でございます。区の事業で、社会福祉協議会に委託をしているという形式でやらせていただいております。

お尋ねの所得制限のところでございますけれども、繰り返しになりますが、入院されたときというのは、一時的には確かに治療費の負担、それからもろもろ、いろいろな出費が重なるということは認識しております。そのために、今回、この助成事業というのをやっているわけでございますけれども、まずは低所得世帯の負担軽減というところでやらせていただいております。ちなみに、こちらの事業は全額、区の一般財源でやらせていただいているというところもありますので、そういったところも含めて慎重に考える必要があると考えております。

○おくの委員 ということですが。一般財源ではあるのですけれども、先ほど述べましたように、特別な人に特別な利益を与えるような事業ではない。区民全員が本当に明日は我が身になるような問題だと思うのです。しかも紙おむつ代、非常にささやかなものだと思うのです。だからこそ、十分に配慮して、工夫して、予算をつけてもいいのではないかと私は申し上げております。

それから、もう一つ、これは限度額が5,000円になっているのです。隣の港区では1万円となっております。この点も含めて工夫ができるのではないかと思いますけれども、非課税の点と限度額の点と、併せてご答弁いただければと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 こちらの入院中の紙おむつ代助成事業というのは、経済的な支援ということ

を目的としてやらせていただいております。当然、ほかの自治体の動向なども調査研究を進めてまいりますが、現時点ではこの対象要件につきまして変更する考えはございません。

○あくつ委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、２２７ページ、障害者理解・普及啓発事業に関連して、聴覚障害者のデフリンピックと手話言語条例について、また２６７ページ、法外援護費の被保護者自立促進事業について、最後に２２３ページ、高齢者社会参加促進事業についてお尋ねいたします。

まず障害者理解に関連した質問でございますが、障害者の方も共に生活をする社会の実現に向けて、１つの大きなきっかけになるデフリンピック招致の機運を高める話が、コロナ禍の前に入ってきました。今年初めに来日しました国際ろう者スポーツ委員会のカン・チェン会長、こちらは台湾の方でございますが、２０２５年のデフリンピックが日本で開催されることに大いに期待を寄せられました。２００９年、アジアで初めてデフリンピックが開催されたのが台湾でございます。この台湾で実現に力を尽くしたのがカン・チェン会長でございました。２０２５年の開催に向け、ヨーロッパでも立候補の動きがある中で、カン会長が日本での開催を期待することを外部に発表したことは、機運の向上を後押ししてくれるものであり、また海外から期待の声が上がってくることは大変励みになると思います。

デフリンピックの日本招致に向けての機運が少しずつ高まっている中で、品川区でも会場の誘致などを含めて、招致活動に携っていただきたいと思いますと考えますが、品川区のデフリンピック実現に向けての方向性があれば教えていただきたいと思います。コロナ禍の中でも、そもそも全く見通しがつかないということもあるかもしれませんが、いかがお考えでしょうか。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねのデフリンピックについての今後の考え方ということでございます。

デフリンピックにつきましては、やはり障害者団体からご要望は頂いております。ただし、区だけで何かできるものではなく、今後、国や都の動向を注視しながら、必要があれば区として検討に入りたいと思っております。

○小芝委員 デフリンピックはまだまだ認知度が低い国際大会でございます。いかに上げていくのか、多くの方に彼らの共通したコミュニケーション言語と言えます手話を、身近な存在にしていく機運が必要であると考えます。

デフリンピックが日本で開催されれば手話を学ぼうとする方も増えていきますし、また何よりも聴覚障害者の方々にとって、もっと暮らしやすい世の中になると考えます。その前段階として、聴覚障害、そしてデフリンピック実現の出発点として、手話言語条例の制定を今回も求めていきたいと考えますが、昨年も同様の手話言語条例の条例化に向けての動きを質問させていただきましたが、その後の状況を改めて教えていただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 手話言語条例に向けての進捗状況についてのお尋ねでございます。昨年度から検討してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、手話に関わる当事者や支援関係者との話し合いを一時期中段しておりました。しかし、９月４日に障害者福祉課と品川区聴覚障害者協会、それから登録手話通訳者の会、手話サークル、そして併せて、今回から明晴学園も加わりまして、一堂に顔を合わせ、話し合いを再開したところでございます。

○小芝委員 今年に入ってからには既に東京２３区でも新たに５区、江東区、中野区、台東区、北区、新宿区で手話言語条例が成立され、既に１３区で成立しております。より前向きに考えていただき、行

動に移していただければと思います。

続きまして267ページ、法外援護費の被保護者自立促進事業についてお尋ねいたします。

歳入では、生活保護の弁償金について質問させていただきました。誰もが生活保護から脱却され、健全な生活を営み、そして自ら働いた賃金を使って生活に楽しみを覚えるようになれば、それこそ幸せでございますが、一方で保護の入り口のところでは、切羽詰まった需要がございます。どうしても景気の影響に左右されることと思います。令和元年度の決算を見ますと、生活保護費が前年度に比べて3億7,904万円、およそ3%の増加ということでございました。前年度と比べて増えたわけですが、この増加をどのように捉えていますでしょうか。具体的に世代ごとにどのぐらいの人数の方が増えたのか教えていただければと思います。

○櫻木生活福祉課長 増加の要因としまして、令和元年度につきましては、基本的には保護の世帯数としては減少しているところでございます。高齢者の方の医療費等の増加等の要因、様々な要因があったかと思います。世代ごとの構成人数は今、手元にはございません。

○小芝委員 貧困の連鎖を断ち切るために、子供がいる世代であれば、十分な教育環境を整えていくことが、長期的で発展的なプロセスと考えますが、品川区でも東京都の補助金を活用した被保護者自立促進事業が展開されております。主なものに塾代の支援があると伺っております。中学生や高校生になれば受験を考えると塾に行きたいというお子さんもいらっしゃると思いますし、また我が子の将来に活路を広げさせたいという親御さんの真摯な考えもそこにはあると思います。お子さんが親の事情によって、将来の選択肢が狭まってしまうことのないよう、社会の大海原で活路を見いだしていけるよう、行政が後押しするような社会であってほしいというのが私からの切実な願いでございます。

そこでお聞きしますが、令和元年度分において補助金を活用したお子さんは、中学、高校でそれぞれ何名ほどいらっしゃったのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 まず、先ほどの扶助費の件ですが、平成30年度から令和元年度につきましては、扶助費自体は減少しているということでございます。

それと、塾代の支援を利用された数ですが、今、確認しておりますが、後ほど答弁させていただきます。

○小芝委員 そうしましたら質問を変えます。223ページ、高齢者社会参加促進事業についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年の2月以降高齢者の方々の行事がめっきり少なくなりまして、地域の高齢者は私の周りでも外出する機会が少なくなりました。先ほど、くにはば委員からも同じような質問があり、くにはば委員からの質問に対する答えて、徐々に活動再開の動きが出ていることは分かりました。感染防止を行った上で、少しずつ交流の再開ができてきて、高齢者の方が再び生き生きと幸せをかみしめるときが来ることを期待いたしますが、最後に区の考えを教えてください。

○菅野高齢者地域支援課長 コロナ禍が続く中、高齢者の外出自粛によって、フレイルの予防が必要だということの話だと思います。区としまして、この間、フレイル予防ということで、運動、栄養、そして人との交流が大事ということで、そういったチラシを町会や高齢者クラブに配付したりするなどして、高齢者の方のフレイル予防に呼びかけをしまいいりました。それと同時に、今後、感染症対策を講じながら、少しでもイベントを再開できるように努力していきたいと思っております。

○櫻木生活福祉課長 大変失礼いたしました。塾代の支援の利用者ですが、小学校4年生から中学2年生までが18名、中学3年生11名、高校1年生6名、高校3年生6名ということでございます。

○あくつ委員長 多分、小芝委員は、今のデータを基に質問したかったと思うので、申し訳ないのですが、ご用意できる数字なのかと思いますので、数字はできるだけスムーズによろしく願いいたします。

次に、横山委員。

○横山委員 私からは、243ページ、児童相談所移管推進事業、239ページ、児童センター運営費、267ページ、生活困窮者自立支援事業、479ページ、運動系介護予防事業についてお伺いいたします。

1点目に歳入の続きなのですが、ペアレントトレーニングなどについてお伺いいたします。2011年度から、埼玉県児童相談所ではMY TREEペアレンツ・プログラムを導入し、児童相談所が保護した保護者たちが受講しています。受講を通して、保護者が児童相談所に相談しやすくなったたり、児童相談所としても、子どもの保護解除後の状況把握ができ、双方向のメリットがあるようです。区立児童相談所ができた際にはプログラムを導入していただくことを要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

また、児童センターは、児童の健全育成に資するために子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しているほかに、子育て家庭を支援するための子育て相談や親子のひろばなどの充実を図り、児童虐待の未然防止・早期発見にも努めており、地域における重要な子育て支援拠点であると認識しています。児童センターでは、乳幼児家庭の孤立化や育児不安の解消を図るために、親育ちワークショップや父親の子育て参加促進事業など、母親や父親などを対象としたアプローチも実施していますが、ペアレントトレーニング講座も取入れていただくと、児童センターにおける子育て支援プログラムがさらに充実し、親が子供と良好な関係を築いていく一助になると考えますが、区のお考えをお伺いいたします。また、仕事をしている保護者にも参加しやすいようにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

また、先日の都議会での福祉保健局長の答弁で、「児童相談所は児童虐待を行った保護者に対して、家族機能の回復を図ることを目的に、児童福祉司や児童心理司などによる家庭訪問や面接指導のほか、精神科医によるカウンセリングなどを実施している。また、児童相談センターでは保護者の養育力の向上などを図るため、家族合同でのグループ心理療法や保護者のグループカウンセリング、ペアレントトレーニングなど、様々な援助を行っている。こうした支援を身近な区市町村でより早期に始められるよう、今年度からは子ども家庭支援センターの心理専門支援員を児童相談所で短期派遣研修として受入れるほか、児童心理士司との定期的な連絡会や子育てのスキルを保護者へ指導する技法の研修を実施していく」とあります。こうした都の研修等の機会を積極的に活用していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○加島児童相談所移管担当課長 まず1点目の、児童虐待のペアレントトレーニングの実施についてですが、児童虐待の根本の解決と再発生予防にあたりましては、親が抱える問題にもアプローチする必要がありますので、ご提案のペアレントトレーニングについて実施できるよう、開設前から子ども家庭支援センターと協力して取組んでまいります。

○廣田子ども育成課長 児童センターでの実施についてのご質問でございます。地域子育て支援の拠点である児童センターを活用することに関しましては、いろいろな年齢の児童や親子との接点ともなり得るので、実施場所として適しているのかと思います。ただ、実施にあたりましては、プログラム実施のみでなく、日頃から相談支援など、寄り添い、伴走するような体制を整える必要があるのかと考えております。そのためには現場職員のスキルアップや関係部署との連携など、少し研究が必要とは思って

ございます。

○崎村子ども家庭支援センター長 最後の部分で、都議会での一般質問の答弁のご紹介がありましたけれども、今年度、東京都と都内の区市町村とで人事交流の強化といったことで、児童相談所への子ども家庭支援センター職員の短期派遣研修というものを実施すると聞いております。区としても、そちらの研修に、相談員の派遣について要請を行いまして、今月から、福祉職、心理職、それぞれ1名、短期派遣研修に行く予定でございます。

○横山委員 児童相談所はぜひ子ども家庭支援センターと協力していただいて、準備を進めていただければと思います。

児童センターも、皆さんお集まりになる場所、拠点になっておりますので、ぜひ研究していただければと思います。

児童相談所開設に向けての人材確保についてお伺いします。児童相談所開設に向けては様々な人材が必要となりますが、児童相談所長や一時保護所の責任者など、とりわけ経験者が必要となります。これまでの答弁では、内部からというのはなかなか難しく、任期付職員も含めた外部からの登用も検討しているということですが、現場においてどのような人材が必要と考えているのか教えてください。他の自治体では、外部からの登用の際に、内部の職員と衝突するという事例もあると聞いたことがあります。経験者は貴重な人材でありますので、外部人材の登用の際にはそうしたことのないように配慮をお願いしたいと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

2点目に、運動系介護予防事業についてお伺いします。カラダ見える化トレーニングの応募と参加率について、参加へのモチベーションを高めた要因をどのように分析しておりますでしょうか。

3点目に、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。生活保護に至らない生活困窮者とは具体的にどのような方々であるのか、簡単にご説明をお願いいたします。先ほど、ほかの委員の質疑で、4月から8月までで6,235件ということで、住居確保給付金の相談がかなり増えているということが分かりました。リーマンショックのときと比較して、相談者の性別や年齢層などに変化は見られるのでしょうか。教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長 まず1点目の、児童相談所長、一時保護所長の件ですが、こちらは、児童福祉分野での経験を備えまして、子どもの権利・安全を第一に考えた意思決定、それから組織運営ができる人物を理想と考えております。

2点目の外部人材登用の件についてですが、外部人材も区職員も、どちらも貴重な存在と考えております。業務の過程において互いの主張がぶつかるということはあるかと思いますが、それぞれ互いの立場を尊重し、チームワークで業務上連携していけるよう、そういった意識の醸成を準備段階から図ってまいります。

○櫻木生活福祉課長 生活困窮者の定義でございますが、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により経済的に困窮して、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者という定義でございます。リーマンショック時と比較してということでございますが、定量的には把握できておりませんが、職員の中で、リーマンショック時の頃から在籍している者の話を聞くと、若干、若い層の相談が多いような話を聞いております。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、運動系介護予防事業のカラダ見える化トレーニングについてご説明させていただきます。こちらは令和元年度から実施しました事業になります。活動拠点でありますのは、民間フィットネスジムで、筋力や歩行姿勢などを、専用機器で測定して、見える化しまして、

感覚に頼らず客観的なデータに基づいて、最先端のトレーニングマシンを使って全身の筋力をバランスよく効率的に使えること、また体の正しい動きを習得し、歩行や日常生活をスムーズにすることを目的としております。大変人気のある事業になっておりまして、週1回6カ月のコースで、1年間2期に分けておりますが、大体、お申し込みいただいて2倍から3倍の倍率になっているような状況と聞いております。令和元年度は延べ参加者数2,946人ということで、なかなか人気の事業と認識しております。

○横山委員 まず、カラダ見える化トレーニングについてなのですけども、こちらは倍率もすごく、二、三倍ということで、成果が上がっているのではないかと考えております。こちらは、応募したけれども、まだ受けられていない方というのもしらっしゃるかと思いますので、ぜひ引き続き効果を出していけるような形で進めていただきたいと思うのですけれども、一言お願いしたいと思います。

児童相談所の人材確保についてのところなのですけども、なかなか環境づくりというところも、業務の関係上、大変難しい部分があるかと思いますけれども、チームワークの醸成というところは大変重要な視点だと思いますので、まだまだ意見のしやすい環境ですとか、横のつながりを大切にしてくださいとか、様々、今からできるところを進めていただけたらと考えております。

また、生活困窮者の部分ですけども、リーマンショックのときには年齢層の高い男性が多かったのかということで、国とほかの自治体等のお話も聞いたことがあるのですけれども、今回は、若い方、若い女性、大学生なども相談に来ていらっしゃるのではないかと考えています。給付のみを先行しても、うまく自立等に結びつかないことがありますので、給付と相談をセットで考えるというのが、リーマンショック以降の社会保障かと思いますが、給付と相談の一体化について、区のお考えを簡単にお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 1点目のカラダ見える化トレーニングにつきましては、大変人気ということですので、2回目のお申込みの方は、初めてのお申込みの方を優先するという形で抽選をさせていただいて、できるだけ多くの方に参加していただくように努力したいと考えております。

○櫻木生活福祉課長 給付と相談ということでございますが、相談を受けて、今回、様々な給付もしくは融資の制度がございますので、そちらについて丁寧にご案内していけるようにしたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、初めに233ページ、要医療的ケア者受入促進、次に219ページ、認知症高齢者支援事業、3番目に255ページの区内私立保育園経費ということでお伺いしたいと思います。

最初に、要医療的ケア者受入促進ということで、旗の台の心身障害者福祉会館でこの事業が進められているわけですけども、まず最初に、現状、進捗状況についてお知らせください。

○松山障害者福祉課長 心身障害者福祉会館の生活介護における、医療的ケアが必要な方の受入れ状況についてのお尋ねでございます。現在は、医療的ケアが必要なご利用者はいらっしゃいませんが、ソフト面では、受入促進費を使いまして、医師の配置と生活支援員の増員を行いまして、受入体制は整っております。ハード面におきまして、本年度、これから重度の方の居室の床暖房工事を行いますので、4月から週に5日、2名程度の、医療的ケアが必要な方の受入れを行う予定でございます。

○塚本委員 要医療的ケア者に対する施設の受入れというのは長年かかってきた、大変ご苦労されてきた事業かと思いますが、ようやく来年の4月から開始されるということで、非常に喜ばしいことと受け止めております。

そこで少し細かいこと、具体的なことをお聞きしたいのですけれども、いわゆる呼吸器をつけていらっしゃるという方から必要な方からお声を聞いたのですけれども、呼吸器というのが、一般的には重症の人というような捉え方がされていて、こういった医療的ケアが必要な受入れという中でも、なかなか受入れてもらえるのかどうかというところでの不安というか、そういったこともあるということです。その辺についての、呼吸器というのは1つの例ですけれども、受入れ対象者に対する考え方について伺います。

○松山障害者福祉課長 人工呼吸器が必要な方の受入れについてのお尋ねでございます。委員がおっしゃられるとおり、医療的ケアが必要な方の中で、人工呼吸器をご利用されている方、もちろん安定されている方もいらっしゃいますけれども、中には非常に、命に関わるような方もいらっしゃいます。特別支援学校においても、なかなか週5日通えない方もいらっしゃいます。当然ながら、人工呼吸器をご利用している方の健康状態、それから日中過ごす環境というのに大きく左右されるものと思っております。ご本人の主治医、または、施設の嘱託医の判断によるところが大きいと認識しております。

○塚本委員 やはり、今、ご答弁があったとおり、一概にはなかなかオーケーとか駄目だというふうにはならないものだと私も思いますし、当事者の状況をよく見て、私が、相談というか、ご不満を訴えられた方からすると、むしろ呼吸器があるから安定していて、たんの吸引などもないし、非常に穏やかに過ごせるのだということで、そういった方もいらっしゃいますので、そこは本当に主治医との相談、専門家の意見はもちろん大事だと思いますので、そういったものをよく検討していただいて、利用者のご希望になるべく沿えるように運営していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、認知症高齢者支援事業なのですけれども、これまでも何人かの委員から、この点について質問がありましたが、そういう意味では少し具体的に聞きたいのですけれども、コロナ禍で認知症高齢者事業というものが、今、かなり制限されているかと思います。事業を停止しているというか。どういった状況になっているのか、少し具体的にお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 コロナ禍における認知症対策事業の実施状況でございます。委員のお話がありましたとおり、確かにコロナ禍において、例えば人と人が直接集まる、認知症カフェ事業ですとか、そういった直接の対面による事業につきましては、やはり慎重に判断せざるを得ないという部分がございます。ですので、そういった意味では、去年までと比べて、稼働率といいますか、実施状況としては少し下がっている状況がございます。ただ一方で、こういった状況を踏まえまして、例えば一部で事業をオンライン化できないかというような取組みも少しずつ始めさせていただき予定でおりまして、具体的には今年度、認知症の講演会というものを予定しておるのですが、ここで、全てオンラインというのはなかなか難しいのですが、オンラインでも聴講いただける、あるいは会場にも直接、定員をぐっと絞って、密にならないような定員設定をさせていただきながらというような、そのような取組みも始めさせていただきたいと考えているところでございます。

○塚本委員 これまでも質疑がございましたけれども、やはりコロナ禍で在宅でいることが多くなるということと、入所施設に入られている場合も、いわゆるソーシャルディスタンスを確保しながら生活するなどというのは、認知症の方はかなり難しい部分があるだろうというのは容易に想像できます。そういった中で、この間、在宅にいる場合は、家庭のご負担が非常に増えてきていて、家族の体力、家族の方が、本来だったら認知症デイなどに行けるのに、ずっと家にいて、その分、家族が負担してケアしているということが、かなり起こってきていると思うのです。そういった中で、今、オンラインという

ものを1つ活用してということは、大変に期待したいと思いますし、今後もこの問題は、この先、様々なところで増えてくるのではないかなというように懸念しておりますので、その時その時、先手を打つではないですけども、しっかりとした対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、区内私立保育園経費のところですけども、これは以前にも私は質問したことがあるのですが、いわゆる私立保育園の事務負担というところで、いろいろなところで、共有化、ICTなどを使って共通化して簡素化できないのかということです。保育園事業者は、ご案内のとおり、1事業者が品川区内にだけいるわけではなくて、広域にいろいろなところで園を開いている、認可保育園をやっていたりする。それで、各自治体でいろいろ事務的な書類、あるいは指導検査などというのもやられていると思いますけれども、そういったときに出す書類が自治体ごとに違うということで、1つの負担感があったりする。それで、いろいろな部分でICT化できるところを、自動化するということは、それぞれでやっているところもあるとは思いますが、そういったことも各自治体間で広域に共有することができれば、いろいろな経費削減や事務手続きの効率化などということにもつながっていくと思えるわけです。そういった中で、なかなか実際にはそういうふうにならないという状況かと認識しておりますけれども、その辺の理由はどうしてなのかというところをまずお伺いしたいと思います。

○若生保育支援課長 私立保育園の事務負担は、やはり私立保育園、民間企業等の運営事業者に対して補助金を、これはかなりの額、支払っておりまして、その補助金の様式というのが、やはり国や都が定めている様式でかっちり決まっているものでして、その中の、例えば確認書類みたいなところは、例えばエクセルですとか、そういった共通に示されているもので、自動化とまではいかないですけども、そういった電子化してということで進めておりますし、あとは担当の職員が、問合せのあった際、園や事業者に懇切丁寧に対応して、それでなるべく事務負担を軽減するよう努めているところでございます。

○塚本委員 できることはやっているという状況かと思っておりますけれども、これはやはり品川区だけではなくて、広域なレベルでもっとできることがあるのではないかと考えておりますので、今後ともこの件についてはまた取り上げさせていただく機会があればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○あくつ委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、民生費の223ページ中ほどの上にあります高齢者社会参加促進事業の中の健康づくり・生きがい活動事業の、いきいき健康マージャン広場と、いきいきカラオケ広場から質問です。先ほどほかの委員からも同じような質問があったかと思えます。ダブるかもしれませんが、どうぞお許し願いたいと思います。

最初に、いきいき健康マージャン広場からですが、区民全体、特に高齢者の行動範囲も狭くなり、このたびの新型コロナウイルス感染症の関係で自粛生活を余儀なくされ体調を崩す高齢者も多くなるため、早く終息することを願っております。確認ですが、コロナ禍での事業は現在も行っているのでしょうか。先ほどもこの質問がありましたけれども、どうぞお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 いきいき健康マージャン広場についてのご質問です。こちらは、9会場29コースで実施しておりますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の関係で、こちらの事業は休止している状態です。

○木村委員 表現は少し悪いのですけれども、年を重ねていくごとに、どうしても気になるのはぼけというものでありますけれども、ぼけを防止または予防するには、新しいことを覚えて脳に刺激を与えたり、頭脳をフル回転させて働かせる必要があります。行政として健康マージャンを高齢者に勧めてほしいと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症が収まれば、またいかがでしょうか。

○菅野高齢者地域支援課長 区としまして、こちらの事業は、マージャンを通じた高齢者の健康づくり・仲間づくりを促進するため、場の提供をしているものです。認知症予防には、運動や知的活動、コミュニケーションが重要であると思っております。マージャンを通じてコミュニケーション活動することによって、高齢者の方の認知機能の低下が防げるのではないかと思いますので、新型コロナウイルス感染症が収まりましたら、また事業を積極的に再開していきたいと思っております。

○木村委員 ぜひよろしくお願いいたします。ある大学の研究によると、マージャンをすることで脳の血流が増えるということが分かったほか、脳の年齢が3歳も若返るという結果がありました。健康マージャンに参加し、仲間たちと笑顔で接する。特に頭を使い、点に集中にするわけですから、認知症予防や何らかのプラスにつながると私は思っています。多くの高齢者が同じ目的で集まり、マージャンプラス楽しいイコール健康につながるわけでありまして、自宅から一歩足を踏み出し、足を使って会場に行く。会場では脳をフル回転させ、友人と笑顔で接することで、一日でも長く笑顔で元気に過ごしていただくことができるのではないかと思います。

そこでお聞きしますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症とは関係なく、ふだんから、行政として高齢者が笑顔で元気に足を運んでいただくいきいき健康マージャン広場開催は、どんな意義や目的を持って行っている事業でしょうか、お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 こちらのいきいき健康マージャン広場ですけれども、やはり区としましては、健康マージャンを通じた高齢者の健康づくり、そして仲間づくりの促進ができると思ひまして、場の提供をさせていただいているところです。

○木村委員 私たちも本当に、私はあまりマージャンはできないのですが、今、テレビゲームでもマージャンゲームというのがあります。本当に家庭で閉じ籠もっている高齢者たちに、これを使って少しでも頭を使うこと、そういう意味でもぼけを防いでいくということに、ぜひとも行政の皆さんのお力をまた貸していただきたいと思ひます。

次に、いきいきカラオケ広場についてお聞きいたします。この事業も、コロナ禍での活動は行っているのかどうか、最初にお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 いきいきカラオケ広場ですが、民間施設の協力によりまして割引料金で利用できる事業です。東京都の休業要請が発動されたときには、カラオケ店がお店を閉めていたということで事業も休止しておりましたが、その後、6月中旬に休業要請が緩和したことによってお店が再開いたしましたので、こちらは自主的に参加していただく方にはご利用できる状況なのですけれども、やはり高齢者の方は新型コロナウイルス感染症の感染のことを懸念してなのか、いまだにご利用実績がない状況になっております。

○木村委員 声を出すということも本当に大変素晴らしいことでありますし、またリズム感を頭の中でしっかりと刻んでいくということも、私は大変大事なことであろうかと思ひます。先ほどのいきいき健康マージャン広場と、いきいきカラオケ広場、高齢者には本当に必要な事業でしょうか。そして、もし必要であるとお答えであれば、なぜそれが本当に必要なのか、高齢者にはこの2つの事業が必要なのかどうかということをお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 区としましては、高齢者の方が住み慣れた地域で、生き生きと楽しく暮らしていけるようにということを念頭に掲げて、様々な施策を展開させていただいております。その中で、やはりシルバーセンター等でもカラオケは大人気ということもございます。そして、いきいき健康マージャン広場も800人以上の登録者がいるということで、やはり高齢者の方が楽しく参加しているということがうかがえますので、必要な事業として認識しております。

○木村委員 頭と体を使うということで、健康を維持していく。日々を明るく元気に過ごすということですから、高齢者には絶対に必要なことだと私は思っています。マージャンは脳や指を使い、カラオケは腹の底から声を出す。そしてストレスを発散する。そして、友人や同年代と笑顔で楽しめるわけですから、健康に適しているのではないかと私は思っています。

そのいきいきカラオケ広場の決算額が1万9,134円ですけれども、この記載が間違っているのではないかと最初は思いました。このお金は何に充てた金額なのでしょう。ご説明ください。

○菅野高齢者地域支援課長 こちらのいきいきカラオケ広場の決算額、1万9,134円につきましては、まず区の高齢者地域支援課で団体登録をしていただきまして、その登録証を持ってカラオケ店に行ってもらおうという事業のスキームになっておりますので、こちらは登録証に要する紙の代金や、あとは参加登録をされた方との郵送料金などに使わせてもらっております。

○木村委員 よろしくお願いたします。区内には、多くのスナックやカラオケ設備のある店がありますけれども、もちろんこれは新型コロナウイルス感染症が終息してからの話ですが、条件の合うところで、昼間の閉店している時間を利用させていただいて、その地域の高齢者が参加できる区主体のカラオケ広場の開催というか運営はできないものでしょうか。最後にそれだけお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 地域のカラオケ店の協力というご質問につきましては、現在のところ、指定のカラオケ店ということで、区に協力をさせていただきまして、割引料金でご利用させていただいているという流れの中で、今後も区としてそういった協力店があれば、ぜひお願いしたいというところで考えております。

○あくつ委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、224ページの障害者福祉費から手話言語条例について伺いたいと思います。

2014年10月に、手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願が区民から出されまして、区議会でも全会一致で採択されて、意見書が提出されたと。それから6年が経過しているわけですが、経過の最中には障害者差別解消法も制定され、合理的配慮が求められているということで、今、私たちが話している音声言語が、聴覚障害者にとっては手話言語、手話になるわけです。ですので、当然、合理的配慮の観点からも、権利、尊厳を守っていくという、保障するというところからも、手話言語法の制定、そして手話言語条例を各自治体が定めていくということが求められているというのは、そのとおりだと思います。

この議会の中でも、手話言語条例の制定を求める質問が様々されてきました。答弁を見ますと、聴覚障害者協会の方々や明晴学園の方々などと、要望等を聞きながら研究していくとか、先行自治体の条例の研究を進めていく等々、こうした答弁が繰り返されているのですけれども、研究されてどういうことが得られているのか、そして条例制定に向けてどういう状況なのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 手話言語条例についてのお尋ねでございます。この間、研究してきたこととしましては、障害者福祉課といたしましても、手話に関わる当事者、それから支援者等と一緒に話し合

を持って、1つずつ歴史的なものを学んでいったということでございます。また、昨年度、明晴学園に出向いて実際に話をさせていただき、今回、9月4日については、聴覚障害者協会、登録手話通訳者の会、手話サークル、そして明晴学園も一緒に、一堂に会した中で、そこで初めて話合いを持ったということでございます。そういったところでは、手話言語条例に関わる代表の方たちが一斉に集まり、その意義と、あるいは他区の状況に対して意見交換をしているところでございます。

○石田（ち）委員 研究されて、当事者の皆さんとお話をされてきたというのは分かるのですが、条例制定に向けて、先ほどもありましたけれども、ほかの自治体では、東京23区では13区が条例を制定しておりまして、全国で言うと364自治体が条例制定をしていると。学ぶことも大事だと思うのですが、2014年の請願のときから聴覚障害者の方々から、私も学習会に参加しましたが、手話言語、これなのだということが呼びかけられてきて、そして3年前ぐらいからも答弁で、そうした研究をしまいいりますということがずっと言われてきているのですが、今、ようやくこういう状況ということなのか、それとも条例を制定するにあたっての、何かつまりくものがあるのかということがもしあれば伺いたいのと、改めて条例の必要性、区の認識を伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 委員からのご質問は、1点はお時間がかかっているということへのご質問だと思います。お時間がかかっているのは、各自治体が地域の実情に合わせてそれぞれの条例をつくっているというところが大きいという点がございまして、まさに理念条例でありまして、各々の区内の団体の方々や支援者の方々の思いを文言に表すことになるので、その点において調整には時間を要しているところでございます。

次に、必要性についてでございますけれども、やはり区内のこれだけ多くの異なる団体が意見を一致させて合意を生むということは非常に必要なものと認識しております。

○石田（ち）委員 そうすると、各自治体の実情に合わせてと。そして、思いを文言に表すので時間がかかるということで、確かに当事者の皆さん抜きにはつくれないと思いますので、そこは丁寧にやっていただきたいのですが、そうすると条例制定の見通しというのは立っているのでしょうか。そういったところに目がけて、目指して進んでいるという状況でしょうか。伺います。

○松山障害者福祉課長 条例制定の見通しについてのお尋ねでございます。中断しておりました話合いに向けてようやく再開したところでございますので、まずはそれぞれの意見の合意形成というのが非常に大事になってまいりますので、まずは第一歩を踏み出したというところでございます。

○石田（ち）委員 まずは第一歩ということで、一日も早くというのが当事者の皆さんの思いだと思いますし、毎年のように聴覚障害者協会の皆さんからは手話言語条例の制定の要望が出されていますので、一日も早く進めていただきたいと思うのですが、条例制定に向けてと同時に、やはり支援策というのが必要になってくると思うのですが、障害者福祉課には週2回、手話通訳の方が配置されていると思うのですが、人数や回数に変わりはないのか伺いたいと思います。それと、情報推進課でやっているタブレットによる手話通訳サービスですが、昨年から本格実施され、2台から開始して、現在は50台ということでした。ほぼ、どの窓口でも手話通訳が利用できると、情報推進課からは伺ったのですが、そうしたことは障害者福祉課として把握されているのでしょうか。そして、手話通訳者も手話言語として重要な方々ですが、品川区は23区でも少ないということで、当事者からも声が寄せられてきたのですが、現在何人いらっしゃるのか、経年的な数字も伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 まず1点目でございます。障害者福祉課にいらっしゃる手話通訳者の方の配

置日数でございますけれども、週に2日ということに変わりはございません。

それから2点目の、情報推進課が配置しているタブレットの件でございますけれども、情報推進課とは連携して配置しているということで、昨年度から本格導入を行いまして、2台のタブレットを運用し、今年の4月からは外国語通訳サービスと統合して窓口50カ所にタブレットを常設したということは承知しております。

次に3点目です。手話通訳者の現在の人数でございますが、現在は22名ということになっております。また、経年の変化ということでございますが、ここ5年間の変化ということで申し上げますと、平成28年が16人、平成29年が17人、平成30年が21人、令和元年・令和2年が22人という形で微増しております。

○石田（ち）委員 手話通訳者の方々も、聴覚障害の方にとっては、外で、また自分が出向く先で本当に必要になってくる方々ですので、一足飛びには増えない。そのためにも、やはり手話言語条例を制定して広くアピールといたしますか、聴覚障害について、そして手話について、社会的に広く広めていくというところでも、力になるものだと思うのです。全日本ろうあ連盟の皆さんも、手話は私たちの生きる力だと。これは課長も答弁で言っていましたので、そうした立場に立てば、やはり一日も早い条例制定が必要だと思いますので、引き続き私たちも強く求めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、225ページ、障害者福祉費全般に関わってくると思います。児童養護施設にいる子どもたちの福祉サービスについてお伺いしたいと思います。それから235ページ、障害児者総合支援施設運営経費について、243ページの児童相談所移管推進事業について、そして257ページの保育園の定期利用保育事業についてお伺いしたいと思います。

まず、今、児童養護施設にいる子どもたちの相当な割合で障害があるお子さんがいると言われておりますけれども、福祉サービスの利用には親の居住自治体での給付決定が必要で、結果として福祉サービスを受けられていないケースが多いという状況にあるそうです。品川区は課題を認識し、実態を把握されていますでしょうか。

それから、障害児者総合支援施設では最近、利用者が、施設を応援するホームページ「ぐるっぽの仲間たち」を作られたことをご存じでしょうか。また、担当課長としてどのように感じたか、率直なお気持ちをお聞かせください。取りあえず以上です。

○松山障害者福祉課長 私からは、児童養護施設に関する課題認識についてお答えいたします。委員ご指摘のとおり、児童養護施設には多数の障害のあるお子さんがいらっしゃると思いますけれども、子どもの福祉サービスとシステム上の連携が取れていないということ、なかなか各自治体間での連携というのは非常に課題だと認識しております。

○築山障害者施策推進担当課長 応援サイトの件ですが、存じております。あと、こちらの感じているところということですが、運営事業者も非常に頑張っておりまして、利用者の視点を、きめ細かく対応してくださっているというところを実感しております。今後も引き続き、多くの方が利用できるような施設になっていければいいと思っております。

○あべ委員 前段の児童養護施設の問題は非常に大きくて、全国的な課題だとは思っております。厚生労働省などにも働きかけをしておりますけれども、区としてもまずは実体把握に努めていただくようお願いいたします。

それから、このサイト、私も聞いて、見たときには本当にびっくりもしましたし、多分、区の福祉施設で要望やお叱りを頂くことはあっても、応援団ができて、こういう形で応援していただくということとはなかなかなかったのではないかと思います。この施設は生みの苦しみもありましたし、区も相当にご苦労をされたと思いますし、まだ今もフルスペックではありませんけれども、利用者の方々の満足度は非常に高いと思います。ここが一番大切なことだと思いますので、今後も区と事業者と利用者で大切に育て上げていただければと思います。

次の質問に移ります。児童相談所の開設において、子どもの権利擁護の観点から、弁護士の配置ということをかねてから求めてきましたけれども、あわせて、現在の子ども家庭支援センターの段階から、子どもの権利擁護に詳しい弁護士との連携強化をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから定期利用保育についてですけれども、今、何人ぐらい利用しているのか。そのうち、認可園に申し込んで入れなかったお子さんの割合は何人となっているのか教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長 まず準備段階からの弁護士の配置について、私からお答えさせていただきます。弁護士については、職員からの法律相談、法的観点からの助言・指導等の役割を想定しておりますが、こちらは法的専門性に加えて児童相談に関する知識を備えた人材が必要と考えております。準備段階よりこちらで求める人材が見つかりましたら、子ども家庭支援センターと協力いたしまして、配置を図ってまいりたいと考えております。

○若生保育支援課長 定期利用保育の実績でございますけれども、今年度の実績が手元にないので、令和元年度の実績で答えさせていただきますと、合計で464人が定期利用をしてございます。それから、そのうち認可保育所に入れなかったご利用者というところは、定期利用の要件として、認可保育所への入園が不承諾となっていることが要件となっておりますので、全てのご利用者が不承諾になっているというところでございます。

○あべ委員 定期利用保育ですけれども、こちらの利用は所得にかかわらず月額4万5,000円の利用となっております。今、0歳児から2歳児のお子さんたちが払っている保育料の平均というのはどの程度になるのでしょうか。月額4万5,000円というのは、一定の収入以上のご家庭でないと、なかなか利用が厳しい金額設定。特にお子さんが2人以上、この年齢になると、極めて厳しくなるかと思えます。実際に、この金額が払えないということで利用を諦めた。利用を諦めたということは、結果的には就労を諦めることにもつながってしまいます。この利用料金についてのお考えと平均額をお聞かせください。

○若生保育支援課長 定期利用保育の開始にあたりまして、保育料の確認をしてございます。そのとき、平成29年度の平均値になりますけれども、これは認可園に通っていらっしゃる方々の平均の保育料というのが、第2子、第3子というのは減額されていたりしますし、短時間認定というのがございますので、それを全て平均すると3万707円というところでございます。それを除きまして、標準認定の時間の利用者の方の平均は、多子を考慮しない場合ですと4万605円が認可園の平均の水準でございます。それに対して定期利用保育の金額の考え方なのですけれども、こちらは、この事業を開始するにあたりまして、1つは認可園に入れなかった方が対象になるのですけれども、これは認可園と同等にするかどうか、あるいは、同じように不承諾になっている認証保育所の利用といったところの保育料も勘案しまして、そちらとの平均を取りまして、認可園並みにしてしまっ、定期利用は、認証保育園と同じポイントの加点が調整指数でつきますので、そういったところも考慮しまして、同じ認可園に入れ

なかったけれども、認可園に1年間、1歳児で入れるというところになりますと、なかなかそこでまた料金を認可保育園に合わせてしまうと、逆に認証保育所のほうが条件が悪くなってしまって、総合的な待機児童対策という意味では、やはりバランスを取る必要があるだろうという考えの下、4万5,000円の定額という考え方に至ったものでございます。

○あべ委員 一定の検討を経てこの金額になったというのは理解するのでありますけれども、しかしながら、結果的に就労を諦めてしまうような金額になっているというのは、やはり保育に責任を持つ自治体の役割としては、もう少し実態に合わせる必要があるだろうと思っております。認証保育でも利用者に対して助成があります。その考え方で言えば、少なくとも認証保育に対するのと同等の補助をつくるのが適当かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 先ほどは言葉が足りませんで失礼いたしました。認証保育所の料金のうち、助成金の金額を差し引いた、実質負担額などと同等の金額ということで4万5,000円に設定したものでございます。

○あべ委員 それは個々の家庭の経済状況に合わせたものでしょうか。それとも平均額で取っておりますでしょうか。

○若生保育支援課長 ホームページ等で確認できた、全ての区内の認証保育所の平均額ということで出しております。

○あべ委員 支払い能力が十分にあるご家庭は、私はこの金額でも構わないと思っております。認可園でもそれなりの金額になっておりますけれども。しかしながら、利用している家庭のそれぞれの経済状況に応じた助成あるいは金額設定というのはやはり必要だと思いますが、改めてお願いします。

○若生保育支援課長 確かに、応能負担という形で保育料を設定している自治体もございます。私どもが調査したところでは、定期利用を行うというところで言いますと、定額が約半分、応能負担で認可保育と同等の料金に設定しているのが半分ということでございました。ただ、これはなかなか永続的にしていく事業ではございませんので、そういったものを考慮して設定したものでございます。

○あくつ委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、225ページ、高齢者住宅生活支援サービス事業、237ページ、障害児者福祉計画基礎調査、261ページ、認可外居宅訪問型保育、263ページ、生活保護経費からお伺いしたいと思います。順不同でまいります。

まず、高齢者住宅生活支援サービス事業と生活保護経費を、一括してお伺いしたいと思います。高齢者住宅生活支援サービス事業は、品川区社会福祉協議会へ事業を委託して、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保と見守りといった生活支援を一体的に提供する事業と理解しております。そして、この事業は平成30年より開始して、今年で3年目となるわけですが、この間の事業実績は、事務事業概要によりますと、残念ながら初年度、平成30年の実績は2件、昨年は3件といった状況でした。事業開始当時、賃貸住宅探しに苦労する高齢者の支援ということで、大変期待しておりましたが、とても残念な状況だと捉えております。

改めて確認ですが、事業開始当時の部長の答弁では、「高齢者の独り暮らしということで、保証人がいないとか、家主から断られてしまうなど、様々な課題があり、そのような中で区が間に立ってあっせんをするということで、高齢者の住まいの確保という点では大変効果がある事業だと認識している」とありまして、また、「この事業は、家主・大家の不安だったり、またあっせん事業がなかなか伸びないという現状の課題を解消するために、新たな仕組みとして考えたものです」という当時の部長の答弁が

あります。まず確認ですけれど、この事業を創設した背景と経緯、そして、この事業の目的をお知らせください。また、この2年間の実績をどのように捉えて評価しているのか教えていただきたいと思います。

あわせて、生活保護経費についてですけれども、生活保護受給者の方が、例えば立ち退き、引っ越しをしなければならない場合の対応についてお伺いしたいのですが、転居先は基本、受給者ご本人が探すと認識しております。実際、これまで、独り暮らしの高齢者あるいはメンタルの病気をお持ちの受給者などの物件を探すサポートを私もしたことがあります。現状、受給者の方の転居先探し、住まい確保のサポートなどは、生活福祉課ではどのようにされているのでしょうか。また、生活保護行政として、受給者の方に対して、不動産会社が安心して住まいを提供してくださるよう、何か対策はされていますでしょうか。両者、お答えいただきたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、高齢者住宅生活支援サービス事業についてご説明させていただきます。この事業の、平成30年8月に開始したときの背景というご質問だと思います。まず、こちらのご質問につきましては、やはり高齢者の孤立死、そして認知症などの、家主の不安等について解消するために、事業の設計をしていたと認識しております。そうすることによりまして、高齢者の方の住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する事業と考えております。委員ご指摘のとおり、平成30年度は2件、令和元年度は3件という実績になっております。しかしながら、令和2年度は今のところ、コロナ禍もありまして、年度の初めはなかなか物件が出てこなかったのですが、それでも現在のところ3件の契約が成立しているというところで、少しずつ家主からの問合せなども増えているという状況ですので、こうした形で少しずつ家主の方に事業の浸透をしていければと思っているところです。

○櫻木生活福祉課長 生活保護受給者の方の立ち退きまたは引っ越しの際の対応についてでございます。基本的に転居先につきましては、受給者ご自身でお探しいただくというのが基本となっております。ただし、様々な状況で、なかなかご自身で探すのに困難を抱えていらっしゃる方については、ケースワーカーが助言・サポート等を行うよう対応を図っているところです。

また、大家の方に安心してお貸しいただくためということでございますが、制度としまして家賃の代理納付という制度があり、区が受給者の方を経由せずに直接家賃を納付するという制度、それから撤去の際に必要な経費の中で保証料等がございますが、そちらも支給するという制度がございますので、そのような対応かと思っております。

○こんの委員 高齢者住宅生活支援サービス事業は状況が分かりまして、ちなみに民間住宅あっせん事業における実績を少し見させていただきましたところ、3年間の推移では、平成29年が6件、平成30年が11件、令和元年が14件と、微増となっているわけです。住宅を探していらっしゃる方へのサポートとして、あっせん事業がこういう実績でした。一方、高齢者住宅の申請数です。11月ぐらいに申請をしてという高齢者住宅の申請ですけれども、それに対しての未入居の数字を少し見てみました。平成29年は申請が59人に対して未入居の人は37人、平成30年は申請が55人で未入居が39人、令和元年は申請が77人で未入居が51人となっております。高齢者住宅は空いたお部屋をご案内するので限りがあるとも承知しておりますけれども、この未入居となった方が、その後どのように。困窮して申請しているわけですので、その方に対してはどのようにサポート・支援をされているのか。こうした人こそ、生活支援サービスを受けていく。これを受けられるようにしていく。こうしたことが大事ではないかと1つ考えるわけですが、この点、お答えください。

それから、生活保護経費のほうですけれども、ケースワーカーが対応してくださっているのはよく存

じております。ケースワーカーはお1人で約100人ぐらいの受給者を担当している状況も認識しております。その中で転居するサポートをするのは大変な事業だと感じております。現在、生活保護世帯は高齢者住宅生活支援サービス事業の対象とはなっておりませんので、全てケースワーカーが対応していると認識しているところではありますが、高齢者の独り暮らしということで大家から断られてしまう。住まいの確保が困難となってしまう事態は、高齢者住宅生活支援サービス事業の対象者と同じ現状、困難、こんなことがあるわけでありますので、こうした状況を解消していくためには、生活保護行政で進めるのがいいのか、もしくは既存の高齢者住宅生活支援サービス事業の対象を拡大していくのがいいのか。いずれにしても、生活保護受給者の方も含めた住まいの確保のための施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、高齢者住宅生活支援サービス事業に絡んだ、高齢者住宅の入居申込みに対して、結果、入れなかった未入居の方などへの質問についてです。こちらは、例年、60名程度の申込みがございまして、実際に入居される方はその年によって変動がございしますが、20名から30名の間あたりと認識しております。それ以外に、お待ちいただく間にご本人が、何らかの事情でご辞退されたり、あとは施設に入所されたり、お引っ越しされるなど、いろいろな事情で名簿の登録から取消しになる方もいらっしゃいますので、結局、未解決で終わったという方は、例年、20名ちょっとというような数字になっております。この方たちに対しましては、入居の登録の結果をお伝えするときに、住宅あっせんのチラシなどを同封させていただくなどして、丁寧な対応でご相談に応じるという形を取らせていただいております。

○櫻木生活福祉課長 生活保護受給者の方で、特にご高齢の方の住居の安定ということで、基本的に生活保護の制度としましては、他方、他施策優先ということで、他の施策を優先して使っていただくというのが原則となっております。ただ、それぞれの施策において、いろいろなことから条件等が付されていることもありますので、それが使えないという場合は生活保護の制度の中で対応していくということになっておりますので、今後の、他方、他施策、高齢者施策等を確認しながら対応してまいりたいと思っております。

○こんの委員 高齢者だけではなく、生活保護受給者も含めての、生活・住まいの確保という施策は、対象である・なしにかかわらず、住宅確保政策というのは大事な観点だと捉えております。今、現状、既存のものをどうするかというのは、なかなか検討するのに難しい状況もあるのかとも想像は致しますが、今後やはり安定した住まい、住み慣れた品川区に住み続ける、こうしたことを掲げている品川区でするので、隔てなくそうしたことの対応ができるようになっていただきたい。このように要望して終わります。

次に、障害児者福祉計画基礎調査についてお伺いいたします。これは、障害のある方の生活状況や意向などを踏まえながら、施策を進めていくための計画策定に必要な調査と認識しております。こうした調査を基に、障害団体の方からのいろいろな要望やニーズなどが届いている。こうしたものを含めて計画策定を進める基礎調査だと認識しておりますが、基礎調査の目的・内容など、簡単にご説明ください。

○築山障害者施策推進担当課長 基礎調査につきましては、令和3年から令和5年の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定のために実施した調査でございます。対象者としてしましては、施設に入所されている方、在宅で生活をされている方、障害児の方、それから、障害者団体等への調査をさせていただいたものでございます。

○こんの委員 その調査を基に、これから計画が策定されていくと理解いたしました。これまで障害

者団体の方から様々なお声などが届いている。そうしたことも含めて策定されていくのだろうと思っているわけですが、例えば障害者団体の方々からのお声として、「障害者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や、両サービスを併用する場合、相談支援専門員とケアマネジャーの引継ぎについて、両者の密な連携と利用者への丁寧な説明・対応についての仕組みづくりを求めている」。こうした声があります。所管課では、介護保険への円滑な移行の仕組みづくりについて検討を進めていきます。また、モデル実施の在宅介護支援センター併設型相談支援事業所においても、介護保険移行の課題整理や検証を行っていくと聞いております。現在の検討の進捗状況をお知らせください。

○松山障害者福祉課長 障害者福祉制度と介護保険制度のギャップを埋めるために、在宅介護支援センターに障害者の計画相談専門員を配置して、2カ月に1回ですけれども、区も一緒に入って検討を行っております。その中で、1事例ごと丁寧に、今、事例を積み重ねているというところがございます。その課題の中には、やはりなかなか介護保険では、制度だけでは賄えなかった障害サービスの検討も進めているところがございます。

○こんの委員 現状を簡単にご説明いただきました。この要望について、さらにご検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時25分休憩

○午後3時40分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私からは、215ページ、福祉計画費、それから243ページ、児童福祉費の中で児童相談所移管推進事業、それから253ページ、児童福祉費の児童保育費で、ぶりすくーる西五反田経費について確認させてください。

まず福祉費計画です。前回も聞いたと思うのですが、東大井三丁目の元芝都営住宅の跡地が高齢者施設というお話が前にあったと思うのですが、現在の進捗状況はどうなっているか、その点をまず教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 東大井三丁目元芝都営住宅の跡地ということで、今現在、現地は解体が終わって更地になっているという状況でございます。それで、まず前提といたしまして、東京都で最終的な活用方針が決まったという連絡はまだ受けておりません。そういったことから、所管も、まだ福祉局等にあるわけではないということでございますけれども、平成31年1月に東京都から、例えば福祉局で民間事業者到低廉な価格で貸付けをして福祉施設の整備を進める、いわゆる福祉のインフラ整備事業というものをもしやっただとした場合に、地元自治体としてどのような考えがあるかという意向調査がございました。その際、品川区のほうは、高齢者福祉施設等を中心とした福祉施設整備について前向きな考えを持っているという意向を翌月回答したという状況で、今の段階では、まだここまででございます。

○鈴木（真）委員 区の回答ということで、ぜひそうやってもらいたいと思います。私も少し前に近くで用事があって、あそこの土地を見てきたのですが、フェンスで囲まれてかなり広い土地ですし、ちょうど隣の東大井保育園に比べて随分広いと思ったので、これは絶対、区にとってメリットのある方

向に持って行っていただきたい。その中で、今、事業者に貸し出すというお話だったと思うのですが、もしそうだと、今まであまりなかった、南品川の高齢者施設グランアークみづほみたいな形で進んでいくのかという可能性。あれは特別養護老人ホームで、ここはどうなるか分からないですけど、区の方にとってメリットのあるような形を、区としてもこれから東京都と折衝してもらいたいと思うんですけど、もう一回、その辺のお考えを教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 現地の敷地そのものは3,300平米あると聞いております。なかなか品川区内でこれだけまとまった、しかも形のいい土地が出るということは、そうそうあるものではありません。そういった意味では、比較的大きめの規模の施設建設というのも当然可能になってくると考えております。

今回の手法は、民間事業者に、1つの例としましては、例えば年数を50年と区切った定期借地であるとか、そういった様々な方法で、所有地を事業者に貸し出して施設整備するといった手法が考えられると聞いているところでございます。品川区としまして、ぜひこの計画が前に進むように東京都と協議を進めていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員 土地は、地形もいいですが、1つだけ難点があり、道路が狭いので、あそこの入り口はやはり交通の便が、今の工事大変だったと思うのですが、これからもその辺があると思うので、最後の要望としては、都にもその辺の要望はしておいていただきたいと、これは要望で終わります。

次にぶりすく一西五反田の件です。平成15年12月ですか、就学前乳幼児教育施設条例で設置して、これが平成16年6月に開設になったと思います。このとき私も開園式に参列させていただいたのですが、たしか文部科学省と厚生労働省の課長がお二人、初めてそこに並んで座ったということがすごく印象に残っている。品川区として国に率先してこの施設を造っていった。その施設がこれから、文教委員会の報告の中で、運営事業者も変わっていく方向に、今、出ております。最終的に、プロポーザルの結果としては、福栄会と名前が出ていましたので、福栄会に決定ということでよろしいのでしょうか。それと、その決定に基づいて、利用者や、これからの申込者に対して説明をするということもお話があったのですが、その辺の状況も教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 ぶりすく一西五反田につきましては、来年の4月をめどに指定管理者を変更するところで進めているところでございます。9月3日に指定管理者の選定会議を行いまして、今、最後の決定段階を行っているところでございます。それから、事務所等、細かい話につきましては、最終的には第4回定例会で、指定管理者の変更についてという形で議案を提出する予定でございますので、その際に、新しい業者の審議をお願いする形になります。

それから、昨年の10月から文教委員会で話をしまして福栄会で、今、業者の選定は進めているところでございます。

保護者への周知につきましては、9月に1回、保護者説明会を、これは新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、集合形式ではなくオンラインになりましたけれども、ぶりすく一西五反田は保護者会で説明をしているところでございます。

○鈴木（真）委員 説明会がそういう状況で行われたということですけど、今度、来年の4月に向けて、応募する方への説明というのは何か行われるのでしょうか。やはり要項に記載していないと、今までと少し違う形で、後になってから「変わっていたよ」というのではまずいと思うのですが、その辺はどういう形を取っていかれるのか教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 今後の、来年度からの児童の募集につきましては、指定管理者が変更

になるという形で周知を図ってまいるところでございます。

○鈴木（真）委員 その後、NPO法人子育て品川のほうですけど、これは区直接ではないですけど、今後は解散という形で進むということで、考え方はよろしいのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 現在の指定管理者であります子育て品川につきましては、発展的解散という形になります。

○鈴木（真）委員 それと同時に、これは認定こども園になる予定で、今、進めていらっしゃるよね。これは、最初は今のまま福栄会がやったとして、今後、認定こども園になるメリットというのを考えた方がいいのか。その点についても教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 現在のぷりすく一西五反田というのは0歳から2歳が保育所、それから3歳から5歳が幼児教育施設。これは今現在、認可外保育施設になっております。それが幼保連携型認定こども園になりますと、これは国の制度に添った形で、学校かつ児童福祉施設という新しいカテゴリーになります。施設の管理が新しくなるということと、国の制度上のバックアップを受けるという形になります。

○鈴木（真）委員 現在、幼稚園の先生と保育士が両方いるわけですよね。認定こども園になった場合には、両方の免許を持った方が教員という形で関わっていくと思うのですが、その方たちは福栄会が採用する形になっているのですか。現在の先生方というのは、そこから先はどういう立場になっていくのか教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 幼保連携型認定こども園につきましては、保育教諭といいまして、幼稚園教諭プラス保育士の資格を持った方たちが、従事することになるのですけれども、来年の4月以降、新しい事業者に変更になった後、認定こども園の開設に向けて準備をしていく予定でございます。

○鈴木（真）委員 今の方たちをそのまま採用していただけるということで、そこは十分大丈夫なのですが、今後についてやはりまたいろいろ検討が必要だと思うので、その辺をよろしくお願ひしたいのと、それから今まで、ぷりすく一西五反田として子育て品川が培ってきた教育と保育という思いが、福栄会にどのように伝わっていくのか。福栄会としては、教育というのは児童学園をやっていたことはありますけれど、教育部門ということでは専門でなかっただけに、今までのぷりすく一西五反田の財産、無形財産みたいな、その辺はどう引き継いでいってもらえるのか、また区としてそれをどのように望んでいるのか。その点についても知りたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 今まで、ぷりすく一西五反田は、国に先駆けまして保育園と幼稚園の連携を進めてきているところでございます。区としては、画期的な施設である、ぷりすく一の位置づけは変わらないところです。今後の強化につきましては、来年度、社会福祉法人に移行した後、認定こども園立ち上げの期間までの数年間の中で、新しい幼保連携型認定こども園に向けて十分な準備を進める予定です。

○鈴木（真）委員 先々、ぷりすく一西五反田の隣に西五反田保育園もあるし、老朽化してきたときに、今後、一体化というのも考えられるのではないかと、先々また検討しておいてもらえばいかがでしょうかという、これは要望で、検討する必要もあるのではないかと私は個人的に思うので、その辺をよろしくお願ひします。

こちらが長くなってしまったので、児童相談所の関係です。私も先日の説明会にお邪魔させていただいて、その中の、配置する職員という中に、所長、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士などがもう既に記入されていました。その中の、児童福祉司、児童心理司は、人数的にどのぐらいの人数

を予定しているのか。また採用についてはどのように採用していくのか。その点を教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長 現段階になりますが、児童福祉司については約40名、児童心理司については約20名と、法令基準に基づき試算しております。ただいまの法令基準を満たす職員数を配置できるよう、人事課と協議の上、採用を進めており、令和3年度以降は各年度あたり、福祉職を10名程度、心理職を3名程度、採用によって確保してまいる計画でございます。

○鈴木（真）委員 新しい方を採用していただくということで、人数を達成していただくのはもちろんなのですが、ただ、やはりどうしても若い方の採用ということだと、相談業務にどこまで最初から対応し切れるのか、少し心配なところも感じています。既に区の中でも社会福祉士等の資格を持っている方がいらっしゃると思うのですが、この方たちは何人ぐらいいらっしゃるのか、そのうち、この施設にどの程度の配置というか、考えていらっしゃるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長 現在確認しております数では、令和2年度現在、福祉職の職員で社会福祉士の資格を取得している職員は30人でございます。こちらですけれども、現在こちらの30人を特に児童相談所に配置するというような計画ではないのですが、児童相談所の開設にあたっては、安定的な運営に向けまして職層や職歴等を考慮の上、配置を行っていく必要があると考えております。そのため、庁内福祉職の全体調整とあわせまして、関係部署と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 ちょうど今朝の新聞に出ていたのですが、里親の育成という報道が入っていました。今、品川区の中で里親の家庭というのはどのぐらいあって、また、今現在、どの相談所の中でどのぐらい里親の要望があるのか、また今後、区として里親にどういうふうに接していくのか、その辺について教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長 まず里親の数ですが、令和2年度現在で区内17家庭が登録してくださっています。こちらの17家庭につきましては、区が、東京都から児童相談所の業務を引き継ぎました際は、区の里親として登録されることになります。その際、区といたしまして里親支援の包括的な養育支援の体制を組み立ててまいりたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、午前中にもありました養育費です。これは昨年度の決算特別委員会でも私は要望させていただき、研究していただきたいということで強く要望させていただきました。先ほど午前中には検討するという答弁がありましたけれども、本気度を教えていただきたい。本気度です。どこまでやる気があるのかということをお答えください。

それから249ページ、251ページの、保育園給食放射性物質検査費です。これは毎回言わせていただきますけれども、原発の問題があった、東日本大震災からもう10年目になっております。もうそろそろよろしいのではないかとこの見解をお聞きします。

そして、239ページの児童センター運営費についてなのですが、今、児童相談所ができるということで着々と進んでいるという認識であります。児童センターの役割というのは、今まで児童相談所の役割も担っているというところがありました。これは、品川区の中での児童相談所の在り方を考えたときに、やはり地域に根差したというところの、広い意味での仕組みづくりが必要なのではないかと思っております。そういう意味では、児童センター、それから地域センターなども含まれるのではないかと思います。そういう意味では、児童センター、それから地域センターなども含まれるのではないかと。思うのですけれども、協力体制をどういうふうにとっていくのかということのお考えをお聞きします。そして、ネットワークのつくり方、表現の仕方といいますか、それを分かりやすくしていただかないと、

例えば相談業務の話もたくさん出ておりましたけれども、どこにどういう話をしていったいいか分からない。それぞれ、どういう役割分担で子供たちを守っていくのか、親たちをつくっていくのかという形が必要になってくると思いますので、その柱をしっかりと、軸をつくっていただきたい。品川区内全体での軸をつくっていただきたいと思います。

また、児童センターの職員です。なかなか増えない。もう、何回も言っているのですがけれども、児童センターの職員を増やしてください。それで、非常にノウハウを持っている指導員の方が多いので、そのノウハウを継承した形でぜひ増やしていただきたいと思いますが、職員の体制についてお聞きします。また老朽化も激しくなっていて、徐々にではありますけれども、建て替えも含めていろいろされておりますが、全体的に見ますと、どういう計画をもって老朽化の解消、そして建て替え、改築という問題に取り組んでいくのかを教えてくださいたいと思います。

最後に保育園行政です。前の質問で、ぷりすくーんという話もありました。様々な保育園が出てきております。公立、そして私立、認証保育園、幼保一体化、品川区は一体、保育行政をどういう方向に持っていくのでしょうかということです。待機児解消で保育園を増やしていくというのは分かる話ではありますが、ただ保育園をどうするのか、子供どもをどうしていくのかということの視点が非常に、言い方は悪いのですが、おろそかになっているような気がしてなりません。それについてのお考えをお聞きします。

○三ッ橋子育て応援課長 養育費につきましては、他区、また東京都の補助金等々に鑑み、いろいろな状況を見ながら対応してまいります。

○立木保育課長 私からは、給食の放射性物質検査と、あと保育の今後というところでお答えいたします。給食の放射性物質検査は、ストロンチウム検査、それからヨウ素・セシウム検査と、2種類やっております。ストロンチウム検査のほうは、令和元年度で終了したいと思っております。それからヨウ素・セシウム検査につきましては、今後2年間かけて検査を致しまして、それをもちまして終了という予定で今のところ考えているところです。

あと保育行政に関しましては、やはり地域の子育てという部分に関してというところになってまいりたいと思います。まだしばらくは乳幼児人口も増えていき、保育園の需要も一定程度見込まれるという中で、そこはしっかり対応した上で、例えば今後人口が減ってきた場合に関しては、いろいろな、様々な施設と連携しながら地域の子育てを支えていくというような行政の役割をしっかりと果たしていくことだと思っております。

○加島児童相談所移管担当課長 児童相談所と児童センター、地域センター等の関わりの部分、それから相談等の窓口の整理というところで、私から答えさせていただきます。

まず児童相談所の中の児童センターとの関わりについてですが、こちらは子ども、家庭、学校に代わる第三の居場所、それから幅広い年代の子供が集う場所として認識しております。また現在、要保護児童対策地域協議会の分科会の事務局となっておりますので、そういった中で、気になる子どもの相談、通告、情報提供がございました際には、区の中で、児童相談所と顔の見える関係性を築いていきたいと考えております。またそういった関係機関に相談する際に困らないよう、相談窓口の整理についても検討してまいります。

○廣田子ども育成課長 児童センターの職員についてでございます。今、なかなか、採用は進んでいるのですが、若い職員と上のほうの職員ということで中間がないという状況なのなのですが、保育園からの人事交流等も行いながら、児童指導の育成については取り組んでいこうと思っているところ

でございます。

施設の老朽化につきましては、課題として感じております。現在、老朽化しているものの建て替えを機に、児童センターは18歳までしか来られないのですけれども、その後の、不登校・ひきこもり等の関係の支援も行っていくということで、仮称ですけれど、子ども若者センター的なものを今、検討しているところです。それに合わせまして、もう一年、二年とかけながら、研究して、全体の建て替えの計画等も進めていこうと考えているところでございます。

○西本委員 養育費については、ぜひ研究なさっていただいて、制度もいろいろ変わってくるかと思いますので、注視して、品川区も積極的に、計画、そして推進していただきたいと思います。

放射能検査については、何か有事の際にはまたしなければならないことがあるかと思いますが、もういいだろうと思しますので、そういう状況になってきたということで安心いたしました。

それから保育行政なのですが、かつてはやはり保育の質一番というのが品川区の保育行政でした。今はどうなのでしょうかというところを深く考えていただきたい。今、質の問題ですよね。どうしていくのかという。待機児解消は全国でやっているわけだから、それは当たり前の世界で、品川区は順調に精力的にやっているという評価はしております。ただ、いろいろな施設ができてしまっているわけであって、どこまで管理していくのかとか、どこまで保育の質、それから子どもたちをどう教育していくのかということでは、幼保一体施設なども当初からやられていて、その行き先というか将来像が全く見えなくなっているというような状況を私は感じております。なので、保育行政という中で、品川区はこれぞというものをぜひつくっていただいて、考えて進めていただきたいと思しますので、その見解をもう一度お聞きしたいと思います。

児童センターについては、これから非常に期待をしております。もう、以前から期待をしておりますけれども、児童相談所が移管されるという中では、品川区の児童センターのやってきたこと、そのノウハウというのを、これは非常に特徴があると私は思っています。なので、ほかの自治体もいろいろ特徴があるものをつくられようとしておりますが、品川区の一番の特徴は、地域に根差したという、子育てをみんなでやろうというのが品川区の大きな特徴だと思っておりますので、ぜひこれからも進めていただきたいというふうにお願いしておきます。

保育行政だけお願いします。

○立木保育課長 保育の質の部分に関しましては、行政としましても大変重要だと思っております。今後の面では、のびしなプロフェッショナルスクールという研修機関も立ち上げております。そうした中、今後は、公立・私立を含め連携のレベルを合わせ、やはり地域一丸となって子育てをしていくというところで質を上げていきたいと思っております。

○西本委員 保育については、なかなか私立保育園とか、いろいろな施設が入ってくると、直接関わりにくくなる可能性もあります。直接ではないので。なので、そうなるのを、質をしっかりと見ていただいて、先を見通した保育行政をお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 235ページの障害児者総合支援施設運営経費、それから393ページの国民健康保険事業会計、427ページの後期高齢者医療特別会計、445ページの介護保険特別会計についてもお聞かせいただきたいと思っています。

まず障害児者総合支援施設についてなのですが、ちょうど1年前に、当事者家族の大きな期待を背負って開所されたわけですが、1年たたずして、プロポーザルで公募するという状況になりました。

た。改めて伺いたいのですが、2015年の選定のときに、これは品川区としても当初、品川区の障害者福祉を変えたいとの思いで、思い切って選定されたのではないかと思います。審査員の発言ですけれども、こう言われております。「フリーユニティーは品川区にとって新しい試みとなり、品川区を変える可能性がある」。また、区の部長の発言でも、「今回の選定は、品川区の障害者福祉を今より格段、上に持っていくか、現状維持でもよいのかの二者選択と言える。品川区の障害者福祉を変えるという観点からは、フリーユニティーを選択すべきではないか」と発言されています。また、他の委員からも、多くの委員から、事業内容は、フリーユニティーの提案内容が優れているという意見が次々と出されておりました。区としても、品川区の福祉を変える、格段上に持っていくとの思いで、このフリーユニティーを選択されたのではないのでしょうか。このことについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 平成27年度の選定理由でございます。総合評価といたしましては、選定事業者は、品川区障害者計画・障害福祉計画の実現に向けた提案に加え、堅実な実績と高い専門性に裏づけされた運営力を備えており、本事業の運営事業者として最適であると総合的に判断したと、当時、評価したものでございます。

○鈴木（ひ）委員 今言われたように、最適な事業者だと総合的に判断して選定したということです。にもかかわらず、1年もたたずして9月24日の厚生委員会で公募の報告がありました。この公募するというのが、利用者のところにも、不安の声として、今、大きく広がっていると思います。それと私たちのところにも、今の事業者を絶対に変えないでほしいという声がたくさん届いています。利用者から品川区に声が届いているか、また届いているとしたら、どんな声が届いているかについてもお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 私には特にそういった声は届いておりません。

○鈴木（ひ）委員 届いていないというので、少し驚きなのですが、ではこれから届けていただくようにということでお話ししたいと思いますけれども、私たちのところにはたくさんの方が届いております。少し紹介します。「子供が特別支援学校の高等部を卒業する際、その後の受入れ施設では、特別支援学校のような行き届いた対応をしてもらえないのではないかと不安を抱えていましたが、ぐるっばに通い始めると、愛成会のスタッフ皆さんの明るさや優しさ、そして小さなことでもまめに連絡くださるきめ細やかさに接してすっかり安心していきます。子供も毎日楽しく通所できており、大変感謝しております。この施設は、重複障害の我が子にとっては最高の環境だと思っております。父より」。それから、「生活介護事業を利用しています。本当によくしてくださり感謝しています。おかげで本人だけでなく、働いている家族みんなが安心して過ごせています。この先もずっと、愛成会が運営する施設に通わせたい。そのためにも品川区に住み続けたいです」。こういう形で、時間がないので2例だけにしておきますけれども、こういう声がホームページにもたくさん載せられておりますので、ぜひホームページも見てくださいと思いますし、ぜひこの声に応えていただきたいと思います。

そして伺いたいのが、2015年1月の厚生委員会で、「障害児者総合支援施設整備運営事業者の公募について」ということで報告があったのですが、ここでは、事業者選定は客観的な判断をして、よりよい事業者を選定するため、審査の基準表をきちんと作るということで書かれているのですが、今回の基準表というのも先日の厚生委員会の資料の中に書かれておりましたけれども、先日の厚生委員会では課長が「区民の声も審査項目の一つになってくる」と答弁をされました。ここにも様々、8項目にわたって審査の基準というのが書かれているのですが、この中のどこに、区民の声、利用者の声など

というのが入ってくるのかお聞かせいただきたいと思います。

それで、私は改めて、利用者の声を聞くアンケートや自由記載欄のある満足度調査などをしていただいて、ぜひ、今通っていらっしゃる利用者の方、また家族の方の思いを把握していただきたいと思うのですが、その点についてもお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 審査につきましては総合的に判断するものでございます。現在の利用者の声というところも、もちろんそういったところも含めての総合判断ということになってまいります。

それから、利用者の声というところにおきましては、こちらとしても、ホームページ等のお声は聞いております。ただ、公募につきましては公正・公平にという形で実施させていただく予定になっております。

○鈴木（ひ）委員 先ほど、声が届いていないということだったのですが、ではホームページに載せられているような声というのは届いているということなののでしょうか。先ほどは届いていないと言われましたので。私は、それだけではなく、通われている方皆さんの思いをぜひ調査していただきたい、把握していただきたいと思うのですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、指定管理者の選定にあたって外部委員を2名入れるということの施行に、今品川区はなっていると思うのですが、公募にあたって外部委員を誰にするのか。前回の2015年のときには、この時点でもう既に様々豊かな知識をお持ちで、国や東京都などの審査にも関わられている大塚先生に外部委員として入っていただくということで報告があったのですが、品川区として今回の外部委員を誰にするのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、このときになぜ4事業者の共同になったのかという質問が委員会の中で出されたときに、かなり幅広いサービスを行うということで、1法人で担うのはなかなか難しいのではないかとということが課題としてあった。そこで共同提案を受付けることにしたと。知的・発達・身体障害・精神・高次脳機能障害の方、ほぼ全ての障害者が利用される施設ということだと。ほぼ全ての障害者が利用される施設の運営は、1法人ではなかなか難しいのではないかと課題があったということが、2015年に選定されたときの報告であるのですが、この課題について現状どう考えているかもお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 まず、お声が届いているかどうかということにつきましては、私がホームページを拝見してというところでございますので、特段区民の方からアクションがあって届いたというわけではなく、こちらから拝見させていただいたというものでございます。

それから調査につきましては特に実施する予定はございませんが、日々、施設の中には区も入っておりますので、お声を聞く機会等もございますので、何かありましたらご意見はお聞きしていきたいと考えております。

外部委員につきましては、審査の公正・公平性という観点から、現時点では公にする予定はございません。

あと、法人構成でございますが、総合的・一体的な管理運営を実施するために適した体制が提案されれば、そのほうがよいと思っております。ですので、現時点で1法人もしくは共同事業体、どちらがよいということをごちから指定しているものではございません。

○鈴木（ひ）委員 それでは、前に課題だと言っていたところは、今は課題とは考えられていないということなののでしょうか。あと、私は改めて、声を聞くということ、これだけ多くの方が声を上げて

いる。直接、声が届いていないということが、品川区と利用者の関係がどうなのかというのものもあるのかも分からないのですが、ぜひそれは、こういう形で変えるというのであれば、利用者の声を聞くというのは、まず第一にやるべきだと思います。その利用者の声が一番大事なのではないかというのが、厚生委員会の中で、私も申し上げましたけれど、ほかの委員からも出されておりました。ぜひそれは、声をつかむ、そしてそれを反映させる。そのところでしていただきたいということを強く要望しておきます。

それから公平・公正の選定をするということで、外部委員を公にしないという理由が分からないのですけれど、では公正・公平というのはどう担保されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、委員長にお断りしてありますので資料を示したいのですが、これは前回の審査会の結果なのですけれど、こういう形で、区民には公表されないわけです。私たち委員に対しても公表されないということなのですけれど、私はこういうのもしっかりと公表するという方向で、今、指定管理者の在り方という点でも検討されていると思うのですけれど、ぜひ、こんな真っ黒の字で、何が何だか分からないという中身ではなくて、この公表についてもぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 まず公正・公平の担保につきましては、外部の有識者の方を入れることによって、専門的見地からのご意見を頂きながら、公正・公平な審査としていきたいと考えております。

それから情報公開の在り方につきましては、条例に基づいて対応しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 これを黒塗りにするという判断は、各部署によって決められるということで聞いております。ぜひ、こういうことで区民に公表しないというのではなくて、しっかりと公表する中で、透明性、公平性、公正性を担保していただくようお願いしておきます。

それから、今回の指定管理者は、やはり品川区の障害者福祉の当事者や家族に寄り添って、障害者福祉を充実させるという方向で検討していただきたいと思います。継続性、それから利用者・区民の声、それから現事業者の実績をしっかりと評価していただくように強く要望しておきます。

それから次に移りたいと思います。国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険なのですが、コロナ禍で減収になったことで、それぞれの保険料が減免されるということで、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、3つの申請者と減免された受給者がどれぐらいいたのかについてお聞かせください。

それから、国民健康保険の法定外繰入れは7億2,794万円ということで、この資料に書かれているとおりでいいのかということの確認もお願いします。

○池田国保医療年金課長 私からは、新型コロナウイルス感染症の影響によります保険料の減免状況につきまして、国民健康保険料と後期高齢者医療制度についてお話をさせていただきます。

まず、国民健康保険料につきましては、9月現在でございます。およそ1,500件の申請がございまして、現年度分、令和2年度分ですけれども、こちらのほうの保険料がおよそ2億円ほどの減額という形になります。また、こちらにつきましては、2月期と3月期も該当になりますので、令和元年度分として、およそ3,500万円ほどが減額という形になります。

次に後期高齢者医療制度のほうでございますけれども、こちらは実際には私どものほうに来るわけではなく、東京都後期高齢者医療広域連合のほうにそのまま申請が行きますので、そちらから出た数字ということで、正確な数字ではございませんけれども、大体の数字ということで捉えてください。9月29日時点でございます。件数としては18件の処理をさせていただきまして、減免の額になるのは、令

和2年度については200万円、令和元年度については25万円、それから繰入金につきましてはそのままでございます。

〔時間切れにより答弁なし〕

○あくつ委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、225ページ、第3目高齢者地域支援費、新型コロナウイルス感染症対応経費から、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症についてと、253ページ、第3目児童保育費、各種児童保育委託から新型コロナウイルス感染症流行下での幼児保育事業についてと、235ページ、第4目障害者福祉費、障害児支援事業から、障害児家庭に対する小児在宅往診事業について、順に質問してまいります。よろしくお願いいたします。

まず、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。本年4月以降の品川区高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の検査陽性者の発生件数をお示ください。

○宮尾高齢者福祉課長 私から、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の検査陽性者の発生件数についてお答え申し上げます。高齢者施設はこれまでも感染防止対策を徹底してまいりましたが、7月の中旬に最初の陽性者が報告されました。以降、昨日時点でございますが、累計で34名の陽性者の報告が上がっております。34名の内訳でございますが、利用者・入所者が15名、職員が19名という状況でございます。

○鈴木（博）委員 それでは、今お話があった施設利用者と職員別々に、重症者数及び陽性者の療養場所がどのように割り振られているのか、あるいはその人たちのその後の転帰はいかがだったのか、ご説明をお願いいたします。

○宮尾高齢者福祉課長 まず、高齢者施設で陽性者が発生いたしますと、保健所の指示の下、連携を取りながら対応させていただいているところでございます。まず利用者15名につきましては、療養場所としては全員、医療機関への入院ということになりました。経過でございます。既に退院・退所された方が9名いらっしゃいます。現在、療養継続中の方が4名いらっしゃいます。この4名の方ですが、入院されて日が浅い方、または、例えば入院中に骨折をしたなど、新型コロナウイルス感染症以外のことが原因で入院期間が長くなっている方というのもしらっしゃいます。また、残念ながら入院先でお亡くなりになった方も2名いらっしゃいます。このうちのお一人は新型コロナウイルス感染症との因果関係は不明と報告を受けております。さらに職員19名についてです。19名の療養場所は、医療機関に行かれた方が3名、宿泊施設に行かれた方が8名です。あと、施設によって、派遣職員等で、その辺の療養場所が不明という方が8名おります。

経過でございます。既に退院・退所された方が3名、もう勤務を再開されている方が9名、療養継続中の方が3名、不明の方が4名ということで、基本的に重症者はいないという報告を受けております。各施設は感染防止対策を徹底しておりますが、それでもこのように感染者が発生している状況を受けまして、先日、高齢者施設に従事する職員を対象としたPCR検査の実施を補正予算にてご提案させていただいたところでございます。

○鈴木（博）委員 既に健康を回復し、病院から退院してきた入所者に対して、施設ではどのような対応をされているのでしょうか。また、この間、新型コロナウイルス感染症の発生で閉鎖された施設はあるのでしょうか。また、あったとしたら、その間、どのような対応をされたのでしょうか。ご説明をお願いします。

○宮尾高齢者福祉課長 まず、退院前に介護サービスをご利用されていた方につきましては、引き続

き担当のケアマネジャーがご本人の体調の変化などを確認させていただきながら、ケアプランの作成、アセスメントなどを行ってまいります。新型コロナウイルス感染症感染前に介護保険を利用していなかった方で、退院後の生活にご心配がある場合には、高齢者福祉課または在宅介護支援センターにご相談いただいて、適切に対応させていただいております。入所施設につきましては、体温測定、体調の観察を徹底いたしまして、状況によっては、すぐに元の居室に戻さず、状態が安定するまで医務室など個室で経過観察を行うなどの対策を講じております。

次に、休止した施設でございますが、感染拡大防止の観点から休止したところは、これまでにデイサービスセンターで2カ所ございます。入所施設で閉鎖したところはございません。デイサービスセンターの休止中の対応でございますが、ケアマネジャーと相談の上、他の事業所をご利用いただいたり、あるいはホームヘルプやショートステイなど、ほかのサービスをご利用いただくといった対応を取らせていただいております。

また、高齢者福祉課では、各事業所の保険給付データに基づきまして、事業所が受持っている利用者数や状態像を把握できるシステムを持っております。PCR検査の対象となった方が出た場合、検査結果、また事業所内の濃厚接触者の有無にかかわらず、あらかじめ当該事業所が受持つ利用者を抽出いたしまして、結果が陽性となった場合には、速やかに応援事業所に連絡を取るなど協力を要請しているところでございます。

○鈴木（博）委員 しっかりとした対応をされているようで安堵いたしました。新型コロナウイルス感染症は、若年者では軽症または無症状で経過するのに対し、高齢者は重症化しやすく、厚生労働省によれば、我が国での20歳代までの致死率は0%であるのに対し、70歳代では10.9%、80歳以上では23%にも上ると報告されております。我が国の新型コロナウイルス感染症の死亡者は、医療機関に入院している高齢者、高齢者施設に入所している高齢者に集中している現状であります。したがって、高齢者を新型コロナウイルス感染症から守る施策こそ、新型コロナウイルス感染症対策の核心と考えます。新型コロナウイルス感染症の流行がいまだに続く中で、高齢者施設の感染対策について、区の方針を大局的にご説明ください。

○宮尾高齢者福祉課長 介護サービスは、利用者やそのご家族の生活を維持する上で欠かせないものでございます。そのサービスを安定的に提供するために、基本的なことではございますが、まずはウイルスに感染しない、させない、ウイルスを持ち込ませない。こういった対策が何よりも大切かと認識しております。そのために、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用、体温測定といったことを徹底しますとともに、施設内の消毒、それから定期的な換気等を徹底しております。また、職員につきましては、不要不急のイベントは原則として中止、会議は必要最小限にとどめて、実施する場合でも必要最小人数、短時間での開催、座席間隔を十分に保つ。こういった感染拡大防止対策を講じております。さらに、外部からの感染を防止するため、入所施設におきましては、利用者のご家族に対しまして、施設の状況をご説明申し上げた上で、面会をオンライン形式にさせていただくなど、施設内への立入りを制限させていただいております。今後も高齢者施設につきましては適切な感染拡大防止対策を講じながら、区独自のPCR検査も活用して、安心して介護サービスをご利用していただけるように、万全を期してまいります。

○鈴木（博）委員 必要な集団に、信頼できる必要な検査をしっかりと行い、その感染状況を確実に把握する。また、それと並行して、3密を避ける、社会的距離を取る、マスクをつける、手指消毒を徹底的に行うなど、基本的な感染予防対策をしっかりと確実に行う。さらに、11月からいよいよアビガ

ンも使用できるようになりますので、軽症から中等症の感染者に対しては、必要な場合に医療的ケアも併用して対応するなど、最もハイリスクな集団である高齢者をしっかりと守る施策の着実な実施を区に強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症流行下での幼児保育の現状についてお伺いいたします。2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症流行下での、区内の各病児保育施設4園の利用実績をお示してください。

○吉田保育施設調整担当課長 2020年度の病児保育施設の実績についてお答えいたします。現在、病児保育施設につきましては、区内に4カ所、内訳は、医療機関併設型が3カ所、保育所併設型の病児保育施設が1カ所ございます。

8月分までの実績数値を申し上げます。4月からの延べ利用人数でございますが、病児保育施設「チャイルドサンタ」は26人、利用率は約3%、病児保育室「ひだまり」は43人、利用率は約5%、病児保育室「森のおうち」は95人、利用率は約15%、病児保育室「こころキッズケア」は25人、利用率は約7%。合計189人、平均6%の利用となっているところでございます。

○鈴木（博）委員 1カ所を除き、ほぼ1割にも満たないという利用状況が、今、確認できました。ただ、この間、感染症そのものも流行していなかったもので、それを反映しているとも考えられます。この間、病児保育所での新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生の報告等はあったのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 区内の病児保育施設において、新型コロナウイルス感染症のクラスターは発生しておりません。

○鈴木（博）委員 今回の新型コロナウイルス感染症流行に対しまして、病児保育施設の側から、特に何か区に要望等はあったのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した頃、各病児保育施設においても、マスク、アルコール、消毒液等の不足がありました。区の委託事業で行っているところから、病児保育施設には定期的に一定数の配布を行ってきたところです。また、区に対する要望としましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、病児保育を継続していくのかどうか、区の見解が欲しいというご意見も頂いたところです。

○鈴木（博）委員 新型コロナウイルス感染症の流行時は当然、病児保育の利用希望者の中に感染者が混じってくる可能性が十分想定されます。病児保育所は、医療機関と同じく、症状を持つ感染者が集まるため、クラスターが発生するリスクが非常に高い組織です。しかし、病児保育所が、仕事を休めない保護者にとっての最後のセーフティーネット、よりどころになっている事実は、新型コロナウイルス感染症流行時でも平時と変わりありません。それゆえに、病児保育の事業継続には、厳重な感染予防対策と、きめの細かい、そして温かい保育看護が要求されると思います。品川区として、新型コロナウイルス感染症流行下の病児保育事業の運用について、どのような点に注意して、どのような方針を立てて臨んでいるのかご説明ください。

○吉田保育施設調整担当課長 緊急事態宣言下におきまして、保育園は保護者へ登園について強い自粛を要請しているところでしたが、国の通知に沿いまして、休園はしておりません。区内で病児保育を実施している施設から、特段、休園したい等のお話は伺っていません。それから、近隣他区の状況におきましても、一部を除き休園していない。その辺を鑑みまして、感染症予防対策に注意しながら休園せずに対応することといたしました。緊急事態宣言解除後におきましては、保育園に通園する園児も増えることが予想されたところでしたが、第1に保護者に自宅待機を要請しながらの通園再開になるため、

利用者がすぐには戻らないこと、第2に新型コロナウイルス感染症が終息していないことから、発熱・上気道炎の症状を持つお子様については感染拡大の防止から引き続き受入を停止し、病児保育施設が新型コロナウイルス感染症のクラスターとならないように対応したところでございます。

○鈴木（博）委員 ということは、逆に言うと、入所者が非常に少ないので経営上も非常に厳しいということになると思います。7月10日、厚生労働省子ども家庭局保育課及び内閣府から、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて」が各地域の子ども・子育て支援事業担当宛てに発出されましたが、品川区としてはどのように対応されるおつもりかご説明ください。また、この事務連絡は9月30日までということになっておりますが、10月以降の取扱いについても併せてご説明をお願いいたします。

○吉田保育施設調整担当課長 保育所等におきましては、新型コロナウイルス感染症の臨時休業等によりまして、登園児童が減少している場合であっても、保育体制の維持のために公定価格等の減額を行わず算定しまして、施設の収入を保証することとしております。7月10日の厚生労働省・内閣府からの通知では、病児保育事業につきましても、今回利用児童数が大幅に減少したため、実績ベースで算定した場合、病児保育事業の提供体制を確保し続けることが困難な状況になると想定されております。そのため、令和2年度の病児保育事業に関わる子ども・子育て支援交付金については、保育所同様、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等が生じている場合でも、地域のセーフティーネットとして病児保育の提供体制を維持していくことが必要であることから、市町村が認めた場合、前年同月の延べ利用者数を上限としまして、当該月の延べ利用者数とみなして差し支えないとされています。また、この措置は令和2年4月から9月までの間の取扱いとし、10月以降の取扱いは別途示すとされました。この後、9月30日に厚生労働省・内閣府から再度通知が届きまして、10月以降におきましても病児保育の提供体制を維持していくことが必要であることから、特例措置は令和2年12月まで引き続き継続することとなりました。令和3年1月以降の取扱いにつきましては、利用状況を踏まえつつ、特例措置の縮小も含め検討し、改めて示すとされているところでございます。

○鈴木（博）委員 要するに、去年の、新型コロナウイルス感染症がはやる前と同じ程度の実績は保証するということで通達が出たものと理解しました。新型コロナウイルス感染症の流行によって、今、子供と親が孤立しています。それゆえに、さらに一層、病児保育事業を、患児と保護者を守りながら発展させていかなければいけないと考えております。今後の病児保育事業の展開について、区の方針のご説明をお願いいたします。さらに、新型コロナウイルス感染症が長期にわたるような場合、例えば病児保育所に、発熱・風邪症状の子供を、新型コロナウイルス感染症の抗原検査を行った上で、15分で結果が出ますから、積極的に預かるとか、さらに新型コロナウイルス感染症の検査陽性者の施設療養を逆に病児保育所が担うとか、様々な病児保育所の活用や利用ということも想定できると思いますので、必要ならばこのような検討も行ったらいいのではと考えます。ただし、これは病児保育所のほうが手を挙げたらという前提がもちろんつくわけですが。以上、ご説明をお願いいたします。

○吉田保育施設調整担当課長 病児保育事業につきましては、病気の子供を、医師、看護師、保育士が専門的にサポートする環境体制が整っていることから、近年、利用者が増加しております。それとともに、今年度改訂された子ども・子育て支援事業計画においても、今後も利用が伸びていくものと予想されています。そのため、地域バランスを考えまして、より積極的な支援に取り組んでいきたいと考えているところです。抗原検査等につきまして、利用者・関係者の安全安心等を確保も考え、今後検討してまいりたいと思っております。

○鈴木（博）委員 最後に、障害児家庭に対する在宅小児往診事業についてお伺いいたします。来年1月から、医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）による医療的ケアが必要な親子に対する、遊び場、交流、集いの場の提供が始まります。これは大いに期待されるところであります。しかし、医療的ケアが必要な障害児、保護者に対する支援は、まだまだ緒に就いたばかりと考えます。一方、東京都福祉保健局による在宅重症心身障害児（者）等訪問事業が現在行われていますが、これは看護師による支援で、医師の関与する在宅訪問診療ではありません。現在、高齢者の在宅医療は整備されてきましたが、小児の在宅医療はまだ未整備のままです。その理由について簡単にご説明をお願いいたします。

○松山障害者福祉課長 整備されない理由についてでございます。第1に、全体を把握し統括するような医療関係のコーディネーターがいないということ、第2に、やはり在宅で障害のあるお子さんの数が少なく、重度の方であり、地域のかかりつけ医の方々よりも、生まれたときからの主治医の病院とのつながりを持っていることが挙げられます。

○鈴木（博）委員 東京都福祉保健局の在宅心身障害児（者）等訪問事業は看護師の事業ですが、東京都は現在、医師による在宅小児医療の研修も積極的に行っています。私も参加して研修を受けました。援助を待つ在宅の障害児親子がいて、障害児のために何かできることはしていきたいと考えている、希望する医師がいても、現実にはなかなかそれが実際の事業に結びつきません。そのために、まずできることから手を挙げられないか、区としても考えていただきたいと思います。

例えば1つの提案ですが、小児科医が往診して、障害児の自宅で予防接種を行うなどは、小児科医にとっても敷居が低く、比較的取組みやすい事業だと考えます。また、これだけでも在宅重症心身障害児の親子にとっては、予防接種のために外出する必要がなくなるため、大きなメリットになるのではないかと考えます。実は大学病院などから、このような開業医医療機関に対するアンケートも来ています。このような事業も1つどうかと提案したいのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 予防接種の往診接種のご提案でございます。ご協力いただける医師の方がいらっしゃるのには非常にありがたいところでございますが、本人やご家族の意向、本人の障害の程度、医療的ケアの状態、個別性が高いので、一斉に実施する事業というのは難しいのではないかと考えております。ただ、今後、医師と連携しながら支援の場を広げて情報共有を図っていければと考えております。

○あくつ委員長 次に、若林委員。

○若林委員 民生費全体と、439ページの後期高齢者歯科健診事業についてお聞きます。

全体としては、今回の令和元年度の決算として、民生費の執行率が95.4%、不用額が40億円強ということで、区全体の不用額のうち、どうしても大きくなります40.6%が、民生費で出ていると。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費というふうに、それぞれ不用額が出ているところです。歳入のところでも議論が出ましたけれども、いわゆる原則10%のマイナスシーリングというところで、部局長に一般財源を配分する。そういう依命通達が出され、既存事業の見直しを徹底して行って、しっかり財源確保とともに、また絶対に特に福祉サービスの低下を招かない。一方で経費はしっかり見直し、削っていきましょうということが、今、決定されている。そこで、民生費全体としての経費の削減というところで、今、どのように臨まれているか。この辺のところをお聞きしておきたいと思います。

それから、来年度の予算になりますけれども、やはり焦点になるのが、マイナスシーリングをそのときにどういうふうに組立てていき、そして議会・区民にどのように、シーリングについての説明、また表現をしていくかというところも一方であるのかと。決算書にもありますように、節の部分では、報酬

や旅費、委託料、様々な項目が載っておりますけれども、こういったところをどのように表現していくのか、伝えていくのか、書面上、書類上で説明していくのか。この辺は1つ、少し課題かと思っておりますので、この辺のことについて、考え方、取組み方をお聞きしたいと思っております。

○品川財政課長 民生費の全般的なところのお話でございますが、歳入でも申し上げたところではあるのですけれども、来年度は歳入面が非常に厳しいという中で、福祉という面をどういうふうに予算編成していけばいいかというところは非常に難しいところであるかと思っております。先ほど委員からシーリングのお話がありました。あくまで光熱費等の固定的な経費のところを削減して行って、政策については政策予算という部分がございますので、その部分で要求していけばいいと考えております。編成の仕方でございますけれども、やはり既存事業をしっかりと見直していただいて、必要な部分について予算をつけていくというのが原則的な考えになるかと思っております。それから、新型コロナウイルス感染症の関係についても、やはり予算を新たに設定していかなければいけないというところもございます。こういった社会情勢の状況を見ながら、こういう情勢の流れに漏れないような形で、しっかりと予算編成をやっていきたいと思っています。

表現、それから説明のほうでございますけれども、昨年度から始めております予算編成過程を、また12月ぐらいから、所管の要求額等も出して行って、2月頃にはどういう査定をしたかというところの査定額も出していききたいと思っています。こういう編成過程もしっかりと出しながら、予算書も構築していきたいと思っています。

○若林委員 予算書上で、そうなると事項別明細書も当然出てきます。こういったところで、うまく記載する項目が、もし追加するとしたら多くなってしまうかもしれませんが、いずれにしても来年の予算の審議については、やはり1つの大きな焦点になると、これはもう確実に言えることだと思いますので、見せ方、説明の仕方、予算書の作り方、こういったところは十分に吟味していただきたいと思っております。

それでは後期高齢者歯科健診、予算が2,482万円で執行が1,450万円というところで、1,000万円ほどの不用額が出たと認識しております。ただ、これは初めての、令和元年度スタートの事業で、大変ご苦労さまといいますか、お疲れさまでございます。この不用額と内容についてお聞きしたいと思っております。

それから続けて、1年たって、今、1年半たとうとしているわけですが、いわゆるフレイルチェック、オーラルフレイルチェックについてのデータが蓄積されてまいります。これの活用について、情報の分析と活用を、今年度に歯科医師の先生方を交えて分析、活用を検討するというお話であったと思いますので、この辺についても現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○池田国保医療年金課長 後期高齢者歯科健診のお尋ねでございます。まず、昨年度から始まりました後期高齢者歯科健診でございますけれども、こちらの始まりが当初6月ということを用意していましたが、若干遅れたということで、その分受診率があまり、予想したほどのものでないということでございまして、12.11%という、対象者に対してそのぐらいの率でしたので、不用額というものも多く出たということになってございます。今年度につきましては、当初、令和元年度は76歳、78歳を対象としてやってございましたけれども、1つ増やしまして、76歳、78歳、80歳ということで、3学年の方を対象に事業を行っているところでございますけれども、またこちらにも新型コロナウイルス感染症の事情がございまして、本当はスタートが6月からというところが、それも若干遅れているという状況でございます。ただ、昨年に比べますと、受診者の出足はいいという状態でございますので、今後、

昨年よりは受診率が高くなるのではないかと期待しているところでございます。

また、こちらの検査の結果の検討状況でございますけれども、8月に、両歯科医師会の代表の方と私も事務局とで打合せを致しまして、昨年度の受診の内容について報告をさせていただいた後、実際の細かなものについても、内容について精査して、実際に今後どのような形で歯科健診をつなげていくかということ、こちらの歯科健診はフレイルというものに着目している健診でございますので、そういったことで、より専門的な方に統計を取っていただいて、その上で来年度以降にまた検討会をやりまして、どのようにやっていくかということを進めていく予定でございます。

○若林委員 全国に先駆けてといいますか、本当に品川区独自に、国保医療年金課、また健康推進部としてこういうところに着目して、また専門家と協働してというところで、非常に敬意を表する事業の一つだと申し上げて、内容についてはまた来年度しっかり検証していただいて、区内全体、高齢者の方々のフレイル予防、健康寿命に寄与していただきたい。

専門家との協働というところで1つ、歯科医師の先生と共に、医療機関と言えば、あと薬局・薬剤師があるわけです。薬局に行きますと、よく高齢者等、窓口でいろいろ健康相談に乗っているという模様を目にすることがあります。調べてみますと、確かに厚生労働省、国のほうでも今回制度をつくったらしいのですが、いわゆる健康サポート薬局というのか、そういうものがスタートしておりまして、薬局も高齢者のフレイルなどというところに非常に力を入れていくのではないかと考えておりますので、そういった薬局・薬剤師の先生との今後の連携の広がりみたいなもの、一言お願いできればと思います。

○池田国保医療年金課長 今、委員がおっしゃったように、これからは、医師の皆様のほかにも薬剤師の方も含めて広くご協力いただいて、高齢者の方の健康について頑張っていきたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 235ページの障害者福祉費、障害児者総合支援施設運営経費と、253ページ、ぷりすくーる西五反田経費。

ほかの委員の方からもご質問がありましたけれども、まず障害児者総合支援施設のほうですけれども、児童発達支援、放課後等デイサービス、子ども発達相談室の業務についてお尋ねします。管理運営委託料がモニタリングの総括シートでは7,243万円とあります。これは半年間です。今年度の指定管理料はお幾らになっているのでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 1億3,495万9,202円となっております。

○高橋（し）委員 1億3,000万円余ということですが、事項別明細書を見てみると、2億33万円になっているのですが、その点の違いはどういった状況なのでしょう。

○築山障害者施策推進担当課長 2億33万円といいますのは、令和2年度の予算要求時に運営事業者から必要経費として提案され、精査の上、予算として確保した金額でございます。しかしながら、3月に職員体制について事業者に確認したところ、予算要求時の提案と乖離があったため、実態に合わせて指定管理料を支払うこととしたため、差異が出ているものでございます。

○高橋（し）委員 予算要求時の体制と乖離があったため精査したということです。承知しました。その中の子ども発達相談室ですけれども、初回相談まで、つまり「面談・相談したいのですけど」というところから面談していただくまでの待機時間というのは何日ぐらいになっているのでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 現時点で初回相談の申込みをしますと、来年の3月になるということで、今、およそ5カ月ぐらいの待ちとなっております。

○高橋（し）委員 10月に申し込んでも来年の3月になってしまうということです。となると、モニタリングの総括シートの中で、昨年度のいわゆる改善が必要な事項として、初回相談までの待機時間の解消が図れていないとあります。そして今お尋ねしたご答弁で、現在も5カ月待つということです。幼い頃の5カ月というのは成長の過程から見ても大変重要な期間です。早期発見・早期療育の観点から見て、これだけ時間がかかるというのは大変課題があると思います。面談までなかなか時間がかかるという利用者の方のお声もあります。この5カ月待ちという現状を区としてどう捉えているのでしょうか。そして、このように時間がかかってしまうということは、児童福祉の専門的な見地から、その後の発達支援・療育を含め、どのような影響が出てくるか、あるいは出ているか、お尋ねします。

○築山障害者施策推進担当課長 委員のおっしゃるとおり、早期発見・早期療育というのは非常に大切なこととなっております。区といたしましても、初回相談までの期間を短くするよう、事業者には取り組んでいただきたいと思って、支援等をしているところでございます。

○高橋（し）委員 例えば、来年小学校に入るというお子さんが、今、小学校への就学相談そのほかのことを話そうと、相談に行きたいとなっても、そういうことをいろいろ考えられている方が、来年の3月までということになると、大変な影響があると思います。今お話があったように、相談を短くというところのご答弁がありましたので、そこに支援と指導をお願いします。子ども発達相談室はそれで、もう一つの事業、ほかの事業ですが、児童発達支援と放課後等デイサービス、先ほどお話ししましたが、こちらは利用率がそれぞれ57.4%、37.9%ということで、モニタリングの総括シートにも、「改善が必要な事項」というところに記述があり、低いです。先ほどお話しした子ども発達相談室の初回相談までの時間が非常に長いということ、それから今の児童発達支援と放課後等デイサービスの利用数、稼働率が低い、このような課題に関して今も改善されていないことを、区は認識されているのでしょうか。そして、認識しているとすると、今、事業者に対して支援や指導というお話がありましたが、どのような形で支援をしたり指導をされてきたのでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 課題としては認識しているところでございます。事業者に対して、指導はもちろんしておりますが、令和2年度の協定書におきましても、重症心身障害児や待機児童待ち解消のために必要な職員を加配した場合は、協議の上、指定管理料を増額して支払う旨、取決めもしまして、運営事業者が積極的にサービス向上を図れるよう支援しているところでございます。

○高橋（し）委員 そういう形で、事業者がサービスを厚くするために、区として指定管理料の支援をするということも約束していただいています。しかし、残念ながら現状の、先ほどの5カ月待ちや利用率が低いということに関しては、やはり区のほうの指導の側面がまだまだ足りないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 引き続き指導してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 引き続き指導されるということですが、先ほどの支援という、いろいろな面での支援も含め、ぜひお願いしたいと思います。

というようなお話をさせていただき、先日も歳入の件でお話しさせていただきましたが、総合支援施設については、拠点というご答弁を、先日の厚生委員会で課長はお話しされました。拠点というところをもう少し具体的にお話ししていただきたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 拠点の説明になりますが、こちらは地域生活支援拠点の機能を持たせております。重症心身障害や高齢化といったことに対応できるような体制をつくること、それから親なき後の支援を見据えた支援をする施設として考えております。また、児童につきましても、療育支援

拠点ということで考えております。

○高橋（し）委員 親なき後の生活の場、支援を含め、拠点というお話を頂きました。

最後になりますが、少し大きな視点になりますけれども、将来的な視点から見まして、区の障害児者福祉施策の全体から見て、この施設はどのような役割を担うのでしょうか。障害者福祉課としての今後のビジョンを、少し小さくくりになるのですが、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの障害児者総合支援施設を含めた区全体の障害福祉施設のビジョンについてでございます。障害児者総合支援施設もそうですけれども、各施設ご利用者へのサービスの向上はもちろんのこと、区全体としては、区と一緒に意向を合わせて、事業者全体でニーズを把握すること、そしてそのニーズの情報が区に吸い上げられて、区として体系立った障害者福祉施策に結びつけられるような運営を各施設にしていいただければ、区としても同じように一緒に努力したいと思っております。

○高橋（し）委員 区民の方々のニーズに合わせた、体系立った福祉施策の中心の施設にしていきたいということですので、今後とも利用者の方たちにとってよりよい施設になるように、先ほどの支援、そして指導を、各事業者にとってしっかりと協議しながら進めていっていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 217ページ、成年後見センター運営助成と、219ページの社会福祉協議会助成ですけれども、成年後見センター、1,550万円となっていますが、まずこの中身について教えてください。それと、社会福祉協議会助成のほうに、本部、さわやかサービス、ボランティアセンターなどと記載されています。社会福祉協議会助成の中には、成年後見センターの助成はないという理解でいいのでしょうか。また、障害者について、親なき後とか、本人が介護保険の当事者になったら様々な課題があると聞いています。全国の最先端に行く品川区の成年後見センターについて、障害者の方についてはどのようなになっているかをお伺いします。

それと、221ページ、養護老人ホームです。特別養護老人ホームはよく問題が指摘されておりますが、私も決算書をよく見て、改めて養護老人ホームに気づきました。区内にはあるのでしょうか。82人というのは、どこにある施設に入っているのでしょうか。待機者はどのぐらいいらっしゃるのですか。今後、区としてどのように位置づけていくのか。以上、4点お伺いします。

それと次が、同じページの福祉人材確保・定着事業なのですが、この国を支えるために、皆さんもそうだし、私たちもそうだし、いろいろな方が働いております。いや、働いているだけでなく、一生懸命生きていると思うのですが、今日は絞って、課長、介護人材、介護に携わっている人にストレートに、どういう感想というか考えを持っていらっしゃるかを教えてください。

それと、241ページ、多世代交流支援事業なのですが、子ども育成課の中に多世代交流支援事業が入っているのですが、この中身と、高齢者地域支援課で計上しない理由を教えてください。

それと、245ページ、母子家庭等対策総合支援事業費なのですが、簡単でいいので内容を教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 成年後見センター運営助成の1,550万円の決算の内訳ということでございます。1,550万円のうち1,450万円が人件費の助成ということで、所長、それから正規職員の社会福祉士が1名、それから契約職員2名、計4名分の人件費でございます。あと残りの100万円につきましては、実際の成年後見の申立てのケースの中で、終わった後に、資力のない方につきましては求償活動ができないということで、区の社会福祉協議会の負担が大きくなるということで、100万円ほ

ど助成しているものでございます。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、養護老人ホームに関すること、それから福祉人材に関することについてお答えを申し上げます。

養護老人ホームといいますのは、原則として65歳以上の方が、経済的要件と、環境上の要件、例えば住むところがなかったり、あるいはあっても極めて劣悪な状況にある方、こういった方に対して、入所措置ということでお入りいただくようになります。令和元年度は、延べ82人の方が養護老人ホームに入所されておりました。このうち一定程度、区から住居費の手当てをさせていただいているというところがございます。ちなみに、施設は品川区内にはございません。近隣ですと、大田区、目黒区といったところがございますので、そちらに入所されている方が多くなっております。

それから介護人材に関する考え方でございますが、やはり介護保険制度というのは、介護人材、職員があつてこそそのサービスだと認識しております。そのために、これまでもいろいろ支援策を講じてまいりましたし、これからもその辺はしっかりやっていきたいと思っております。なかなかすぐに特効薬のようなことというのは難しいところではあるのですが、そうはいいまして、できるものから、できることから、しっかりと着実に進めてまいりたいと思っております。

○廣田子ども育成課長 241ページの多世代交流支援事業でございますけれども、これにつきましては、児童センターとシルバーセンターであつたり、小中高生と高齢者のふれあいであつたり、子どもの目線から見て、こちらから投げかけた高齢者との交流事業ということで、子どもの部門に予算を持っているものでございます。

○松山障害者福祉課長 障害者の成年後見制度についてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、まさに親なき後というところでは非常に大事な制度となっております。やはり成年後見制度の利用を支援することによって、障害者の権利擁護を図るということが大事な目的となっております。

○三ツ橋子育て応援課長 245ページ、母子家庭等対策総合支援事業費でございますけれども、こちらは未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金でございます。令和元年10月に消費税引上げとなる環境の中で、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親世帯に対して、1万7,500円の給付を173名に行いました。

○寺嶋福祉計画課長 すみません。1点、答弁漏れがございました。社会福祉協議会助成の中に成年後見センターの助成金が含まれているか否かということですが、これは別になっております。

○藤原委員 養護老人ホームなのですが、待機者はどのぐらいいるのですかという質問もしました。今後、区としてどのように位置づけていくのかという質問もしました。

それと、未婚のひとり親の方に対してということですが、今までこういう委員会において、いろいろと未婚のひとり親のお話が出たときに、どうして、対等というか、同じように、助けられないのかという思いがあつた中で、こういう方向性になっていくことはすばらしいと私は評価しております。やはり、その時点で厳しいと思っても言い続けることが大事だということを、今、課長の答弁から、改めてはつきり、私は胸に刻むことができました。ありがとうございます。あと、今度、いろいろな臨時特別給付金が出ると思いますが、新しい制度がどんどん入ってくるわけで、課の方は本当に大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

○宮尾高齢者福祉課長 大変申し訳ございません。答弁漏れがございました。養護老人ホームの入所待機者の数でございますが、本年、9月15日現在の人数でございますが、ただいま3名の方がお待ちでいらっしゃるという状況でございます。

今後は、養護老人ホームにお入りいただくということが適当と認められる方に対して、状況を詳しく調査させていただき、入所判定会議といったものを開催させていただいて、その中でお困りの度合いの順に名簿を作成させていただいて、ご案内をさせていただくという状況です。これからも引き続き、制度の趣旨をしっかりと踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○藤原委員 高齢者福祉課が一生懸命、介護及び福祉のために頑張っているというのは分かっております。だからこそ、課長、介護保険という制度だからしょうがないでしょうという思いではなく答弁をされていていただきたいと思います。私は、介護保険だからと言われてしまうと、先ほども言いました、それでも訴えなくてはいけないというのは、政治家として、政治家の信念としてあります。それは、介護に携わっている方の思い。そして、感謝をしております。介護と言うと広くなってしまうので、例えば訪問介護の方々。今日は秋晴れですけども、台風が来ても雪が降っても雨がっぱを着て、求める人がいれば、お正月も連休も関係なく行くわけですから。訪問介護するわけですね。9月に連休が4日間ありました。でも、訪問介護の方は、連休も関係ありませんよね。私たちが行かないと、独居の方が。それだけではないのです。たまにお休みがあります。お休みがあっても、例えば介護福祉士がお休みで、ヘルパーに行っていた。ヘルパーが訪ねたときに、ピンポンを押しても出てこない。物すごく心配になってしまいますよね。そうすると、介護福祉士に電話を入れる。今、何々さんがいらっしゃらない。ケアマネジャーに連絡をする。命が関わっているから、一生懸命探す。お休みなどない。皆さんもないときはあるでしょう。私たちもお休みがないときもある。けれど、この日本の根底を、訪問介護及び介護士たちは支えてくださっている。昔、介護離職という言葉があったときに、初めて出たときに私は勘違いしました。介護離職とは、介護職を離職する人のことだと思ってしまいました。でも違いますよね。介護離職というのは、家族などに介護する方がいて、職を辞めてしまうと。そのときはそんなにあるのかと。でも現実、そういう方たちに携っていると、そういう方はいっぱいいらっしゃるのです。そういう意味において、制度は介護保険かもしれませんが、介護士。一般的な年収よりも100万円低いではないですか。どうか課長、制度はあると思いますが、そこに報いていていただきたいと思うのです。だから、介護保険で賄っているからということではなくて、品川区の福祉なのだから、根底を支えている方たちに、どうにかしていただきたいと思って訴えさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 委員のご指摘のとおり、介護保険というのは、幾ら箱物、ハードの部分を整備しても、あるいは制度をしっかりと構築しても、実際にサービスを提供させていただくのは、やはり人です。人がなければ介護保険制度自体が存在し得ないと思っております。委員がおっしゃるように、介護サービスというのは24時間365日、止められるものではありません。そういった意味で、私たちも介護職の方たちには本当に尊敬の念を持っていつも接しておりますし、5月の補正予算で、応援金の予算をご提案させていただいたということもございます。今後も、こういったことで、介護に携わる方たちをしっかりとお支えできるかということは、しっかり念頭に入れながら、これからも業務を遂行してまいりたいと思っております。

○藤原委員 施策の中で、外国の方々、すばらしいと思います。外国の方たちに介護に携わっていただくというのも1つあると思う。でも、まず日本の、今この国で支えてくださっている方たちに応えましょう。あれだけ朝から晩までやってくくださっているのですから。そして、いろいろな調整の補助金等あると思うのですが、これも制度的に難しいかもしれないですけど、介護の事務所にお渡しするのではなくて、介護をしてくださる方たちに直接行くような制度をつくっていただきたいと思っているし、

本当にあの制度はいろいろな意味において複雑な面もあります。だから、その辺についても整理して、介護職の方たちが、誇りは持っていると思う。でも、それに区として応えましょう。そして、笑顔で介護してもらいましょう。ぜひ、その辺も含めて、もっと力強い答弁を頂きたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 繰り返しになってしまう部分もあるかもしれませんが、やはり介護人材をどうやってしっかり確保して、そしてその方たちに品川区に定着していただくか。これはやはり我々に課された大切なテーマだと捉えております。

委員が外国人の話もされましたけれども、我々は、広く介護人材を確保・定着していくというテーマの1つの手段として、外国人の方たちも積極的に採用していきたいという思いであります。ですので、どちらかということではなくて、もちろん今頑張っていていただいている方たちに対する尊敬の念というのは、それによって損なわれるとか、それがなくなるということは決してございません。そこだけはまずご理解いただきたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、227ページ、同行援護、229ページ、移動支援事業（ガイドヘルプ）について質問します。

シルバーセンターで実施しているマッサージを視覚障害者の方が行っていますが、あんま師がシルバーセンターに行くときに同行援護が利用できないので困っていると、長年要望が出されております。移動支援事業での対応を求める議論もされていますが、本来的には、視覚障害者のための自立支援給付である同行援護で対応すべきと考えます。視覚障害者が生活する上で、同行援護は外出時に基本的に必要になります。同行援護を、あんま師がマッサージをしに行く際にも利用できるようにすべきですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 シルバーセンターのマッサージについての同行援護のご質問でございます。同行援護につきましては、障害者総合支援法の自立支援給付という、全国一律の制度でございます。制度上、通勤、経済活動に関わる外出を除くとされておりまして、こちらについて、重度の障害のある方を支援する同行援護のご利用は制度上難しいということになっております。

○のだて委員 通勤などに使うことは難しいという話なのですが、障害者権利条約の第20条には個人の移動を容易にすることという項目があります。もちろんこれは日本も批准しておりますけれども、働くことは生活をする上で必要なことですし、当事者自身の自立支援のためにも必要であり、その移動を保障することが求められます。保育園なども、仕事をするために支援が受けられるということになっているわけです。なぜ同行援護は仕事をするために利用できないのかと思うのです。区は、視覚障害者が通勤する上で、ガイドの必要性をどう考えているのか伺います。

○松山障害者福祉課長 同行援護の対象の方は重度の視覚障害者であるということで国が規定しているものでございます。なかなか区で、一律の制度について、国にご意見を上げることはできても、変えるということは難しいのが現状でございます。

○のだて委員 国に求めることはできるということですから、ぜひその拡充を区として求めているのだと思いますが、いかがでしょうか。また、障害者の合理的配慮は、健常者と同じように生活するために、社会の壁を、つまりはバリアを取除くことだと思います。一般的に、働いている人が多いわけですから、生活するために同行援護が必要なわけです。ですから、利用できるようにすべきだと思います。こうした状況が、視覚障害者の就労の壁にもなっています。同行援護が仕事に利用できないのは合理的配慮に反するのではないかと思います。いかがでしょう。

○松山障害者福祉課長 障害者総合支援法で全国一律に決められている制度の、合理的配慮についての解釈云々につきましては、区が論議する場ではないと思っております。また、同行援護従業者要請研修につきましては、非常に厳しい研修となっております。5日間の研修で、視覚障害者の安全性を担保するため、講義が2日、演習が3日間ということでございます。例えば大井町のホームで電車の乗り降りをしたり、バスを借りて、そこの乗り降りを支援したり、あるいは食事の支援、エスカレーターの同行支援までカリキュラムに規定されております。そういった意味では、支援が必要な方に同行援護をサービスとして提供するものと思っております。

○のだて委員 地方自治体で合理的配慮に反するかどうかという、解釈を論じる場ではないと言いますが、区としてやはり必要だと感じているのであれば、国に求めて改正をしてもらうということが必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 国に求めて改正をすればいいのではないかとということでございますけれども、恐らく、就労しながら同行援護を使いたいと言っている方はいらっしゃるかと思います。確かにいらっしゃると思いますが、人それぞれ異なる可能性が高いです。同行援護を使わずに、ご自身で通勤されている方も多くいらっしゃいます。

○のだて委員 人それぞれというお話ですが、それをしっかり選択できるということが合理的配慮にもつながってくるということになりますので、ぜひそういった立場で拡充していただきたいと思えますし、国にも求めていただきたいと思えます。そうすると、本来は同行援護で対応すべきなのかもしれませんが、今はできないということであれば、少なくとも区の移動支援事業を、仕事に、つまりマッサージをしに行くときに利用できるようにすべきです。当事者の方にお話を聞くと、いつも通っている道の案内ぐらいであれば移動支援事業でもよいという声も聞きました。移動支援事業でもよいという、あんま師の方には、利用できるようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。また、国がこの10月から、市町村が実施することのできる任意事業として、自営業として働く場合、通勤における支援を行うことを含めた就労支援の事業を始めました。区は、通勤にも利用できるこの事業を実施する考えなのか伺います。

○松山障害者福祉課長 委員ご提案の、移動支援事業を活用すればよいのではないかとというお話なのですが、移動支援事業につきましては、やはり知的障害者の方、あるいは障害児のお子さんと通学に利用される方が非常に多いです。やはり移動支援従業者養成研修につきましては3日間という形になっております。また、視覚障害者に特化したものではございませんので、制度の趣旨が安全性を担保することであれば、やはり同行援護という整理になってございます。

次に、国が実施する地域生活支援事業の中のものですが、まだ区にニーズとしてはお声を頂戴していないというところですので、今後ニーズがあればまた検討していきたいと思っております。

○のだて委員 移動支援事業のほうは、安全性を考えると同行援護ということでしたが、当事者の方が移動支援事業でもいいということであれば、ぜひそれを利用できるようにしていただきたいと思えますし、国のほうの就労支援の事業はニーズとしてないというお話ですが、既にマッサージ師の方が利用できるようにしてほしいという、同行援護をとということですが、似たようなニーズがあるわけですから、そういったところで区としてもしっかり利用できるようにしていただきたいと思えます。

やはり本来は同行援護が必要ですが、少なくとも視覚障害者の移動の何らかの保証をしていただきたいと思います。また、同行援護の支給時間について制限をする状況がこの間ありましたけ

れども、改善が図られています。しかし、まだ制限をするという、融通が利かない、計画相談になっているという方もいるようです。通院の制限はもつてのほかですが、趣味の活動を週1回やらなくてもいいのではないかとされた方もいます。月末になると支給時間がないため、1週間外出できないということもあります。同行援護の支給時間は豊かな生活を送るために多めに支給していただきたいと思います。生活が制限されない同行援護の支給時間の設定を求めますが、いかがでしょうか。また支給時間の改善が図られたことによって、同行援護のガイドが足りなくなっております。これまで利用を制限してきたことがガイドの養成を抑制してきたものと考えますけれども、同行援護のガイドを増やしていくために、ガイドを養成する講習会を定期的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 同行援護の支給時間についてのお尋ねでございます。委員がおっしゃられるとおり、支給は制限しておりませんし、国の基準に基づいて行っております。今後、再度、相談員に、基準については周知を図り、きちんとアセスメントができるように指導していきたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 215ページの高齢者安否確認事業で緊急通報システムを中心に、それから219ページの熱中症等予防対策、それから419ページの特定健康診査事業費を伺います。

高齢者の安否確認、また熱中症についても、今年度、コロナ禍の中、なかなか見守り事業等もできないような状況で、懸念されるのは、孤立死、また熱中症等で亡くなる方、具合が悪くなる方等が増えているのではないかとこの心配があるのですけれど、その辺の状況が分かれば教えてください。それから特定健康診査についても同じで、これは国民健康保険なので高齢者だけではないのですが、やはり言われているのは、コロナ禍で健康診査等を控えているような方がいるという報道もありますけれど、品川区の現状としてはどうなっているか教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 緊急通報システムのお尋ねでございますけれども、今年度はコロナ禍というところではありますが、緊急通報システムに関しては今、民間の警備会社型のものを導入しておりますので、新型コロナウイルス感染症の関係で何か大きく数値が動いているかと言われれば、今のところそれは特に体感していないところでございますけれども、もう一つ大きな視点で、見守りということに関しましては、例えば高齢者相談員の見守りや、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターによる訪問といったものについては、やはりこの時期、かなりできなくなっておりまして、電話による安否確認等に切り替えて実施しているところでございます。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、高齢者の熱中症対策事業に関連いたしまして、ケアマネジャーによる訪問相談等の関係についてお答えさせていただきます。少し前の話になりますが、緊急事態宣言が出ているときは、基本、定期訪問は直接の対面によらず、例えば電話やメール、ファクスといった、方法でも可とするということで、国の通知に基づきまして、そういった対応をさせていただきました。ただ、緊急事態宣言終了後は、通常の、基本的には直接対面するというやり方に戻させていただいているところでございます。特に大きな、例えば今年ならではの状況といったものが数字上で出ているという認識はございません。実績等につきましては、ほぼ例年並みの実績と認識しているところでございます。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険特定健康診査についてでございます。やはりコロナ禍の影響がございまして、開始が若干遅れてございます。ということで、昨年の8月までの実績が、対象者につきまして13.96%実施されていましたが、今年度につきましてはまだ8.71%ということで、若干少なくなっているところでございます。

○たけうち委員 高齢者の安否確認、また今、状況をお聞きいたしましたけれど、孤立死という、今、

非常に、何年か前から大変クローズアップされていますけれど、以前にも一般質問させていただきましたが、孤立死、または孤独死という定義が明確ではないと。国においても東京都においても。ですので、恐らく品川区としてどのように定義されて、例えば品川区の孤立死、孤独死は何名なのですかとお聞きしたときに、どのようにお答えするのかというのが1つ。それから今、緊急通報システムで、これは以前もお聞きしましたけれど、例えば昨年度の実績として、何件ぐらい緊急通報システムの通報があって、それで駆けつけて、残念ながらお亡くなりになった方がいる・いないなどという、その辺は多分分かると思いますので、そこを教えてください。

それから、国民健康保険については分かりました。遅れているという中で、非常に厳しい状況だというのは分かりました。それで、目標については令和5年までに60%。これは国のほうの目標ですけれど、区は当然そこまでいかないということで、目標をもう少し下げていますけれども、そういった目標に対しての考え方と、国から、コロナ禍の中で、当然、品川区だけではなくて厳しい状況だと思うのですが、何かそういったものが、参酌基準というのですか、話が少し出てきているのか、その辺があれば教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 まず孤立死ということで、厚生労働省等からも明確な定義は示されていないというのはまさにご指摘のとおりでございます。私も過去にいろいろ調べてはみたのですが、例えば内閣府が以前発表した「高齢社会白書」というのがありまして、その中に、「誰にもみとられることなく息を引き取り、その後、相当時間放置された悲惨な孤立死」という表現があるだけです。定義ということではなくて言葉として使われているといった文献を見た記憶がございます。それから品川区については、やはり同様に定義はないのですが、考え方といたしましては、誰にもみとられない環境の中で死亡した場合を孤立死と捉えておりまして、独居であるか否か、それから死後どの程度の期間が経過したか。これについては特に判断要素には入れていないということで、件数につきましては後ほどご答弁申し上げます。

それから緊急通報システムの令和元年度の実績をご答弁申し上げますけれども、全体で109件の通報がございました。それから、これ以外に誤報が40件ございました。109件の中の通報手段としましては、ペンダントによる通報が94件、それから直接、電話等いわゆるALSOOKに連絡をした方が6件ということで、100件がご自分で通報しているという方。それからセンサーにより判断された方が9件という状況になっております。うち、救急搬送された方は85件ございました。残念ながら搬送後、死亡が確認された方が1件ございました。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、私ども高齢者福祉課、そして在宅介護支援センターが緊急対応させていただいて、そのうち残念ながらお亡くなりになった方の数でございます。令和元年度1年間で、残念ながら9人の方が緊急対応でお亡くなりになったことが確認されております。ちなみに今年度は8月末時点の数字になってしまうのですが、同様にお亡くなりになっていた方が3人いらっしゃるというところでございます。特に年度によって、そんなに大きな上下の幅というのはなく、大体このぐらいで年々推移しているところでございます。

○池田国保医療年金課長 私ども国民健康保険の特定健康診査の受診率の目標につきましては、令和2年度は42%を目標にしているところでございますけれども、今のところは先ほど言った数字ということで、今後につきましては、現在も受診の通知を何回か出しているところでございますけれども、そういったことでの周知をもう少しやらせていただくというようなことで努力していきたいと思っております。また、国としましては、品川区の目標の数値もかなり高いところ

がございますけれども、それを目標に今後も努力していきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員 国民健康保険については大変ですけれども、またしっかりお願いしたいと思います。

それで、高齢者の孤立死という話の中で、いろいろ件数を頂いて、８５件の方は救急搬送されて、１件の方は残念ながらお亡くなりになったということなのですから、ただ８４人の方が何らかの形で命が救われたということで、人の見守りや地域の見守りももちろん大事な要素なのですから、こうしたコロナ禍の中で言えば、やはりこうした緊急通報システムみたいなものがこれからどんどん普及していかなければいけないのではないかと思います。実績を見ると、なかなか増えていかないのかと思っているのですが、その辺の課題とか現状とか、また料金についても平成２７年度から若干引き下げられましたけれども、その後はそのままという状況で、料金の問題が課題となっているのかどうか分かりませんが、そこも含めてどのようにお考えかお知らせください。

○寺嶋福祉計画課長 まず緊急通報システムの伸び率としましては、ご指摘のとおり、それほど大きく伸びているものではないです。金額も数年間にかけて改定を行いまして、今現在の金額に至っているということで、金額を理由に設置できないという声は、直接こちらには届いている状況ではございません。

あともう一つ考えられるのは、やはり電話の仕組みが、携帯電話、スマートフォンというふうにだんだん変わってきてまして、警備会社もそういった対応ができるように、今、変更もしていただいております。今その利用も増えていますので、今後またそういった機器の普及に伴って、こちらの普及も伸びていく可能性があると考えているところでございます。

○あくつ委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 ２３１ページの福祉団体に対する助成金、２３９ページの子育て支援情報発信アプリ運用等から質問させていただきたいと思います。

まず福祉団体に対する助成金で、７団体あって、今までもこうした方たちから障害者福祉の施策について、平時からいろいろとご意見を聞いているかと思うのですが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、緊急事態宣言が発せられ、その後、新しい生活様式というのも求められてきた中で、その状況下においての団体からのニーズ把握をどのようにされたのか教えてください。それと、ほかの団体というところで、７団体以外の方たちからのニーズの把握や情報の収集などはどのぐらいの団体数をやられたのかお聞かせいただければと思います。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの団体からの情報の把握についてでございます。団体からのお声というのは、団体活動として、例えば集まりができなくなったといったようなことはございます。また、私どもは団体というよりは個人の方、日頃のケースワークを通じた、あるいは相談支援を通じて、あとは施設、通所施設あるいは入所施設からのお声というのが入ってきている。そのほうが迅速に把握でき、その声に対応しているところでございます。

○大倉委員 個人や入所施設の方からのほうが迅速だというお話で、こうした団体からのヒアリングは、私たちも会派で受けたり、何度もいろいろさせていただいておりますが、行政として、そうしたニーズの把握というのはしていってもいいのかと思ったのですが、その点について伺いたいです。

新しい生活様式が始まって、皆様が新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにそうした生活様式にしっかりと取組んでいく中で、この新しい常識という中でバリアフリーの視点が足りないというような課題が出てきているというようなお話も聞いたことがあるので、そうした団体のヒアリング等の取組みと、新しい生活様式、新型コロナウイルス感染症拡大の中でバリアフリーがどうあるべきかという課題

が見えづらいというようなお話もあるので、その辺の認識というのを教えていただければと思います。例えば、マスクで、聴覚障害の方たちの手話が、実は口の動きが見えにくいので分かりづらいなどといったこともあるのかと思いますので、その辺の課題も含めてお知らせください。

○松山障害者福祉課長 まず1点目の、団体からのお声を聞くヒアリングについてでございます。例えば今回、計画策定にあたりまして、ヒアリングは行っておりますし、またヒアリングの機会はなくとも団体からご要望を頂戴しておりますので、日常的にコミュニケーションを取っている形になります。

また次に、例えばバリアフリー化という観点から1点、委員に例として挙げていただいたマスクです。マスクにつきましては、お声を聞くまでもなくフェースシールドを、例えば心身障害者福祉会館、それから障害者福祉課の窓口の手話の方について個別に配付しております。そういった形で、例えば新しい生活様式に対しての行動の仕方、あるいは障害者理解については、今後、広報を通じて、例年、障害者理解ということで障害者差別解消法を掲載させていただいているのですが、今年度につきましては、新しい生活様式を含めた工夫したものを作ろうかと思っています。

○大倉委員 承知しました。団体から聞いていたり、そういうところはしているということで、例えば団体ではないところからの意見というのは、個人や入所施設から取っているから、ある程度のニーズについては把握しているだろうということで、分かりました。

あと、フェースシールド。実は若干、外などで使うと光って見にくくてなどというお声もあるかと思っていますので、そうした声をしっかり聞いていただいて、配っていただいているとおっしゃっているので、さらに分かりやすいような取組みを、聞いていただいて、していただければと思っています。先ほどのお話の中の最後、必要な情報の周知についてというところで、いろいろ工夫しながらやられているということかと思っているのですが、情報を提供するにおいて、なかなか障害者の方やご家族の方が届きにくいというようなお声も聞いておりますので、様々工夫して情報発信についても取組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、239ページの子育て支援情報発信アプリ運用等、しながわパパママ応援アプリなのですが、導入がたしか2016年4月ぐらいからだったと思うのですが、当初、かなり多くの登録が最初の月にあったような記憶をしております。現在4年たちましたが、登録数はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

○廣田子ども育成課長 登録数でございますけれども、令和元年の新規ダウンロード者が2,737件、累計で1万6,000件余となっております。

○大倉委員 様々な課の情報発信の中で、しながわパパママ応援アプリが子育て世代向けの情報発信のツールとして非常に使われているのかと思っています。そうした中、1万6,000件ということで、4年たって1万6,000件、4で割り返すと年間4,000人ずつ登録というかダウンロードがあるのかというところで、今後さらにしながわパパママ応援アプリを、区としても情報発信で使っていけると思うのですが、そうしたときの数をどのように捉えているのか、考えを教えてくださいたいと思います。さらに増やしていかなければいけないと思っているのですが、様々なところで周知などされているかと思いますが、状況を教えてください。

○廣田子ども育成課長 ダウンロードについては、各講座等でお知らせしたり、区の媒体で様々ご案内しているところでございます。累計のダウンロードはその数なのですが、アクセス数は月3万回から6万回という形で、かなり使われているということなので、ここをブラッシュアップしながらという形で進めていこうと考えてございます。

○大倉委員　そこで、アプリの中身についてなのですが、これはいろいろな方から聞いたりすると、例えば公園の表示で、各場所からの導入で、例えば東品川なら東品川からこういう公園を探すということではできているのですが、人によっては、こういう施設があるからそこに行くというような逆の発想もあるから、そういうのがあるといいというようなお声も聞いたりしております。そうしたアプリの中身の、さらに使いやすくしていくというところの取組みについては、様々、意見を聞く場を設けてもいいのかというところで、そういった意見が言えるような場所であったり、聞き取りみたいなものが行われたりされているのか教えてください。

○廣田子ども育成課長　公園の部分につきましては、大学との連携で、大学のほうでいろいろ研究して取組んでもらったものでございます。アプリを稼働してから5年たちますので、今後の使い方については見直しを考えているところですので、そのときにいろいろな意見を聞いて進めていこうと思っています。

○大倉委員　見直しの際、ぜひ様々な意見を、使ってくださるパパママの方たちからヒアリングしていただいて、より使いやすく、さらに利用してもらえそうなアプリにしていいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○あくつ委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　私は、219ページ、特別養護老人ホーム運営費と、239ページ、子育て支援推進費について伺います。

八潮南特別養護老人ホームについて伺います。ここは当初、旧八潮南中学校の校舎を有効活用するため、区立特別養護老人ホームの改築を行ったということであります。議会でも特別養護老人ホームの整備は全員賛成でありましたが、そのときも国からは多床室ではなく個室への整備方針の転換が示されましたが、収容人数の制限が出てしまうため、議会でも様々な議論が重ねられた結果、八潮南特別養護老人ホームの整備にあたっては、校舎の改築という条件もあって、個室しつらえ多床室という、造語とも思える言葉が用いられ、整備・開設されました。しかし、その後、国から示されたのは、ユニット型個室という介護報酬体系であり、十分な報酬が得られないこととなりました。プライバシーを考慮した個室しつらえであるがゆえに、介護する側からも、死角がしやすいというデメリットや、校舎改築に起因する長い廊下など介護職員の負担が大きい施設となりました。議会においても、管理委託料が他施設よりも多額になっているという指摘もありました。規定より手厚い配置を行っても、法人にも見合う報酬が得られないでいるという状況があったと思っています。大変ご苦労もあったかと思っていますが、これまでの状況をどのように考えておられたのかということを、まず伺いたいと思います。

そして、この状況を踏まえて改築計画が検討されていると考えていますが、入所者のことを考えると、校舎を取り壊して建て替えるということよりも、校庭を利用した増築を行うことで定員増を見込め、報酬に見合う人員配置もできると考えておりますが、どのような計画を考えていらっしゃるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○寺嶋福祉計画課長　八潮南特別養護老人ホームの件でございますけれども、今、ご指摘がありましたとおり、既存校舎の有効活用ということで、平成23年度に開設したものでございます。この段階で、ちょうど検討期間中に国から、いわゆるプライバシーに配慮したということが強く打ち出されるような状況でございまして、先ほど委員からもありましたとおり、個室しつらえ型多床室という形の形態を、当時、知恵を絞って、ある意味、斬新な形で有効活用に踏み切ったといった経緯がございます。

しかしながら、その後、国の制度改正によりまして、報酬単価がこちらの想定どおりに入っていないということが分かりまして、運営法人にも大変な経営努力をしていただいたという経緯がございます。また、構造上、死角ができるということで、基準以上の職員配置が必要になるといったことも発生しまして、その辺につきましては区も人件費の補助を行ってくるなど、介護サービスが低下しないように努めてきたところでございます。そして、今後の計画ということですが、今現在、敷地の中に、まだ活用していない、いわゆるデッドスペースという部分が存在していることから、その辺りも広く活用しまして、今、野球のグラウンド等に使っている校庭もありますけれども、その辺りをうまく活用して、一番の目的は定員増を図るということ、それからうまく施設配置をしまして、今使っている野球場等も、別の形で、例えば場所を移動してご利用いただけないかと、こういうことも含めて、今まさに所管のほうで検討を進めているといった状況でございます。

○石田（秀）委員 まさにそこは勝負のところだと私も思っております。あその場合は今L字で、校舎が建っていますので、校庭を使うことによって四角い建物が建つと、L字のどちらかを使えば、非常にいい形の特別養護老人ホームができるのだろうと思っております。先ほど、定員増ということもありましたが、建て方にもよるのでしょうか、約七、八十床とか100床ぐらい増えるような気がしてなりません。そうすると、法人側も非常に、そういう意味では報酬に見合う整備ができてくるのかと思っております。そうすると、もう一個考えられるのは、L形の1つのほうは、使わなくなるということであると思います。そうすると、その部分も有効活用していこう。ただ取り壊すということではなくて、他の部分、例えばそれがほかの障害者であり何であり、そういう部分に活用するというのももちろん考えだろろうと思っておりますけれども、そういうことをしていくことが、あその地域にとっては必ず必要だと私は思っておりますので、その辺のところをもう一回ご答弁いただきたいのと、今、校庭のところという話がありましたけれども、ここは、八潮団地が開設した頃、当時から、校庭を利用している野球の少年団体があります。そこは失われてくるということだと思いますが、あそこには幸い、敷地の端にプールがあるのですけれども、その先は結構広い敷地が、残っていると言うと言い方が変ですが、多分そういう立地だと思っております、そういうところ。それで、お隣の八潮南小学校はサッカーの中心的な、人工芝で、非常にきれいな整備ができていて、その部分については、やはり当初からそこを使ってきた野球、またサッカー。そういう利用分けもできているわけでありますので、その辺のところも含めてしっかり考えていただきたいと思いますが、もう一回お願いしたいと思います。

○寺嶋福祉計画課長 まさに今、検討の段階ということではありますが、まず定員につきましては、少なく見積もっても1.5倍ぐらいには上がるだろうという見込みを、今、立てているところでございます。

それから、新しく増築する部分につきましては、全く制約なしで造れる施設ということになりますので、今のスタンダードのユニット型の個室特別養護老人ホームという形を基本に進めていくことになろうかということも、検討段階ではありますが、1つの案として所管で考えているところでございます。

それからご指摘にありました既存施設でございますけれども、多床室のニーズも、一定程度というか、かなりありますので、改めて例えば多床室をきれいに整備し直すとか、それにしてもまだまだスペースがたくさん残りますので、まだ十分使える建物ですから、その他の福祉も含めた需要等に応えられるよう、改めて検討の中で活用については考えていきたいと、このように考えてございます。

それからグラウンドにつきましては、ご指摘のあったとおり、今使っていないプールのスペース、先

ほど申し上げたデッドスペースという部分が残っておりますので、その辺をうまく使って、今まで利用していた地域の団体に今後ご利用を続けていただけるようなところに十分配慮しながら進めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 ぜひそれはよろしく願います。先ほど来、障害者の話とか、様々な施設、いろいろな話がありますがけれども、それこそここが、様々な意味で核になるという部分もあります。こみゆにていふらぎ八潮もあるわけでありましてけれども、それと連携するということも、必ず何かできる話だと私は思っております、ぜひその部分は、準備していращやるので、それはこれ以上言いませんが、なるべく早めに整備していただけるようお願いだけしておきます。よろしく願います。

それから子育て支援推進費のほうに移らせていただきたいと思います。先ほど来いろいろ話が出ておりますが、私は代表質問でも、無償化に伴って歳入増が図られました、そのときにも言ったのですけれども、歳入が保育園の無償化で図られたときは、この費用については、在宅子育てに必ず使ってくれという話をさせていただきました。それで、その部分で在宅子育てをこれから強化していく。それで、新型コロナウイルス感染症があったのであれだけれども、もちろん来年度予算も含めて、私はこの在宅子育てについて、まず初めにお聞きしたいのは、新型コロナウイルス感染症があったとしても、新規事業も含め、強化して行って、別に依命通達というわけではないけれども、そこで例えば見直しも何もあっても、そこは新規でプラスの見直しでもいいわけだから、私が確認したいのは、まず出てきたときに、いろいろ見直した。では結果、在宅子育ての予算はマイナスになりましたということはないですよねというところから入りたいんだ。そこだけは先に確認したいと思います。

○廣田子ども育成課長 今現在、年少人口が増えておりまして、学校も教室があふれておりまして、すまいるスクールもあふれる、児童センターもいっぱいになるというところで、様々な課題を持っているところで、乳幼児、小中高生、18歳以上というところで、様々な見直しをかけているところです。年少人口が増えて乳幼児の課題が増えているというところですので、様々な部門・分野から見直しをかけているところですので、具体的な形は今お示しできませんけれども、取り組み始めているということを申し上げておきたいと思います。

○石田（秀）委員 ぜひ、今、子ども育成課長に言っていたいた、お隣には子ども未来部長もいらっしゃるわけで、このお二人の気合と手腕に大変期待しております。

その中で、今、新型コロナウイルス感染症がありましたと。先ほども少し意見が出たけれども、テレワーク等が進んで、在宅で子育てをしているママたちの居場所がという話がありました。これも悩み事が多くて、幼児を連れて相談できる居場所。それで、先ほどもご答弁があったけれども、11月9日の交流の場をどういうふうにしていくのだと。これは抽選で15名選んでやっていきますということなのだけれど、この辺のところは多分、課長もご存じだろうけれども、今、いどばたというところは非常に来る方が多くて、今、毎日やっているというか、お休みなく開けるようになっています。これだけいろいろなご相談に来られる方が増えているという現状があります。これを多分、11月9日の交流の場でいろいろやっていただけるのでしょうか、では、それを具体化していく。既に二年も三年も前から、我々としたら、そういう意味では、形、仮称みたいなものをつけて政策要望も出しているのだけれど、ママランチカフェみたいなことをやってください。在宅で子育てをしているママたちの居場所をいろいろなところにつくって行ってほしいということはさんざん言っているわけで、その辺のところは9日にやった後でいいので、どういう形で具現化していくかということを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○廣田子ども育成課長 このたび、15名というのは、新型コロナウイルス感染症の関係で、本来は

もっと大きく開きたかったところなのですけれども、小さくてもやっていこうということで15名で開きます。それで、今回の目的といたしましては、子育て支援活動を地域でやっている方が、区からどういう後方支援をもらいたいのかというところのすり合わせと、児童センターや行政側とどうやってすみ分けて、共に子どもたち、地域の在宅子育てを進めていくかというところを洗い出したいと思っているところでございます。一度には少人数しか集めることができませんが、間を開けて何回か話し合いを重ねていくということで、具現化するというところに努めてまいります。

○石田（秀）委員 これは多分、具現化していくときには、場所もありますし、その場合は位置づけをしていただいて、助成金が入って、来られる方々のアンケートも2年ぐらい全部取った。それで、今、なかなか補助金を受けないから、そういうアンケートも取っていないけれども、そういうのを取り出すと、多分、情報量としては相当あるのだらうと思っています。その中でもう一点だけ聞きたいのは、先ほどの予算化の話だけれども、これは私の聞き間違いかもしれないけれども、マイナスシーリングみたいなものもあるから、すきっぷひろばが縮小になりますという話が耳に入りました。これは、先ほど言ったように、そこの部分はマイナスシーリングがあったので、私はマイナスになることはないと思っているという話をしました。これが事実なのかどうかというのを確認したいのが1つと、今みたいな具現化はいろいろな資料がもう出ているので、その辺を踏まえて、一步前へ進んでいただく。回数を重ねるよりも前へ進んでいくということを、改めてもう一回伺いたいと思います。

○廣田子ども育成課長 すきっぷひろばにつきましては、ゆうゆうプラザで今までできたところが、場所が減ってしまって、その分、現時点では減らしているところでございます。ただ、町会会館を貸していただけるというところのお声がかかっているので、そこの調整がつけば回数が増えてというところで、戻すことができるかもしれないのですけれども、現在調整中でございます。

○あくつ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月9日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時05分閉会

委 員 長 あくつ 広 王